

燕市地域防災計画

震災対策編



令和5年度修正

燕市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨.....	1
第2節	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
第3節	燕市の特質と過去の震災.....	7
第4節	積雪期における地震.....	9
第5節	地震の想定.....	11
第6節	防災対策の推進方向.....	17

第2章 災害予防計画

第1節	防災教育・訓練.....	18
第2節	自主防災組織育成計画.....	22
第3節	防災都市計画.....	26
第4節	地盤災害予防計画.....	29
第5節	建築物等災害予防計画.....	31
第6節	公共土木施設等災害予防計画.....	33
第7節	鉄道事業者の震災対策.....	37
第8節	河川の地震対策.....	39
第9節	農地・農業用施設等の災害予防計画.....	41
第10節	防災通信施設災害予防計画.....	43
第11節	公衆通信施設災害予防計画.....	45
第12節	電力供給施設災害予防計画.....	48
第13節	都市ガス施設災害予防計画.....	50
第14節	上水道施設災害予防計画.....	53
第15節	下水道施設災害予防計画.....	56
第16節	危険物等施設災害予防対策.....	58
第17節	火災予防体制整備.....	62
第18節	廃棄物処理体制の整備.....	67
第19節	救急・救助体制の整備.....	69
第20節	医療救護体制の整備.....	72
第21節	避難体制の整備.....	75
第22節	要配慮者の安全確保計画.....	81
第23節	食料・生活必需品等の確保計画.....	86
第24節	文教施設等における災害予防計画.....	89
第25節	ボランティアの受入れ体制の整備.....	93
第26節	積雪期の震災予防計画.....	95
第27節	市の業務継続計画.....	96

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の組織・運営計画.....	98
-----	---------------------	----

第2節	職員の配備・招集.....	107
第3節	防災関係機関の相互協力体制.....	111
第4節	防災通信施設応急対策.....	116
第5節	被災状況等情報収集伝達計画.....	119
第6節	広報計画.....	125
第7節	避難及び避難所計画.....	131
第8節	避難所外避難者の支援計画.....	139
第9節	自衛隊の災害派遣計画.....	140
第10節	輸送計画.....	145
第11節	警備・保安及び交通規制計画.....	149
第12節	消火活動計画.....	156
第13節	救急・救助活動計画.....	160
第14節	医療救護活動計画.....	162
第15節	防疫及び保健衛生計画.....	164
第16節	こころのケア対策計画.....	167
第17節	廃棄物の処理計画.....	169
第18節	トイレ対策計画.....	171
第19節	入浴対策計画.....	173
第20節	食料供給計画.....	174
第21節	生活必需品等供給計画.....	177
第22節	要配慮者の応急対策.....	181
第23節	建物の応急危険度判定計画.....	184
第24節	宅地等の応急危険度判定計画.....	185
第25節	文教施設等における応急対策.....	186
第26節	障害物の処理計画.....	190
第27節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画.....	192
第28節	愛玩動物対策計画.....	194
第29節	公衆通信施設応急対策.....	196
第30節	電力供給施設応急対策.....	199
第31節	都市ガス施設応急対策.....	201
第32節	給水・上水道施設応急対策.....	204
第33節	下水道施設応急対策.....	211
第34節	危険物等施設応急対策.....	214
第35節	道路及び橋梁施設の応急対策.....	218
第36節	鉄道施設の応急対策.....	221
第37節	河川施設の応急対策.....	224
第38節	治山・砂防施設等の応急対策.....	226
第39節	農業及び農業用施設の応急対策.....	228
第40節	商工業応急対策.....	232
第41節	応急住宅対策.....	233

第42節	ボランティアの受入れ計画.....	237
第43節	義援金品の受入れ・配分計画.....	239
第44節	災害救助法による救助計画.....	241
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	民生安定化対策.....	245
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	251
第3節	公共施設及び民有施設の災害復旧対策.....	252
第4節	災害復興対策.....	256

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある震災に対処するため、市、県、国、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき燕市防災会議が策定する「燕市地域防災計画」を構成し、本市における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、燕市地域防災計画は、本編の「震災対策編」、別編の「風水害等対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成される。

このうち、「震災対策編」の構成は以下のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

3 関連計画との整合

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験をもとに、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定にあたっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに災害対策基本法第42条第5項により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

燕市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第2節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の責務

(1) 燕 市

燕市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、以下の対策を講じる。

ア 新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画関係部局の役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。

エ 平常時から自主防災組織等の活動支援やリーダーの育成を図る。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、災害から県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害からその地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市 民

「自らの身は自分で守る。自分達(たち)の地域は自分達(たち)で守る。」ことが防災の基本である。市民は、その自覚をもち、平常時から災害に備えるための手段を講じておく。さらに、発災時には自らの身の安全を確保するよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

2 各機関の事務又は業務の大綱

燕市、新潟県並びに燕市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて燕市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
燕 市	1 燕市防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物及び家畜に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 15 水道等公営事業の災害対策に関すること 16 他市町村に対する応援要請に関すること
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部(燕警察署)	1 被災状況に関する情報収集に関すること 2 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 4 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること

指定 地方 行政 機関	北陸地方整備局 信濃川河川事務所	1 信濃川中流(大河津分水路を含む)についての洪水予報及び水防警報に関する事 2 信濃川中流(大河津分水路を含む)についての維持管理及び災害復旧に関する事
	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	1 信濃川下流についての洪水予報及び水防警報に関する事 2 信濃川下流についての維持管理及び災害復旧に関する事
	北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所	1 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に 関する事
	北陸農政局	1 国営農業用施設の整備とその防災管理並びに災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農業用施設における事前防災の徹底に関する事 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事
	北陸信越運輸局	1 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送あつせん並びに船 舶及び自動車による輸送の確保に関する事
	新潟地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 に関する事 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及 び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す る事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
	三条労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関する事
陸上自衛隊 航空自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を優先とした応急救 援活動の実施に関する事
指定 公共 機関	東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報の伝達に関する事
	(株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関する事 2 災害時におけるメール情報通信の確保と気象情報・安否情報などの 伝達に関する事
	日本郵便(株)燕郵便局 日本郵便(株)越後吉田郵便局 日本郵便(株)分水郵便局	1 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 災害時における郵政事業(郵便、郵便貯金、簡易保険)に係る災害 特別事務取扱い及び援護対策に関する事
	日本放送協会	1 気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	東北電力ネットワーク(株) 新潟県央電力センター	1 電力施設等の防災対策及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事

	日本赤十字社 新潟県支部 (燕市地区)	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時における輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関するこ と
	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社	1 鉄道施設の防災管理に関すること 2 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること 3 旅客の避難に関すること
	東日本高速道路(株) 新潟支社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	日本通運(株)新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
指定地方公共機関	西蒲原土地改良区 熊森土地改良区 須頃郷土地改良区 中之島土地改良区 三島郡北部土地改良区	1 農道、(排・取)水門、頭首工、排水ポンプ、水路、ため池等の施設の 防災管理並びに災害復旧に関すること
	蒲原ガス(株) 白根ガス(株)	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県LP ガス協会県央支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸(株)燕支店 中越運送(株)燕ロジスティク スセンター	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	新潟交通観光バス(株)潟東 営業所 越後交通(株)三条営業所	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること
	(株)新潟放送 (株)NST新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 燕三条エフエム放送(株) (株)エヌ・シー・ティ	1 気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	(株)新潟日報社三条総局	1 災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人燕市医師会	1 災害時における医療救護に関すること
	社会福祉法人燕市社会福 祉協議会	1 ボランティアセンターの設置に関すること
	燕商工会議所 吉田商工会 分水商工会	1 災害時における物価安定についての協力、あっせんに関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関するこ と

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	新潟かがやき農業協同組合	1 農作物被害の災害応急対策の指導に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 農業生産資材及び農家生産資材の確保、あっせんに関すること 4 災害時における貯金、保険等に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
	燕市自治会協議会	1 災害時における連絡調整、要配慮者の把握、その他市が行う応急対策についての協力に関すること
	一般診療所 病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般建設事業者	1 災害時における応急復旧についての協力に関すること
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
	一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
	(株)第四北越銀行 (株)大光銀行 三条信用金庫 新潟県労働金庫 新潟県信用組合 協栄信用組合 新潟大栄信用組合	1 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること

第3節 燕市の特質と過去の震災

1 地理的概要

燕市は、新潟県のほぼ中央、日本海側に位置している。しかし、日本海には直接は接せず、その間に長岡市域の北端をはさんでいる。燕市域は、北は新潟市、南は長岡市に隣接し、両市の中間にはさまれた形となっている。

また、東から南西にかけては三条市に隣接し、北西側には西蒲原郡弥彦村が接している。

位置 東経138度52分56秒 北緯37度40分23秒（市役所庁舎位置）

面積 110.96km²

人口 76,765人(令和5年9月末現在)

世帯 30,953世帯(令和5年9月末現在)

2 地形と地質

燕市のほとんどは、信濃川の氾濫によって形成された比較的平坦な越後平野にあるが、市域の西端、旧分水町の西部には弥彦山に連なる国上山が位置している。

また、この国上山山麓を切って江戸時代の計画から世紀を超えた難工事の末、1931年によりやく完成をみた大河津分水路は、増水時の信濃川の洪水を日本海に流し、洪水防止に大きな役割を果たしている。

燕市付近の越後平野は、沖積層が厚く堆積する後背湿地がそのほとんどであるが、河川の周辺には洪水のたびに土砂が堆積した自然堤防といわれる水はけのよい微高地が形成されており、このような微高地には古くから集落が形成されている。

3 地震による災害

燕市に被害を与えた既往地震について、その被害状況、特徴等は次のとおりである。

(1) 1828年12月18日(文政11年)三条地震 (M=6.9)

激震地は信濃川流域の平地で、燕、三条、見附で震度7、加茂、吉田、分水、与板、三島等で震度6と推定される。地割れから水や青い砂を噴出するといった液状化現象の記録が見られる。死者1,681人、負傷者2,572人、家潰13,149戸、焼失1,083戸、山崩れ750余とされている。

旧燕市での被害は、死者100人、負傷者111人、家潰1,151戸とされている。

(2) 1964年6月16日(昭和39年)新潟地震 (M=7.5)

震度は、新潟県ではかなり広い地域が震度5という強震に見舞われた。村上市では一部で震度6に匹敵するところがあったとされている。県内のほとんどで被害が発生したが、特に被害が激しかったのは、山形県境から村上市を含む岩船地域と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方であり、液状化現象、浸水害、火災などが起こった。死者14人、重傷者46人、全壊3,277戸、半壊10,966戸であり、12件の出火が発生し402棟が焼失した。

また、山崩れや、道路、港湾・漁港施設、河川堤防、ライフライン施設などに被害を生じた。

旧燕市での被害は、軽傷者4人、半壊6棟、農業関係被害3,106万円で市内の損害の大部分は農耕地の陥没、隆起、亀裂及び農道、用排水路の被害など農業関係に集中した。中でも小池用水路取り入れ口付近が約30メートルに渡って陥没したため、近くの水田が一面に冠水したのをはじめ、用水取り入れが不可能になるなどの被害はみられたが土嚢を積んで凌いだ。

また、水道関係の施設はその日の夜には復旧し、国鉄弥彦線も巡回のうえ安全が確認されると同時

に平常ダイヤで運行した。復旧がかなり遅れたのは電話の市外通話だけで、市内はほとんど影響を受けなかった。軽傷者4人とあるが、いずれも小中学生でひざの打撲程度のものであった。

(3) 1995年4月1日(平成7年)新潟県北部の地震(M=6.0)

4月1日12時49分、新潟県北部、福島潟付近の地下約17kmを震源とするM6.0の地震が発生し、新潟、笹神、出雲崎、相川で震度4、高田、酒田、白川で震度3の揺れを観測した。震央付近で家屋の倒壊や破損、墓石の転倒、道路の亀裂、田畑の陥没・隆起等の被害が多く発生した。被害状況から震央付近では局所的に震度6以上に達したと推定された。燕市での大きな被害は発生しなかった。

(4) 2004年10月23日(平成16年)新潟県中越地震(M=6.8)

10月23日17時56分、新潟県川口町を震源とする、M6.8、震源の深さ13kmの直下型の大地震が発生し、震央に位置する川口町では震度7、小千谷市・川口町を中心として中越地方一帯で震度6弱～震度6強の大きな揺れを観測した。本地震の被害は、死者67人、重軽傷者4,795人、住宅被害120,746戸、被災129,255世帯であった。また、広域に渉る交通・ライフラインの破壊、大地すべり・土砂崩壊の誘発等、生活基盤に多大な影響を与えた。

燕市では、震度5弱の揺れを観測、死者2人(関連死)、家屋の全壊10戸、半壊24戸、家屋の一部損壊142戸の大きな被害が発生した。また、道路、田畑に一部被害が生じた。

(5) 2007年7月16日(平成19年)・新潟県中越沖地震(M=6.8)

7月16日10時13分、新潟県上中越沖を震源とするM6.8、震源の深さ約17kmの地震が発生し、柏崎市、長岡市、刈羽村で震度6強の揺れを観測した。

本地震の被害は、死者15人、重軽傷者1,975人で、住宅被害では44,171棟と多く、非住家被害31,612と合わせると建物被害は75,783棟となっている。

また、柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の放射性物資の放出のトラブルが発生した。

燕市では、震度5強を観測し、重傷者3人、家屋の全壊2戸、半壊13戸、一部損壊881戸と大きな被害が発生している。

(6) 2019年6月18日(令和元年)・山形県沖の地震(M=6.7)

6月18日22時22分、山形県沖を震源とするM6.7、震源の深さ約14kmの地震が発生し、村上市で震度6強の揺れを観測した。

本地震の被害は、重傷者4人(うち燕市1人)、軽傷者3人で、住宅被害では627棟となっている。

第4節 積雪期における地震

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

1 被害拡大要因

(1) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪荷重により、倒壊家屋が通常よりも多く発生することが予想される。

(2) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生件数が増大することが予想される。
また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

(3) 人的被害の多発

家屋倒壊、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の市民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

2 応急対策阻害要因

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落が多発することが予想され、また、積雪により被災状況の把握が困難となることが予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想され、その場合には交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難となる。

(3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

(5) 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪をしないと被害箇所には到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

3 応急対策需要増加要因

(1) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想され

ることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。

(2) 除雪

地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすことから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

4 積雪期の地震対策

積雪期の地震は、通常期の地震と全く異なる様相を呈することから、より大きく、より長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えることとなる。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し地震対策を講じる必要がある。

第5節 地震の想定

県は、平成7年から平成10年にかけて、1回目の地震被害想定調査を実施した。しかし、その調査から20年以上が経過し、実在する断層の研究成果や地震計算方法・想定技術が進歩したこと、社会情勢の変化など新たな知見の蓄積が進んでいること、最新の地図情報の利用などより精度の高い調査が可能となったことから、県内の地震被害想定を見直すこととし、令和元年から令和4年にかけて、2回目の地震被害想定調査を実施した。

詳細な調査結果は、県が令和4年3月に公表した「新潟県地震被害想定調査報告書」のとおりであるが、その概要を次に示す。市ではこの調査結果を参考とし、地震発生時の被害発生・拡大要素の逡減に努める。

1 調査の概要

本調査で実施した調査項目は次のとおりである。

ア 自然現象の予測

- ・想定地震
- ・地震動の予測
- ・液状化危険度の予測
- ・土砂災害の予測

イ 被害の予測

- ・被害想定条件
- ・建物被害
- ・人的被害
- ・ライフライン被害
- ・交通施設被害
- ・生活への支障
- ・地震水害
- ・農業かんがい施設被害
- ・被害額算出
- ・災害・対策活動シナリオ
- ・冬季に想定される被害の拡大

ウ 減災効果測定

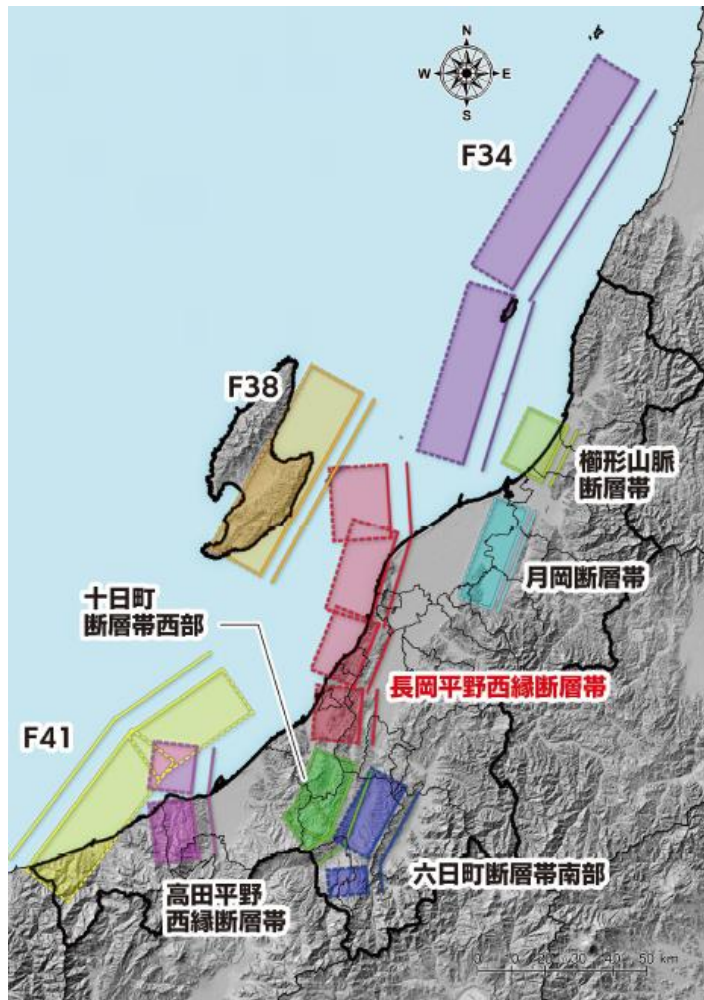
2 想定地震

本調査では、先行調査に基づき、現在把握されている震源断層の中から、内陸については震度6弱以上、海域については津波浸水深50cm以上の県内曝露人口を算出し、曝露人口が多い地震を優先するとともに、中枢都市に影響する震源断層を考慮しつつ曝露人口が発生しない市町村が無いよう、発生確率や地域バランスを考慮して、以下のとおり、9地震(内陸6地震・海域3地震)を選定した。

〔想定地震〕

	想定地震名	走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ※ (km)	マグニ チュード	発生確率 (30年以内)
内 陸 の 地 震	①楡型山脈断層帯	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3～5%
	②月岡断層帯	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0～1%
	③長岡平野西縁断層帯	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
		202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
		185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
		197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
	④十日町断層帯西部	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以下
		236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
	⑤高田平野西縁断層帯	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
		172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
海 域 の 地 震	⑦F34(県北・山形沖)	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	-
		197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
	⑧F38(越佐海峡)	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	-
	⑨F41(上越・糸魚川沖)	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
		55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

※断層上端から地表面までの距離



3 被害の予測

(1) 被害想定を行う地震動の設定

本調査では、対象とする9想定地震において、強振動生成域や破壊開始点の配置パターンにより全47ケースが考えられる中で、各地域において安全側の防災対策が実施可能となることを重視し、被害想定を行う地震動の設定は、250mのメッシュ毎における最大値を採用する「重ね合わせ」を用いた。

(2) 想定シーン

本調査では、県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定し、季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な「冬・深夜」「夏・12時」「冬・夕18時」の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害等は、風速・風向によって被害の様相が異なるため、県内の過去の風速・風向を参考に、3シーンにおける平均風速、強風風速、最多風向を反映した想定を行った。

(3) 震度及び液状化の予測

各地震想定における本市の震度及び液状化の予測結果は次のとおりである。

① 櫛型山脈断層帯	市内全域で震度4が想定される。 液状化の危険度は極めて低い。
② 月岡断層帯	市内北東部で震度6弱、それ以外の広い地域で震度5強が想定される。 液状化の危険度は東部が高く、西部は低い。
③ 長岡平野西縁断層帯	市内全域で震度6強、一部で震度7が想定される。 液状化の危険度は高い。
④ 十日町断層帯西部	市内南部の一部で震度5強、それ以外の広い地域で震度5弱が想定される。 液状化の危険度は低い。
⑤ 高田平野西縁断層帯	市内全域で震度4が想定される。 液状化の危険度は極めて低い。
⑥ 六日町断層帯南部	市内全域で震度5弱、一部で震度4が想定される。 液状化の危険度は低い。
⑦ F34(県北・山形沖)	市内の大部分で震度5強、一部で震度5弱が想定される。 液状化の危険度は市内の大部分で低く、一部高い。
⑧ F38(越佐海峡)	市内北部で震度5弱、それ以外の広い地域で震度5強が想定される。 液状化の危険度は低い。
⑨ F41(上越・糸魚川沖)	市内西部は震度5強、東部は震度5弱と想定される。 液状化の危険度は低い。

(4) 被害調査結果

本市における建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、避難者などの生活への支障について、想定地震毎に集計したものが次表である。

なお、ここで示す想定結果は、被害が最大となる「冬・夕18時」(人的被害及び自力脱出困難者数については「冬・深夜」、帰宅困難者については「夏・12時」)の強風風速のケースである。

建物被害は、被害要因として「揺れ」「液状化」「土砂災害」「津波」「地震火災」について検討し、それぞれの欄に示してある。(燕市では「津波」による被害想定は無い。)また、複数の要因で重複して被害を起こす可能性があるが、本統計では、重複集計を避けるため「液状化→揺れ→津波→火災焼失」の順番で被害の要因を割り当てた。土砂災害はそれ自体重複する箇所があり計算が複雑になるため重複集計から除外している。

区 分		建物被害							
		地震動		液状化		土砂崩壊		地震火災	
		全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	焼失 (棟)
内陸の地震	想定①	0	0	1	22	0	0	0	0
	想定②	185	2,679	83	3,073	0	0	0	2
	想定③	19,832	11,077	123	3,615	1	3	35	10,110
	想定④	0	59	39	1,446	0	0	0	0
	想定⑤	0	0	1	40	0	0	0	0
	想定⑥	0	2	22	806	0	0	0	0
海域の地震	想定⑦	2	363	72	2,670	0	0	0	1
	想定⑧	2	316	62	2,315	0	1	0	1
	想定⑨	1	251	58	2,145	0	0	0	1

区 分		人的被害			ライフライン被害					
		死者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	上水道		下水道	停電 (軒)	電話 不通 (回線)	ガス 供給 停止 (戸)
					水道管 被害 (箇所)	断水 人口 (人)	支障 人口 (人)			
内陸の地震	想定①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	想定②	12	20	513	34	35,374	16,441	10,296	18,772	0
	想定③	1,297	2,084	3,831	592	79,265	26,519	28,025	42,677	27,439
	想定④	0	0	11	6	182	37	64	84	0
	想定⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	想定⑥	0	0	0	2	4	1	2	2	0
海域の地震	想定⑦	0	0	69	11	2,092	1,125	596	1,108	0
	想定⑧	0	0	60	6	1,263	135	587	616	0
	想定⑨	0	0	48	8	672	102	281	317	0

区 分		道路(緊急輸送 道路)被害		避難者数 (発生直後・1日後)			自力脱出 困難者数 (人)	帰宅困難者	
		橋梁 (箇所)	盛土 (箇所)	避難所 (人)	避難所 外 (人)	要支援 者・ 避難所 (人)		帰宅困難 者数 (人)	外出者数 (人)
内 陸 の 地 震	想定①	0	0	3	2	0	0	653	1,599
	想定②	19	16	728	485	63	5	4,654	5,206
	想定③	24	22	22,282	14,855	1,923	492	4,654	5,206
	想定④	8	6	163	109	14	0	4,654	5,206
	想定⑤	0	0	4	3	0	0	1,442	1,499
	想定⑥	1	0	88	58	8	0	4,654	5,206
海 域 の 地 震	想定⑦	18	13	330	220	28	0	4,654	5,206
	想定⑧	16	9	283	189	24	0	4,654	5,206
	想定⑨	12	7	257	171	22	0	4,654	5,206

※外出者数は、市外へ通勤・通学し、地震後に安全確保等のためにしばらくの間はその場で待機する必要がある者の人数。

区 分		必要仮 設住宅 数 (棟)	食料 不足量	飲料水 不足量	要応急 給水量	トイレ 不足量	エレベーター 停止		医療機能の不足		
			1～3日 合計 (食)	1～3日 合計 (ℓ)	1～3日 最大 (ℓ)	1～3日 合計 (ℓ)	停止 台数 (台)	人数 (人)	転院 患者数 (人)	対応力不足数	
										入院 (人)	外来 (人)
内 陸 の 地 震	想定①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	想定②	137	0	274,905	80,476	0	30	0	1	0	308
	想定③	4,344	130,482	696,964	218,604	73,627	56	0	28	1,985	3,073
	想定④	31	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	想定⑤	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	想定⑥	16	0	0	0	0	1	0	0	0	0
海 域 の 地 震	想定⑦	62	0	10,238	3,138	0	7	0	0	0	0
	想定⑧	53	0	2,202	737	0	5	0	0	0	0
	想定⑨	48	0	1,261	756	0	4	0	0	0	0

区 分		震災廃棄物量		ため池の破壊による災害発生			
				危険性が高い		危険性がやや高い	
		がれき発生量 (万t)	仮置き場必要 面積(ha)	箇所数	影響戸数	箇所数	影響戸数
内 陸 の 地 震	想定①	0.06	0.02	0	0	0	0
	想定②	16.39	5.36	0	0	0	0
	想定③	379.63	124.24	0	0	0	0
	想定④	3.92	1.28	0	0	0	0
	想定⑤	0.11	0.03	1	6	7	21
	想定⑥	2.11	0.69	0	0	0	0
海 域 の 地 震	想定⑦	7.86	2.57	0	0	0	0
	想定⑧	6.81	2.23	0	0	0	0
	想定⑨	6.21	2.03	9	38	5	16

4 まとめ

本調査の結果、過去に経験した地震の被害を上回る建物倒壊や火災による焼失、人的被害、ライフライン被害の他、様々な災害が発生することが予想される。また、新潟県は全域が豪雪地帯に指定されており、積雪などによる冬季に想定される被害の拡大も予想される。

燕市内においては、長岡平野西縁断層帯が存在しており、この断層帯を震源とする地震では、死者が約8千人、建物の全壊が約17万棟、避難者は最大で約47万人が予想され、燕市を含めた広範囲にわたる被害が見込まれる。

地震発生時の被害を最小限にとどめるためには、本調査の結果を踏まえて、市の地震防災対策を着実にするとともに、市民や事業者を含めた社会全体での取り組みが不可欠であることに留意しなければならない。

今後、各主体それぞれの取り組みを一層強化するためにも、市民に対し防災に関する情報を的確に提供し、市民による防災活動の活性化を促進していく。

長岡平野西縁断層帯の長期評価(地震調査研究推進本部地震調査委員会による)

断層帯名	予想地震 規模(M)	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
			平均活動間隔
長岡平野西縁断層帯	8.0程度	2%以下	13世紀以降
			約1,200年～3,700年

第6節 防災対策の推進方向

災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全な生活環境を確保することは、燕市の基本的責務であり、関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。市は、防災対策の推進を図るため、自主防災組織の育成や事業者との連携による地域防災力の向上とともに、市職員においても、迅速かつ適切な災害対応ができるよう防災体制の整備を図り、市民が安心して生活できるよう努力する。

1 防災の啓発活動

防災に対する市民の自発的、積極的な意識の形成が、災害時の被害の軽減につながる。そのためには、市民自らが防災訓練等に積極的に参加しようという意識づくりが大切である。これらを行うには各関係機関が横の連絡を密にし、あらゆる災害に対応できる組織づくりが重要となる。

そして、防災に関する広報、啓発活動を行うとともに、児童・生徒への防災教育の普及、防災訓練などの実践的な体験訓練や研修会などを推進する。

2 防災体制の整備

災害発生時にあたっては、関係職員の初動体制がその後の対応を大きく左右する。このため、燕市職員は、常に即動態勢を保持し、本計画の習熟のほか、各種マニュアルを作成し、訓練による検証を通じて、災害対策が迅速かつ適切に行えるよう態勢整備を図る。

上記マニュアルの他、地震発生後に実施すべきことを漏れなく掲載した災害対応チェックリストを対策班毎に作成し、災害発生に備える。災害対応チェックリストでは、実施項目の羅列ではなく、具体的な行動を明記することにより、突発的な地震の際でも的確な行動を実行できるよう内容掲載に努める。内容についても、随時見直すこととする。

また、防災に関する専門的な知識・技術を有する機関等による指導・助言を受けることによって、さらなる防災体制の整備と地域防災力の向上を図る。

3 自主防災組織の育成

災害対策には、公的機関による防災活動だけでなく、地域コミュニティによる助け合いが重要であり、平時からの市民の防災活動が極めて重要である。

このため燕市は、消防力の整備と救助体制の強化を図るとともに、市民の互助意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛消防の組織の育成整備に努める。

また、市民参加による防災訓練の実施や広報等による啓発活動を積極的に行い、市民の防災意識の向上に努める。

4 消防団の充実

非常備消防としての消防団員の献身的な活動は市民から絶大な信頼を得ており、令和5年4月1日現在の消防団員の状況は、16分団で809名である。

燕・弥彦総合事務組合消防本部は、機動力の強化と安全対策を図るために小型動力ポンプ積載車(緊急車)を年次計画で更新配備する。また、市民全体に防災意識を浸透させるため、女性消防団員、幼年消防クラブ員の育成や消防団協力事業所表示制度、学生消防団活動認証制度等の推進に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 防災教育・訓練

担当：防災課、学校教育課

1 計画の方針

市は、災害時に応急対策の主体となる市職員への防災教育を行うとともに、市民に対する自主防災意識の向上・普及を図るとともに、各小中学校区で地域の実情に合わせた防災教育等の実施を推進していくことに努める。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

2 燕市における防災教育

地震発生時に応急対策の実施主体となる市職員には、災害に関する知識と適切な判断力が要求されるので、次のような防災教育・訓練を行う。

(1) 市職員に対する防災教育

市は、毎年度当初に市職員に対し、各種法律、規則、条例、地域防災計画の内容、震災時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、初動マニュアル等に基づき災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。

(2) 市における防災訓練

ア 市の総合防災訓練

市は、震災時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、市民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は原則として、自衛隊・警察・消防等の防災関係機関と協力して実施する。

また、自主防災組織をはじめとする市民の参加に重点を置き、地域特性を十分考慮する。

(ア) 実施時期

原則として、毎年1回、適時実施する。

(イ) 実施場所

原則として、市内全域の自治会を対象として各地域で実施する。

(ウ) 訓練想定

訓練地域において地震や風水害、その他市で起こりうる災害を想定して行う。

(エ) 訓練参加機関

燕市、防災関係機関、市民等

(オ) 主な訓練項目

情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練等

(カ) 訓練の方法

メイン会場での展示型訓練と各地区での実働型訓練を並行して実施する。

イ 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における市職員の初動体制を確立するため、災害対策本部を設置運営するための訓練を実施する。また、災害対策本部事務局員を対象とした、事務局設置運営訓練を実施する。

ウ 防災訓練の検証

市は、実施した防災訓練において、地域防災計画とマニュアルの実効性を検証し、見直しを図るとともに、以後実施する防災訓練の参考とする。

3 防災関係機関による防災教育・訓練

(1) 防災関係機関による防災教育

防災関係機関は、職員に対し、地震時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努める。

(2) 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上、特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上特に注意を要する施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その知識・技能の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習を含めた講習会の開催、震災時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

(2) 危険物等施設における防災教育

地震発生時に、市民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設(危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設)の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員等に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により市民に周知させ災害発生に備える。

(3) 診療所、病院、福祉施設等における防災教育

診療所、病院や福祉施設等は、病人、けが人、高齢者、障がい児者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べて困難な人が多く利用していることから、施設管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには市民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示する。

(5) 大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう、避難路等の表示を行う。

5 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割(従業員・顧客の安全、経済活動の維持、市民への貢献)を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災対策の推進に努める。

6 一般市民に対する防災知識の普及

大地震発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、市民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず市民が震災に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、組織的計画的な防災訓練や防災知識の普及を行う。

また、市民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1) ハザードマップ等の作成(更新)・公表

市は震災による被害を最小限にとどめるため、地盤災害等の危険地域、及び災害が発生した場合の状況を想定した避難所、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、市民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

なお、ハード面の整備(河川改修、道路改良など)が行われた場合や、避難所の増設など、状況の変化により、既存のハザードマップの見直しを図り、改めて公表する。

(2) 市民への普及啓発活動

ア 啓発内容

- (ア) 震災に備えた普段の心得、地震発生時の心得
- (イ) 住宅の耐震診断、家具の固定
- (ウ) 自動車運転時の心得
- (エ) 地震発生時の危険箇所の周知
- (オ) 避難場所・避難路の周知
- (カ) 災害時の応急救護
- (キ) 災害時の情報収集方法の周知

イ 啓発方法

- (ア) パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (イ) 防災ビデオ、スライド等の活用
- (ウ) 防災センター内の展示ホールの有効利用
- (エ) テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- (オ) 防災出前講座・研修会の活用

ウ 相談窓口等

市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。

(3) 各種団体を通じての啓発

市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に即した防災知識の普及を図る。

7 学校教育等における防災教育・訓練

(1) 幼年消防クラブの活動

幼年消防クラブは、園児の防火意識の向上を図る目的で、燕地区15クラブ(805人)、吉田地区5クラブ(457人)、分水地区3クラブ(209人)が結成され、様々な防火教室が開かれている(令和5年4月1日現在)。

(2) 児童生徒等に対する防災教育

学校教育等においては、児童生徒等の発達段階に応じ地震発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、市及び県は、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校(低学年、中学年、高学年)、中学校及び高等学校など児童生徒等の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業(信濃川大河津資料館の見学等)を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

(3) 防災訓練における留意点

防災訓練にあたっては、学校生活の様々な場面(授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など)を想定し、放送設備等の点検も含め実施する。

(4) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒等の避難・誘導など震災時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

また、市は教職員向けの防災教育研修会を実施することに努める。

8 要配慮者等に対する防災知識の普及

高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には市民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

また、介護者や市民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報等により普及啓発活動を行う。

9 市民の震災に対する心得

市民は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう、次の事項に心掛ける。

- (1) 概ね3日分の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備(日用品、救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時に取るべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前の取り決め
- (6) 災害時の情報収集

第2節 自主防災組織育成計画

担当：防災課

1 計画の方針

災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、市民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため市は、市民の互助意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防の組織等の整備育成に努める。

2 市民による自主防災組織等

(1) 現状

本市における自主防災組織の組織率は76.6%(令和5年4月1日現在)で、新潟県の組織率が87.4%(令和5年4月1日現在)であることから、県内の市町村の中でも低い方であると言える。近年は、複数組織化されているものの、依然、組織率が低いことから、一層の働きかけが必要である。

一方、平成18年の合併を機に地域の公共的課題の解決を目的に組織されたまちづくり協議会において、防災訓練や講習会などの活動が活発に行われるようになってきている。

(2) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により自主防災組織の育成主体として位置づけられている。このことから、市においては自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効性ある自主防災組織の育成に努める。

(3) 育成の方針

市では全市的に整備を促進するものとし、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。

ア 自治会活動に防災活動を組み入れる

イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる

ウ 女性団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる

エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図る

(ア) 木造家屋の集中している市街地等

(イ) 土砂災害警戒区域等

(ウ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域

(エ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

(4) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して市民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図る。

ア 市街地における商店街単位、住宅地における自治会単位、あるいは農村部における集落単位等市民が連携意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(5) リーダーの育成

市は、先進事例の紹介や防災に関する専門的知識・技術を学習する研修会等を実施し、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下、「自主防災リーダー」という。)の育成に努める。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること

ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行し得る者を育成すること

エ 各地区の自主防災リーダーが連携して、防災啓発活動に取り組むことができる連絡協議会を結成すること

(6) 県、関係機関との育成協力体制

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

その他の防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動に対し積極的に協力する。

(7) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 火気使用設備器具の点検

(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(オ) 危険箇所の点検・把握

(カ) 避難行動要支援者に関する情報収集・共有

イ 災害時の活動

(ア) 初期消火の実施

(イ) 地域内の被害状況等の情報収集

(ウ) 救出救護の実施及び協力

(エ) 地域住民に対する避難情報等の伝達

(オ) 避難誘導

(カ) 給食給水及び救助物資等の配分

(キ) 避難行動要支援者の避難支援

(8) まちづくり協議会の活動

まちづくり協議会が行う包括的な活動や防災体制の整備は、自治会・自主防災組織による防災活動が円滑でない場合における地域の防災力を補完するものである。さらに、まちづくり協議会は地域内の情報集約や地域間の連携における調整役としての機能が期待される。

(9) 自主防災マニュアルの作成・配布

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、地域住民が防災に関する正確な知識を共有している必要があるため、各自主防災組織は「自主防災マニュアル」を整備し、地域住民に配布するよう努め、市及び関係機関はこのための支援並びに助成を行う。

自主防災マニュアルに記載する内容は概ね次のとおりとする。

- (ア) 自主防災組織とは
 - (イ) 平常時の防災活動
 - (ウ) 災害時の防災活動
 - (エ) 地域で想定される災害
 - (オ) 資料(救援活動の手引き他)
- (10) 防災活動や防災資機材整備への支援

市は、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県の助成事業及び市の補助事業を活用しながら、自主防災組織における防災活動や防災資機材等の整備を促進する。

3 事業所等の自衛消防の組織等

(1) 防火体制の強化

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防計画を作成し自衛消防の組織を設置することが、消防法(昭和23年法律第186号)により義務付けられている。

これらの施設については、防火管理者を選任し、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれているいわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防の組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

また、消防法により自衛消防の組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防の組織等の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努める。

(2) 自衛消防の組織等の活動内容

自衛消防の組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消火設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練
- (エ) 救出、救護訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 通報連絡及び避難誘導
- (ウ) 救出、救護

4 自主防災組織と自衛消防の組織等の連携

事業所等の自衛消防の組織は、市の実施する防災訓練の参加、地元の自主防災組織への協力等に努める。

市、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防の組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

5 地区防災計画の策定

市内一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として定めることができる。ただし、地区

防災計画の内容が、市地域防災計画に抵触しないよう、作成段階から市と調整を図るものとする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認められるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

(1) 策定の範囲

自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、小学校区、工場団地単位等地区の特性に応じて自由に定めることができる。

(2) 計画の内容

各地区の実情や想定される災害特性等に応じて多様な形態をとることができる。以下、計画の参考事例。

ア 計画の名称

イ 基本方針

ウ 活動目標

エ 活動予定

オ 平常時の活動内容

カ 災害発生時の活動内容

第3節 防災都市計画

担当：長寿福祉課、社会福祉課、都市計画課、土木課、下水道課、営繕建設課、防災課

1 計画の方針

地震に強い都市整備を推進するためには、国、県、市等の都市整備に関係する各種機関が協力して、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備としての公共施設整備のほか、計画的な土地利用の規制、誘導、積極的な緑化の推進と緑地の保全、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

2 地震に強い都市整備の計画的な推進

地震に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくり計画策定の推進

市は、災害発生時における市民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 都市計画マスタープランへの防災まちづくりの方針の位置づけ

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけ、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

3 地震に強い都市構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により大きな被害を受ける地域について、市街地の面的な整備や、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

(1) 地域地区指定による災害に強いまちづくり

市は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(2) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(3) 災害に強い宅地造成の推進

市は、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

4 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、地震発生時においても安全な避難、円滑な消防・救急活動など最低限必要な機能が確保できるような避難路や、防災活動の拠点等の整備が重要である。

(1) 避難路等ネットワークの形成

市は、震災時の市民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

(2) ライフラインの耐震性の確保

市は県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3) 避難場所の整備

市は、県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の市民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

(4) 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる公園(防災公園)を、借地方式や面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながら整備について検討する。

(5) 防災水利の確保

有事における初期消火対策は極めて重要であり、水道の送配水施設の破損による断水等を考慮し、消火栓のみに頼らない多面的な対応が必要である。

ア 耐震性貯水槽の設置

中心市街地の消火困難箇所においては防火水槽を設置したが、これと合わせて貯水容量の大きい耐震性貯水槽の設置についても推進する。

イ 河川水の利用

人工水利が使用不可能となることを想定し、あらかじめ関係機関と協議を整え、緊急時における河川等の自然水利の有効利用を図る。

(6) 要配慮者対策の推進

国、県及び市は、災害関係情報の迅速で分かりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。

ア 市の公共施設管理者は、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。

イ 災害発生時に、市民だけでなく観光客も迅速に避難できるよう、避難場所標識板の設置に努める。

ウ 市は、災害時における要配慮者等の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進する。

5 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

第4節 地盤災害予防計画

担当：都市計画課、土木課、営繕建築課、防災課

1 計画の方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は次の事項からなる。

- (1) 地震が発生する前に行うもの
- (2) 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

2 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

3 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

4 軟弱地盤等液状化対策の推進

- (1) 液状化が予想される地域のマップ等の整備

市は、県が平成7年度から3か年計画で作成した「新潟県地震被害想定調査報告書」が平成10年3月に発表されているのでその内容を調査研究し、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

- (2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 住宅等の安全立地

市は、住宅等に係る確認申請があった際に、液状化が予想される区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときは、必要な対策を講じるよう、関係者に周知する。

6 造成地の災害防止

市は、災害危険が予想される場所における宅地造成工事については、次の基準により指導、監督する。

- (1) 軟弱地盤の改良

宅地造成計画地内の地盤が軟弱である場合には、地盤改良を行うこととする。

(2) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法による基準に適合する消防水利を設置する。

(3) 雨水流出抑制装置の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、雨水流出抑制装置を設置する。

7 二次災害の予防

(1) 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害警戒区域等及び対策施設の調査点検に協力する。異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

(2) 避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難指示等を実施する。

(3) 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

第5節 建築物等災害予防計画

担当：営繕建築課、防災課

1 計画の方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。

公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等は耐震基準等の検討を踏まえて耐震性及び耐火性の向上に努める。

民間の住宅・建築物等については、燕市において所有者に対して防災上の点検及び災害予防の啓発に努める。また、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていく。

2 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所庁舎等)
- イ 医療救護活動の施設(病院等)
- ウ 応急対策活動の施設(市役所燕庁舎、消防本部、各消防署、警察署等)
- エ 避難収容の施設(学校、幼稚園、保育園、体育館、文化施設、地区公民館等)
- オ 社会福祉施設等(高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等)

(2) 防災上重要な建築物における防災対策

(1)で掲げた建築物は、震災時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進する。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

(ア) 建築物の耐震診断・改修

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修などの推進に努める。

(イ) 非構造部材(天井を含む)の耐震診断・改修

施設管理者は、非構造部材(天井及び天井下地・電気設備機器・機械設備機器を含む)の点検、耐震診断を行い、必要と認めたものから順次改修などの推進に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性強化
- (エ) バリアフリー化するなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備
- (オ) 防災設備の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

市は、上記(1)に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画標準(平成25年)」を参考に耐震性を強化した施設づくりに努める。

エ 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

3 一般建築物の災害予防

建築物全般並びに特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われる等、更にその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、新耐震設計基準施行(昭和56年)以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。

市は、そこで平成20年3月に「燕市耐震改修促進計画」を策定(平成29年3月改定)、平成20年度に「木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」、平成21年度に「木造住宅耐震改修費補助金交付要綱」及び平成27年度に「木造住宅建替耐震化事業補助金交付要綱」、令和3年度に「木造住宅耐震化事業補助金交付要綱」を創出し、新耐震設計基準施行以前の旧基準木造住宅の耐震化を促進している。

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、新潟県の特定庁(建築工事)と協力し、建築関係団体との連携を図りながら、二次の対策を計画的に講ずる。

(1) 防災上の指導・助言

一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

(2) 耐震診断・改修の啓発、指導、相談窓口等の推進

特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行う。

(3) 所有者による耐震診断・改修の推進

新耐震設計基準施行(昭和56年)以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導する。

(4) 耐震性の優れた住宅、建築物の整備推進

地震時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導する。

(5) 落下物、ブロック塀等の倒壊等の防止

地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。

4 体制の整備

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行う。

第6節 公共土木施設等災害予防計画

担当：土木課、防災課

1 計画の方針

道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより、地震発生等の非常時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

従って、これらの公共土木施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

各施設を管理する関係機関や施設占有者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周辺の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、施設ごとに耐震性を備えるように設計基準を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行える予防措置を講じる。

このほか、治山・砂防施設の地震対策について県に協力する体制を整えておく。

2 緊急輸送ネットワークの確立

(1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

市は、地震発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（県及び市庁舎、警察署、消防署等）、備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

(2) 緊急輸送道路の指定

県が指定した緊急輸送道路と整合を図り、市内の各種主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

ア 市役所庁舎

イ 消防本部、各地区消防署

ウ 各地区体育館

〔緊急輸送道路〕

指定区分	道路名	区間
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道(北陸自動車道) 国道116号	市内全区間
第2次緊急輸送道路	国道289号 主要地方道新潟寺泊線 主要地方道燕地藏堂線 主要地方道吉田弥彦線 主要地方道燕分水線 一般県道三条八王寺線 一般県道分水寺泊線 一般県道見附分水線 一般県道地藏堂中島線 一般県道五千石巻新潟線	市内区間の一部
第3次緊急輸送道路	市道広域8号線 市道藤見線 市道文京町本町線 市道新生町佐渡線 市道井土巻佐渡線 市道八王寺大曲川原線 市道交通公園線 市道広域9号線 主要地方道燕分水線 市道新堀新町線 市道中諏訪あけぼの線	市内区間の一部

(3) 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の事項に留意して指定する。

- ア 離着陸に必要な面積(概ね500㎡以上)があること。
- イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- エ 避難場所との重複指定は極力さけること。
- オ 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

3 公共土木施設等の災害予防計画

(1) 総合的対応

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策にあたり、次の事項に十分留意する。

ア 耐震性の強化

各施設管理者は、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要があり、国が示す施設等設計指針(耐震基準)に基づき、公共施設の整備を進める。

各施設管理者は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点について、特に耐震性の強化に努める。

イ 情報管理手法の確立

道路、河川等公共土木施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や、災害時の交通網の被害を把握する手段の整備を検討する。

ウ 緊急用の資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努める。

(2) 道路及び橋梁施設災害予防計画

ア 国・県道

一般国道及び県道の施設管理者は、災害時における道路機能確保のため、所管する道路について、危険箇所の調査を実施して防災補修工事が必要な箇所を指定し、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、対策工事を実施する。

イ 市道

(ア) 現状

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く、地震による被害は多岐にわたることが予想される。

〔燕市の道路の現況〕

令和5年3月31日現在

管理者別	道路種別	実延長 (km)	改良・未(km)		種類別(km)		舗装率 (%)
			改良済	未改良	道路	橋・高架	
燕市	一級	107.53	107.53	0	105.67	1.86	100.0
	二級	110.05	110.02	0.03	109.39	0.66	100.0
	その他	742.97	647.70	95.27	740.24	2.73	87.2
	※独自歩道	4.08	4.07	0.01	4.07	0.01	99.7
	計	964.63	869.32	95.31	959.37	5.26	90.1
新潟県	国県道	98.49	80.94	17.55	96.11	2.38	100.0
国土交通省	国道	12.15	12.15	0	10.90	1.25	100.0
合計		1,075.27	962.41	112.86	1,066.38	8.89	91.1

※独立専用歩道

(イ) 計画

幹線市道の重要な路線を最優先として、国・県道に準じた点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

ウ 基幹農道

(ア) 現状

基幹的な農道については、農業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その多くは、軟弱地盤地帯に多いため、地震時には道路施設の破壊が予想される。

(イ) 計画

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針(耐震設計)」により耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける等整備に努める。

また、市・土地改良区等が管理している農道については、地震による法面崩壊等の被害が予想されるので防止工を実施する。

(3) 河川及び河川関連施設等災害予防計画

ア 河川

(ア) 現状

河川堤防は、大部分が土構造であり、かつ、自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来氾濫原であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・堤防斜面〔法面〕のはらみ・崩れ等があり、これらに伴う護岸・水門橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。

(イ) 計画

河川管理施設等について、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強を促進するよう働きかける。

また、橋梁・排水ポンプ場〔排水機場〕・閘門・水門等の河川構造物についても耐震補強を促進するよう働きかける。

イ 河川関連施設

(ア) 現状

河川関連施設には、取・排水施設の(排・取)水門〔樋門・樋管〕・頭首工などのほか、排水ポンプ場〔排水機場〕も設置されており、各施設の管理者がそれぞれ管理をしている。

これらの施設では、上水道をはじめ農業用水等の取水から、下水道や生活排水まで行われており、地震被害による取・排水の不能は、直接市民生活に重大な影響を与えることとなる。

また、排水ポンプ場〔排水機場〕は平野部特有の低地盤地帯の生活排水も排水し、洪水時における排水ポンプ場〔排水機場〕の地震被害は、広範囲の二次災害をひき起こすことが予想される。

(イ) 計画

新潟地震以後の主要な(排・取)水門〔樋門・樋管〕・頭首工・揚排水ポンプ場〔排水機場〕等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準(案)等に基づき、その向上を図るよう働きかける。

ウ 河川に排水できずに氾濫した水の排除

河川に排水できずに氾濫した水(以下、本節において「内水」という。)の被害は、河川からの浸水のみならず、排水施設の損壊により発生する場合もあるため、防災関係機関は、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(4) 治山・砂防施設の地震対策

治山・砂防施設の設置、維持・管理は、県が主体となって行うが、市はこれらの地震に伴う被害を最小限にとどめるため、県に協力する。

第7節 鉄道事業者の震災対策

担当：鉄道事業者

1 計画の方針

JR東日本は、地震が発生した場合において、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 JR東日本の役割

(1) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期点検を行い、その機能が低下しているものは補強、取替え等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁や施設関係者に施設整備及び推進を要請する。

(2) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 市や防災関係機関との緊急な連絡及び自組織内相互の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。

(イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ア) 災害発生時の旅客の案内

(イ) 避難誘導等混乱防止対策

(ウ) 緊急時の通信確保・利用方法

(エ) 旅客対策等

(オ) 関係者の非常参集

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人数、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵用品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(4) 防災広報活動

復旧の見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立させる。

3 市の役割

市は、あらかじめ鉄道事業者に対する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第8節 河川の地震対策

担当：土木課、防災課

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、市や関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認したときは、市、燕・弥彦総合事務組合消防本部及び燕警察署へ連絡する。

(2) 地域の役割

市民は、自治会・自主防災組織において、日ごろから災害対応のできる間柄の形成に努める。
また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防(準用河川、普通河川)

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備(準用河川、普通河川)

災害時に一貫した対応がとれるよう関係期間との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備(準用河川、普通河川)

(ア) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

エ 情報収集・伝達体制の整備

- (ア) 市は、県や関係期間の協力を得て、市内の河川災害に関する情報収集の体制を整備しておく。
- (イ) 緊急時の情報伝達手段となる防災行政無線等市独自の情報伝達手段に加え、報道機関の協力を得て、速やかに市民に周知させることができる伝達体制を整える。
- (ウ) 要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者が洪水時において円滑かつ迅速に避難及び避難行動要支援者の避難誘導ができるよう、燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）及び緊急速報（エリア）メール等による広報、自主防災組織、消防団等による伝達など、適切かつ確実な伝達方法を定めておく。

オ 警戒避難体制の整備

避難所を市民に周知するとともに、市民が避難するための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

4 県の役割

河川管理施設の災害予防

- ア 施設点検、耐震性の強化
- イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備
- ウ 防災体制等の整備

第9節 農地・農業用施設等の災害予防計画

担当：農政課

1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害軽減のため、農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

2 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の災害予防

ア 各施設の共通的な災害予防対策

- (ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。
- (ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。
- (エ) 基幹農道、頭首工、（排・取）水門、排水ポンプ場等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、（排・取）水門、排水ポンプ場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的な施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

3 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に、農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に進め、復旧工事に着手する。

第10節 防災通信施設災害予防計画

担当：防災課

1 計画の方針

震災時の応急活動実施のためには、通信の確保が特に重要である。このため、各無線保有の防災機関は震災時の通信手段の確保のため、無線通信施設及びバックアップ機能の整備に努める。

2 燕市防災行政無線の整備

(1) 現況

震災時に被害の軽減を図るためには、市と被災現場、市民、さらに地域の防災関係機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集が必要である。現況の通信施設は次のとおりである。

ア 同報系(デジタル方式)

親局：市役所庁舎 63.02MHz

屋外子局：燕地区104局、吉田地区60局、分水地区64局

イ 移動系(デジタル方式)

統制台：市役所庁舎

半固定局：市役所燕庁舎、分水消防署、国上勤労者体育センター、燕・弥彦総合事務組合

車載型：3

携帯型：51

(2) 実施計画

ア 市民に対する防災情報の周知徹底を図るため、デジタル式同報系防災行政無線を整備している。

この無線システムにおいては、屋外スピーカ及び戸別受信機から市内一斉に放送できるとともに、燕三条エフエム放送への緊急割込放送などの機能も有している。

イ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

(3) 地域防災無線の整備

震災時に被害の軽減を図るため、地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための通信施設の整備に努める。

(4) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用

緊急地震速報や津波情報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を、総務省消防庁から人工衛星を経由して直接受信し、その後、直ちに防災行政無線で自動放送するシステムで、国が全国一斉に整備を行った。平成23年4月1日から運用を開始している。

(5) 消防機関における通信施設

災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・緊急デジタル無線整備が完了した。

消防本部・消防署：基地局1、車載33、可搬1、携帯42、卓上固定移動4

また、消防団員が災害現場での情報共有のための簡易無線を整備した。

消防団：基地局1、携帯95、団本部1

3 防災相互通信用無線機の整備

震災発生地の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

4 緊急地震速報受信設備の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。現在、同報系防災行政無線と緊急速報(エリア)メールを活用することによって、その情報を発信することが可能となっているが、そのほか多様な伝達手段の活用を図る。

5 燕三条エフエム放送施設の整備

(1) 現況

燕市は、平成10年9月に開局したコミュニティ放送局「燕三条エフエム放送(株)」が、ラジオ放送を通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。

また、「震災時における緊急放送に関する協定」を開局と同時に締結し協力関係を築いていたが、震災時における市民への情報発信の充実強化を図るため、平成24年に協定の内容を見直し、さらに震災時に情報収集の手段として活用するためのFMラジオの普及促進を共同で進めている。

(2) 実施計画

燕三条エフエム放送は、放送の確保のため放送施設の停電・耐震対策を積極的に推進する。

ア 放送設備の停電・耐震対策

イ 消耗品、機材等の常備

ウ 無線中継状態の把握

エ 各防災機関が設備している通信網の把握

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

社員及び協力スタッフの防災意識の高揚を図り、必要に応じて施設における防災訓練を実施するとともに、燕市等が実施する防災訓練に参加協力する。

6 通信機器等の整備

震災時の活動を迅速かつ円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、無線機以外の有効な通信手段となる衛星携帯電話、FAX、インターネットの活用を図る。

7 防災関係機関の通信施設の整備

防災関係機関は、震災時における情報収集及び情報提供を迅速に行うため、停電対策、耐震対策及びバックアップ対策に一層努める。

第11節 公衆通信施設災害予防計画

担当：通信事業者

1 計画の方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)は、震災時においても通信網の確保ができるよう設備の耐震対策及び輻輳対策等の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

2 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ、NTT東日本は、震災時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、震災に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の暴風対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備(エンジン、バッテリー)等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化にあわせて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

震災等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上をさらに促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要支店等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星局及び衛星車載局

カ その他応急復旧用諸装置

3 体制面の整備

NTT東日本は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、震災時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ安全に防災業務を遂行できるよう震災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 支援本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 震災対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び県・市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

4 災害対策用資材等の確保

震災発生時の通信を確保し通信設備を迅速に復旧するため、NTT東日本は、災害復旧資材等を当該支店へ配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、当該支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

(3) 災害対策用資機材置場等の確保

震災時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。

この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して迅速な確保を図る。

5 防災広報活動

NTT東日本は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

震災によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、NTT東日本は関係部門との連絡体制や連絡ルートを整備を図り、基礎データを事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報
- ウ ホームページ等による広報

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 特設公衆電話設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する周知
- オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

6 広域応援体制の整備

大規模な地震による災害が発生した場合は、NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第12節 電力供給施設災害予防計画

担当：電力供給事業者

1 計画の方針

電力供給事業者は、震災時における電力供給ラインを確保し人身の安全を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防措置を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

3 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟系統給電指令所、各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の向上を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物について、常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

4 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

5 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第13節 都市ガス施設災害予防計画

担当：ガス供給事業者

1 計画の方針

ガス事業における震災対策は、地震による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として都市ガスの施設に応じた適切な対策を講ずる。

2 設備面の災害予防

(1) 施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

ア 供給所の対策

- (ア) 建設する施設は合理的な耐震設計を行う。
- (イ) 既設の施設については、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強等を行う。
- (ウ) 異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

イ 導管の対策

- (ア) 建設する導管は耐震性の優れた鋼管、ポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着、抜け出し防止機構を有する機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。
- (イ) 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは更生修理を実施する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア 供給所の対策

- (ア) 検知・警報(地震計、漏えい検知器、火災報知機等)装置を設置する。
- (イ) ガスホルダー等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。
- (ウ) 消火設備の整備を図る。

イ 導管の対策

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給範囲が広い地域については必要により、地震の震度、圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを導入する。
- (ウ) 迅速、確実に供給停止を行うため遮断装置を整備する。
- (エ) 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。
- (オ) 需要家での二次災害を防止するためマイコンメーターの設置を促進する。

(3) ガス導管網の地域ブロック計画

震災による被害の程度は各地域により、かなりの軽重が予測される。震災時におけるガスの供給確保及び早期復旧を進めるため、被災地を分離した応急対策が必要であるが、これらの応急対策に速やかに対処できるよう供給地域の導管網のブロック化計画を推進していく。このブロック化計画により、被害状況に応じた次のような対応が可能となる。

ア 未被害地域における供給継続

イ 被害地域における迅速な応急措置とその後の速やかな供給再開

このように、ガス供給事業者は、供給地区をブロック化し、要所に遮断バルブを設置し、それぞれブロックごとに応急対策を講じることができる体制を整える。

3 体制面の設備

(1) 動員の基準

ア 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知させる。

イ 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法と場所を定めておく。

(2) ガス供給事業者の災害対策本部の設置

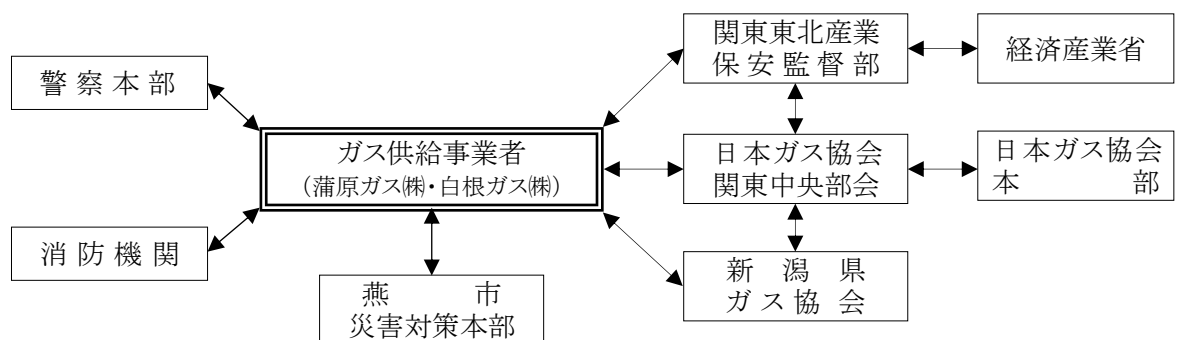
ア 災害対策本部の設置については、あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

イ 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規程に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、FAX、複写機等の必要な備品並びに必要な図書、帳票類を平常時から整備しておく。

(3) 緊急時連絡体制の確立

震災が予想され又は発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



4 防災広報活動

地震発生時の二次災害防止と効果的な災害対策活動を行うため、平常時、地震発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的手段をフロー図、チェックリスト、広報例文等で準備しておく。

(1) 平常時の広報

平常時から地震による二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関等関係各所との広報ルートを整備しておく。

(2) 災害発生直後の広報

大規模地震が発生した直後は、関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。

(3) ガス供給停止時の広報

大規模地震により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても、引き続き適切な広報を行う。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 地震発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な機材及び早期復旧に必要な機材を備えておく。

(2) 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段についてあらかじめ調査し、体制を整備する。

6 応援協力体制の整備

(1) 救援措置要領の整備

地震により広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき日本ガス協会関東中央部会へ、救援要請する。

(2) 工事会社への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などと非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第14節 上水道施設災害予防計画

担当：燕・弥彦総合事務組合水道局

1 計画の方針

大規模な地震の発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、燕・弥彦総合事務組合水道局(以下、本節において「水道局」という。)は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

2 施設面の災害予防

水道局は、水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。

(1) 重要施設の耐震化の推進

災害予防計画の策定にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化事業を推進する。

ア 浄水場等の構造物の耐震化

イ 管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用

ウ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

(2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減

ア 道金、吉田、分水浄水場からの配水管等の接続による被害の軽減化

道金、吉田、分水浄水場からの配水管等の接続や別ルートによる給水管の布設により、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

(ア) 道金、吉田、分水浄水場からの配水管等の接続による緊急時の給水

(イ) 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

イ 周辺市町村との配水管接続を進める

周辺市町村と互いの配水管を接続することにより震災時等の場合、早期に応急給水することが可能となる。

(3) その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

ウ 水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

3 体制面の整備

水道局は、平常時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(2) 地震による水道施設及び需要者の被害想定

- ア 震災直後の被害状況を見積るため、きめ細かな情報を収集する体制を確立する。
- イ 地震の規模、被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。

(3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(4) 職員に対する教育及び訓練

- ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努める。
- イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練(参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等)を行う。

(5) 図面・災害予防情報の整備及びOA機器のバックアップ

- ア 水道GISシステムに拠点給水地、指定避難所等の情報を盛り込み、緊急時に対応できるよう整備を図るものとし、定期的に情報の更新を行う。
- イ 水道事業者相互間で、災害予防情報の整備を図る。
- ウ パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

(6) 関係行政機関との連携及び連絡調整

- ア 耐震貯水槽の整備にあたっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。
- イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

(7) 水道用機材の規格の統一

水道用機材は日本水道協会規格に統一するとともに、予備資材の備蓄に努める。

4 災害時連絡体制の確立

市は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

5 災害対策用資材等の整備

(1) 応急給水用資機材等の整備

水道局は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材等の整備

水道局は、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努める。

- ア 発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- エ 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- オ 作業員の安全装備等の常備

6 防災広報活動

市及び水道局は、震災時の活動を円滑に進めるため、市民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災の啓発活動に努める。

(1) 市民に対する広報、啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保(最低限度3日分、一人一日3リットル程度を目安)、衛生対

策等の留意事項について広報誌等により広報し、防災の啓発活動に努める。

(2) 自治会等への防災活動の研修

自治会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

7 応援協力体制の整備

(1) 日本水道協会新潟県支部への応援要請

地震により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、日本水道協会新潟県支部で定めている「水道災害相互応援要綱」に基づき応援要請を行う。

(2) 燕市管工事業協同組合への応援要請

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため燕市管工事業協同組合に応援要請を行う。

第15節 下水道施設災害予防計画

担当：下水道課

1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、市民へ与える影響が大きい。

したがって、市は震災時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において震災予防の向上のために施設等の耐震強化による被災予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図る。

2 施設面の耐震強化

(1) 耐震診断及び耐震補強工事

市は、地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行う。

(2) 耐震計画、調査、設計及び施工

市は、下水道施設の建設計画時点から、下記の事項について耐震対策を検討する。

ア 計画

(ア) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂すると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化を図る。

(イ) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図る。

イ 設計

管路及び処理場・ポンプ場における施設の構造は、地盤状況に応じて液状化対策や耐震対策の備わった構造にする。

(3) 二次災害の防止

市は、震災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止める。

また、これらの被害に伴う関連施設等への二次災害が生じないように整備を図る。

3 施設面の安全確保

(1) 台帳の整備(バックアップファイルの整備)

下水道台帳(調書、一般図、施設平面図)は、被災状況の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、市は資料の収納及びデータ管理を行う下水道施設台帳管理システムの設置施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理(バックアップ)して、資料の安全性の向上を図るよう努める。

(2) 施設の点検パトロール

市は、下水道施設の点検パトロールにおいて、震災に対し迅速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努める。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、震災時に有効に活用できるよう整備しておく。

4 体制面の整備

(1) 防災組織の充実

市は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう防災関係課と調整、協議し、組織の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアル等の策定

市は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(3) 災害対策用資材等の整備

市は、地震発生時における応急対策活動を円滑に行うため、燕市建設業協同組合・(社)新潟県測量設計業協会等へ支援要請し、災害対策用資材等の整備を図る。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平常時から計画的に確保しておくことが重要である。特に独自に確保できない資材等については燕市建設業協同組合等との災害応援協定に基づき支援要請をするとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておく。

(4) 防災関係機関との連携及び連絡調整

市は、下水道施設の調査、復旧において、ライフライン施設等防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び燕市建設業協同組合等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の市民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合は、総務部を通じて広報を要請し周知を図る。

(5) 応援協力体制の整備

市は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せておく。

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 非常配備体制

エ 緊急時における連絡手段の確保

(6) 下水道施設による雨水排除対策

ア 市街地における大雨に対する浸水防除を図るため、雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設の十分な浸水防除対策を講ずる。

第16節 危険物等施設災害予防対策

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部、生活環境課

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下、「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに二次災害発生の原因となり得るとともに、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設の関係者は自主保安対策を講じ、行政機関は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたる。

2 危険物施設安全対策

危険物による災害は、大規模な地震による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェートを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防の組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

危険物施設の立地状況等の現況を勘案し、次のとおり整備改善を図る。

(1) 構造耐力の強化

燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下、本節において「消防本部」という。）は、危険物施設の構造耐力性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導するとともに、旧消防法の規制に係る危険物施設についても、見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。

(2) 指導の強化

ア 消防本部は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立入り検査を励行する等指導を強化する。

イ 消防本部は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱についての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確立を指導する等危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

(3) 保安教育

消防本部は、（公財）新潟県危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理責任者、保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

(4) 自衛消防の組織の強化促進

ア 消防本部は、危険物取扱事業所が自衛消防の組織等の活動要領を定める等自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊の組織化を推進する。

イ 消防本部は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、震災時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定める等、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

(5) 防災訓練の強化

消防本部は、危険物取扱事業所等に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(6) 化学消防資機材の整備

ア 消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努める。

イ 消防本部は、取扱事業所に対し化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進するよう指導する。

(7) 関係機関との連絡体制の確保

危険物取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図る。

(8) 地震発生時の自衛消防の組織等の整備

危険物取扱事業所は、地震発生時の自衛消防の組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図れるよう努める。

(9) 近隣事業所等との連携

危険物取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(10) 初動体制の強化

危険物取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

3 火薬類取扱施設等安全対策

火薬類取扱事業所は、地震により発災した場合の被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

4 高圧ガス取扱施設等安全対策

高圧ガスは、その物性、化学的特性により漏えいすると、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。

このため、高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図る。

(1) 災害予防対策

ア 防災訓練の強化

消防本部は、県と協力して高圧ガス取扱事業所等に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

イ 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確保

(ア) 高圧ガス取扱事業所は、災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制の確保を図る。

(イ) 高圧ガス関係協会は、災害発生時に、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

ウ 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業所は、災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う等、災害時に迅速な対応がとれるよう努める。

エ 初動体制の強化

高压ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

5 毒物劇物取扱施設等安全対策

毒物劇物は、その物性、化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。燕市には中小のメッキ工場が多数所在しているため、市は、県と協力して毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物を業務上使用する者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物を業務上使用する者のうち、大量に取扱う者の把握に努め、適正な取扱いについての指導に努める。

(1) 災害予防対策

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物を業務上使用する者に対する指導

市は、県と協力して毒物及び劇物取締法に基づく監視指導の際、毒物劇物の貯蔵状況、事故発生時の毒物劇物等による危害防止規程等を調査し、対策、改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を業務上使用する者に対する指導

届出を要しない毒物劇物を業務上使用する者の実態把握に努めることにより、毒物劇物を大量に取扱う者を把握し、研修会、立入検査を実施する等指導の強化を図る。

6 有害物質取扱施設等安全対策

有害物質は、その物性、化学的特性から、流出又は漏えいするとその有害性により人の健康及び生活環境に大きな被害が生じることが想定される。このため、市は、県と協力して水質汚濁防止法の特定事業場等に対して、法に基づき監視・指導を行うとともに、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、有害物質の流出・漏えい防止についての指導に努める。

(1) 災害予防対策

ア 水質汚濁防止法の特定事業場等に対する指導

市は、県と協力して水質汚濁防止法に基づく監視指導の際、法に基づく有害物質の流出及び地下への浸透の防止等について指導するとともに、水質汚濁防止法第14条の2第1項に基づく事故時の措置及び報告の遵守を徹底させる。また、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においても必要な指導を行う。

イ 届出を要しない工場又は事業場等に対する指導

市は、県と協力して届出を要しない工場又は事業場等の実態調査を実施し、有害物質を取扱う工場又は事業場等を把握し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

7 放射線使用施設安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。

このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

(1) 災害予防対策

ア 事前に実施すべき具体的措置

(ア) 放射線施設

- a 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等
- b 放射性同位元素の室外漏出防止のための措置

(イ) 放射線施設内設備

- a 線源収納部の耐震性の確保並びに転倒、移動、落下の防止措置
- b 治療用線源、CT(コンピューター断層撮影法)などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

(ウ) 放射性同位元素保管容器類

- a 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策
- b 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

イ 非常用機器材の整備

- (ア) 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等

- (イ) 非常用電源類の整備

ウ 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

エ 通報連絡、情報収集体制の整備

消防署等関係機関との協議、連絡体制の確立等

オ 行動マニュアル類の整備

- (ア) 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化
- (イ) 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

カ 防災教育

- (ア) 防災計画概要及び基本姿勢の周知
- (イ) 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

キ 防災訓練

避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。

ク 定期点検

- (ア) 放射線施設の建物についての耐震診断の実施
- (イ) 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置
- (ウ) 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

第17節 火災予防体制整備

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部

1 計画の方針

地震発生時における同時多発火災に備えるため、市は消防関係機関と連携し、火災予防体制等の充実を図る。

2 出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

地震発生時には火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高い。このため、市及び燕・弥彦総合事務組合消防本部(以下、本節において「消防本部」という。)は、火災の発生を防止するため、耐震自動消火装置付火気器具の普及、火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化を推進するよう指導する。

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防本部は、地震発生による被害拡大に備え、特に防災対策が必要な飲食店、スーパー等の大規模小売店等の防火対象物及び工場、作業場等で多数の火気を使用する防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し地震発生時の出火防止対策の徹底を図る。また、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図るとともに、感震ブレーカーの普及に努める。

(3) 防火管理者等に対する指導

消防本部は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

- ア 防火管理者等を置く事業所における消防計画の整備と従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 一つの建物で管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化
- ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- オ 実践的かつ定期的な訓練の実施
- カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止装置
- キ 病院、社会福祉施設等、要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(4) 市民に対する啓発・指導

市及び消防本部は、市民の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓発に努める。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- エ 火を使う場所の不燃化

- オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及と維持管理の指導
- ク 通電火災に関する知識の普及

3 初期消火体制の強化

消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防の組織等）に対し次の対策を指導する。

- (1) 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画に基づく各種訓練等を通じた指導
- (2) (1)以外の事業所及び市民に対しては、地域における消防訓練への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び防災活動の向上を図る。

4 火災の拡大防止体制の強化

地震発生時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

(1) 消防体制の強化

ア 常備組織及び装備の現状

(ア) 燕市の組織及び装備

燕・弥彦総合事務組合 消防本部	構成市町村数	2市村(燕市・弥彦村)
	消防本部	1本部
	消防署出張所数	4消防署、1出張所
	消防吏員数	157人
	消防ポンプ自動車	7台
	水槽付ポンプ自動車	4台
	先端屈折水路付はしご消防自動車	1台
	化学消防車	1台
	救急自動車	8台
	救助工作車	2台
	指令車(指揮車)	1台
	指令車(その他)	3台
	資機材搬送車	1台
	その他	6台
	ボートトレーラ	2台

資料:令和5年4月1日 燕・弥彦総合事務組合消防本部 消防年報

(イ) 消防本部における車両整備更新基準表

	車両名	装備更新基準
燕・弥彦総合事務組合 消防本部	消防ポンプ自動車	17年
	水槽付きポンプ自動車	17年
	救助工作車	17年
	先端屈折水路付はしご消防自動車	20年
	化学消防車	20年
	救急自動車	10年
	指令車	10年
	資機材搬送車	17年
	作業車	10年
	査察・作業車(軽)	10年
	指令台・無線機器関係	10年

イ 震災時における体制

消防本部は、震災時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

ウ 消防力の整備充実

市及び消防本部は、消防職員及び消防車両等の消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 重要防火対象物の把握

消防本部は、危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備し、迅速な火災防御活動に努める。

(3) 消防水利の確保

ア 消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、震災に備える。

(ア) 河川、池の利用

(イ) 農業用水、プール等の活用

(ウ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

イ 消防本部は、上記の消防水利の位置を明記した地図(水利マップ)を整備保管し、迅速な消防活動に努める。

ウ 燕・弥彦総合事務組合水道局は、震災時における上水道の被害状況を迅速に収集し、消防本部に的確に伝達できるよう体制整備に努める。

エ 市は、地震時における都市部の消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図る。

燕市の防火水槽等の令和5年4月1日現在での状況は次のとおりである。

防火水槽の規模	設置数(基)	うち耐震性(基)
100m ³ 以上	5基	1基
40m ³ 以上 100m ³ 未満	104基	31基
20m ³ 以上 40m ³ 未満	69基	— 基
合 計	178基	32基

(公設と私設の総数とする。)

(4) 延焼防止のための緑地整備

ア 避難場所の緑化

市は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

イ 樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

(5) 消防団の体制強化

ア 消防団の現況

燕市消防団の組織及び装備の状況は次のとおりである。

消防団数・分団数	1団・16分団	装備更新基準
団員数	809人	—
小型動力ポンプ積載車	55台	20年
小型動力ポンプ	55台	20年

イ 消防団の活性化

(ア) 消防本部は、消防団活性化総合計画(昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知)を策定するものとし、策定にあたっては消防本部の長期総合整備計画との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努める。

(イ) 消防団活性化計画の主な内容は次のとおりである。

- a 公募制導入や新興住宅地への取り組み等、団員募集の多様化
- b 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
- c 事業所勤務者団員(サラリーマン団員)の活用
- d 消防団協力事業所表示制度の推進
- e 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善
- f 消防団拠点施設の整備
- g 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- h 装備や設備の小型化、軽量化
- i 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- j 地域との連携強化等による、消防団のイメージアップ
- k 青年団、自治会、各種サークル等地域内諸団体との連携強化
- l 災害時における消防団広域応援体制の検討

5 臨時ヘリポートの整備

燕市は、災害発生時の臨時ヘリポート予定地として、「資料編 ヘリポート適地」に掲げる施設を指定する。
併せて、災害時にはヘリポートとして利用可能な状態に整備する。

6 広域応援体制

消防本部は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結に努める。

(資料編 消防相互応援協定書 参照)

第18節 廃棄物処理体制の整備

担当：生活環境課、燕・弥彦総合事務組合環境センター

1 計画の方針

市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から市民に対し、協力を求める事項について周知する。また、併せて一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 災害廃棄物処理計画の策定

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ・し尿の収集、処理方法等に関する計画を策定する。

(2) 市民への周知・啓発

市民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発に努める。

3 一般廃棄物処理施設の耐震化等

(1) 施設の耐震化

施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕を持った施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(2) 応急復旧の資機材備蓄等

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握及び点検マニュアル、施工業者等との連絡協力体制を整備する。

4 協力体制の整備

市及び燕・弥彦総合事務組合環境センターは、近隣市町村、関係機関等との災害時協定等により、災害廃棄物処理に関する協力体制を整備するとともに、地域の市民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

5 市民の役割

(1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。

(2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

6 県の役割

広域処理体制の整備

- (1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。
- (2) 関係団体との協力体制
- (3) 近隣他県との協力体制

第19節 救急・救助体制の整備

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部、健康づくり課

1 計画の方針

地震が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助体制の整備を行う。

また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うため、体制の整備を図る。

2 燕・弥彦総合事務組合消防本部の対策

(1) 救急救助体制の整備

ア 常備消防組織の救急救助体制の整備

燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下、本節において「消防本部」という。）は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な救命処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。

イ 消防団の救急救助体制の整備

消防本部は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行う。

また、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

(2) 市民に対する防災の啓発活動

救助訓練や、応急手当の方法などの普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識の向上を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

(3) 救急救助活動における交通確保

建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(4) 民間等における救急救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、消防団協力事業所及び建設業会と協定を結んでいる業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報共有、伝達体制の確立を図る。

(6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、燕市医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を確立し、救急搬送者の受入れ体制を確保する。

(7) 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制

日本赤十字社新潟県支部、市医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(8) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定に基づき応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部

隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(9) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

3 消防団の対策

消防団は、地震発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実に努めるとともに、市民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日頃から市民との連携による初動体制の確保に努める。

4 燕市医師会の対策

市から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要がある場合の協力体制を整備する。

5 ヘリコプターによる救助活動

救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先

要請機関	連絡先	摘 要
新潟県消防防災航空隊	025-270-0263	
	025-285-5511(夜間)	(県庁警備員室)
新潟県警察航空隊	025-285-0110	(内線5761 警備第二課)
	025-285-0110(夜間)	(総合当直)
陸上自衛隊第12旅団	(非公開)	

6 県の役割

県は医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。また、県警察及び消防機関と連携し、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備することとし、以下の役割を担う。

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部、自衛隊間の連携体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実に努め、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。また、消防機関とDMAT等が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術の高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確保

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

第20節 医療救護体制の整備

担当：健康づくり課

1 計画の方針

市は、県、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

2 医療救護体制の確立

市は、震災から市民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所(初期救急医療を行う場所)

負傷者が多数発生した場合、「トリアージ」(治療の優先順位による患者の振り分け)を伴う医療救護活動を実施することがある。

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した施設の中から、救護所として使用可能な施設を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会等の医療関係団体と協議のうえ、救護所設置に係る医療救護班(医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名)及び歯科医療救護班(歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名)の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、地震が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、施設担当課と連携し、平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策にも留意する。

3 医療資器材等の確保

市は、地震の発生時における医薬品(歯科用医薬品を含む。)、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等(以下、「医療資器材等」という。)の確保を図る体制を整備する。また、災害時に備え、薬品等の確保について、自己管理の重要性を市民に周知する。

(1) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

(2) 医療資器材等の供給支援

市は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足が生じた場合は、県に対し、医療資器材等の支給を要請する。

4 災害医療救護対策の充実

(1) 震災時の後方病院機能の整備・充実

県は、被災地の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)を選定し、これら病院の震災時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

市は、県立吉田病院、県立燕労災病院をはじめとする市内医療機関又は救護所での処置が不能な重症者が発生した場合は、燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下、本節において「消防本部」という。）と連携し災害拠点病院への搬送を行う。

また、震災時に重症者の迅速な対応ができるよう、消防本部と連携し平素より搬送体制、連絡体制の整備を図る。

(2) 病院等防災マニュアル等の策定

ア 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。

また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

イ 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

(ア) 災害対策委員会の設置

(イ) 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

(ウ) 震災時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

(エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

(オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

(カ) 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

(キ) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

5 県の役割

(1) 災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(2) 災害時に関係機関・団体が連携して対応できるよう県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し、災害医療救護対策について意見交換を行うとともに、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(3) 新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(4) 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、燕市医師会、燕歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所、県のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(5) 患者の動向等を踏まえ、一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定者に対応するメンタルケア含む）を行うための救護センターを設置するとともに、当該センターに係るスタッフ編成等を医療機関及び医療関係団体と協議しながら行う。

(6) 災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMATの派遣体制の整備を行う。なお、新潟DMATは、原則として、1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の計4名で構成するものとする。

- (7) 市及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結するなど、医療資器材等の確保に努める。また、輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。
- (8) 被災地域での対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージや救急措置を行うための施設(SCU)・設備の確保に努める。
- (9) 病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

第21節 避難体制の整備

担当：防災課

1 計画の方針

震災は、二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ市民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

市は、この計画に基づき、あらかじめ避難場所を定め、市民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努める。

2 避難場所（施設）の指定と事前周知

市は、都市公園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定しておくものとする。これらは、資料編の「避難に関する資料」に掲げるとおりである。

市は、これら施設について、避難所として必要な機能の整備に努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。
- イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- ウ 市民を安全かつ効率的に避難場所へ避難させるため、自治会等の同一の避難行動をとるべき避難単位に設定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- エ 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。屋外の避難場所については1人あたり1㎡、屋内の避難所（施設）については3.3㎡あたり2人を目安とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下にあつては、4㎡あたり1人を目安とする。
- オ 都市公園等避難場所の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- カ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- キ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであること。
- ク 一旦避難した避難場所（施設）にさらに危険が迫った場合に、他の避難場所（施設）への移動が容易に行えること。

(2) 指定避難所の指定

- ア 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による被害が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される福祉施設等にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている施設を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- イ 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。屋外の避難場所については1人あたり1㎡、屋内の避難所（施設）については3.3㎡あたり2人を目安とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下にあつては、4㎡あたり1人を目安とする。
- ウ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。

- エ 人員・物資の輸送車両が直接乗入れられるよう広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。
- オ 避難所には、貯水槽、井戸、マット、非常用電源のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- カ 要配慮者や女性に配慮した避難所運営等について、避難所運営マニュアルや要配慮者利用施設との協定等の整備に努める。
- キ 避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ電力容量の拡大に努める。
- ク 避難所においては、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努める。
- ケ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に関係団体や地域住民等と調整を図る。

(3) 避難施設の種類

公共施設を避難所に指定したときには、災害時に速やかに開設し、被災者の受け入れができるように、次のとおり指定避難所と予備避難所に分類する。また、指定避難所においては、避難所担当職員を施設近傍居住職員の中からあらかじめ指定しておく。

ア 指定避難所

避難情報を発令した場合に、避難情報発令区域で開設する。なお、市民の安全安心な避難のため、避難情報発令区域外にも避難所を開設する場合がある。

イ 予備避難所

大規模な災害が発生し、指定避難所が被災等により使用できない場合、又は指定避難所に収容できないほどの避難者がいた場合に開設する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(4) 避難所の開設運営体制の整備

地震発生時に速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。

- ア 要配慮者や男女双方の視点等の配慮及びペット対策などを盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備に努める。
- イ 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応(避難先、避難方法等)を調整し、連携して対応するよう努める。
- ウ 避難所担当職員は、休日・夜間でも施設を開錠できるよう、市民への管理の委託を含めて施設管理者と鍵の管理について協議しておく。
- エ 避難所担当職員は、避難所の開設運営について自主防災組織・自治会等地域の市民組織と事前に協議し、避難所運営マニュアルの共有や訓練の合同実施などによって体制の整備強化を進めるよう努める。

(5) 避難所の開設基準

ア 避難所の開設基準は次のとおりとする。

	指定避難所	予備避難所
震度5弱以上	該当地区の避難所担当職員は、避難所を自動開設する。 ただし、避難者がいない場合は、災害対策本部へ報告し、避難所閉鎖の可否についての指示を受ける。	自動開設はしないこととし、市災害対策本部が市内の被害状況等を勘案し、本部からの指示により施設管理者が開設する。
震度4	自動開設はしない。必要な場合は、災害対策本部事務局からの指示により自主避難所を開設する。 自主避難所を開設する場合は次の施設に開設する。 ●燕地区 …… 燕庁舎・(中央公民館) ●吉田地区 … 吉田産業会館 ●分水地区 … 分水公民館	

イ 震度の基準

震度の基準は市内3ヶ所の震度計の計測値とし、開設基準を超える震度を記録した地区の指定避難所を開設する。なお、県の震度計が市役所庁舎、燕消防署、分水消防署の3ヶ所にある。

ウ 予備避難所の開設

予備避難所は、避難所担当職員を選任しないため、施設職員又は施設所管課が開設を行う。市災害対策本部からの開設指示は、施設所管課を通じて行う。

(6) 福祉避難所の設置

一般の避難所において対応が難しい要配慮者を受入れる避難施設をあらかじめ指定しておき、要配慮者のケアに配慮する。

(7) 避難経路の安全確保

市は、避難場所、避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 避難場所(施設)へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水等の災害による危険が及ばないようにする。

イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

(8) 避難場所(施設)及び避難方法の事前周知

市は、避難場所、避難所の位置及び避難にあたっての注意事項等について、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

ア 標識、誘導標等の設置による周知

イ 広報紙、チラシ配布などによる周知

ウ 防災訓練等の実施による周知

エ 市のホームページ掲載による周知

オ ハザードマップ等配布による周知

カ 市公式LINE掲載による周知

3 避難情報の発令と解除

市は、震災時に適切に避難情報の発令と解除ができるよう、地震発生時に迅速かつ的確に対応する。

(1) 避難情報発令の基準

市は、地震により引き起こされた浸水、がけ崩れ等地盤災害、火災の延焼などにより、市民等の安全のため必要があると認めるときは、当該地域の市民等に対し、避難指示を発令する。

〔実施責任区分〕

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の指示等	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	地震が発生した場合において、特に必要があると認めるとき 〔知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき〕
	知事及びその命を受けた職員 (地滑り等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	立退き若しくは緊急安全確保措置の指示	地震が発生した場合において、特に必要があると認めるとき 〔警察官の場合は市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき〕
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる

(2) 避難情報の内容

- ア 要避難対象地域(地名、施設名等)
- イ 避難先(安全な方向及び避難所の名称)
- ウ 避難情報の理由(避難要因となった危険要素の場所、避難に要する時間等)
- エ 避難情報の発令者

(3) 避難情報の伝達・周知

- ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信
- イ 消防車・広報車による市内巡回放送
- ウ 消防団員による各戸伝達
- エ 自治会長等による各戸伝達
- オ 燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)、緊急速報(エリア)メールの配信による伝達
- カ 燕三条エフエム放送による情報配信(緊急告知FMラジオ起動含む)
- キ 市公式ホームページによる情報発信

- ク 市公式LINEによる情報配信
- ケ 市公式 X(旧ツイッター)による情報発信
- コ 固定電話への防災情報配信サービスによる情報発信
- サ 新潟県総合防災情報システム入力による報道機関を介した情報配信

(4) 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨前項の手段により周知する。

(5) 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を知事へ報告する。

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- エ 避難先
- オ その他必要な事項

(6) 避難情報等情報伝達体制の整備

- ア 被災により特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線等、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達できる複数の手段を整備する
- イ 避難情報伝達に、燕三条エフエム放送から協力が得られるよう、事前に手続等を進める

4 施設・設備・資機材の整備

(1) 避難場所(施設)の整備

市は、避難場所(施設)について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

- ア 避難場所(施設)の耐震化の推進
- イ 断水時でも使用可能なトイレ、停電時でも使用可能な構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備
- ウ 食料・水(給水用機材)・照明設備(非常用電源)・毛布・マスク・消毒液・パーティション・簡易ベッド等避難生活に必要な物資の配備
- エ 緊急物資、救急・救助・医療・防疫用資機材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、救援物資の一時集積場所の確保
- オ 要配慮者、愛玩動物対策等に配慮した避難場所への誘導標識の整備と避難施設の環境整備
- カ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営
- キ 避難場所、避難所のバリアフリー化の推進
- ク 避難所のトイレの洋式化

(2) 避難誘導等資機材の整備

市は、震災時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

- ア 震災時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線(移動系・同報系)等
- イ 応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材

5 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 要配慮者が多数利用・所在する施設

- ア 地域の実情に応じた避難場所(市指定の避難場所等)、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- イ 入院患者、自力避難の困難な要配慮者の避難誘導方法及び地域単位(自治会の班等で10～20世帯単位)に居住する市民(以下、「地域住民」と言う。)、事業所等の協力体制
- ウ 集団で避難する場合の避難場所(施設)の確保、保健衛生、給食の実施方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

スーパー等の大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他の施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 利用者への施設外の状況の的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

6 広域避難を想定した体制の整備

(1) 県の役割

広域避難に係る市町村の調整を、次に掲げるの項目により行うものとする。

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が安全に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、各市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受入に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が避難を安全に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力(施設数、施設概要等)等を把握する。また、避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

(2) 市の役割

広域避難に係る体制の整備を、次に掲げるの項目により行うものとする。

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービス等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことができる体制の整備に努める。

第22節 要配慮者の安全確保計画

担当：長寿福祉課、社会福祉課、防災課

1 計画の方針

高齢者、障がい児者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者は、震災の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。市は、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と相互に連携し、地域住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、震災時における要配慮者の安全の確保を図る。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 地域コミュニティの形成

ア 行政による支援

迅速な避難行動ができない要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、燕市社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による在宅の要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの市民相互支援活動への支援に努める。

イ 要配慮者の実態把握

(ア) 市は、保健師、ホームヘルパー等の訪問活動を通じ要配慮者の居住地及び生活状況の把握に努めるとともに、あらかじめ要配慮者の位置情報等の登録がされているGIS(避難行動要支援者支援システム)を活用し、災害発生時における支援を迅速に行うための体制づくりを整える。

ただし、生活状況の把握にあたっては、自治会長、民生委員・児童委員等と十分連絡を取るとともに、本人又は家族の同意を得る等プライバシーの保護に配慮する。

(イ) 市は、自治会長、民生委員・児童委員等と協力して要配慮者と地域住民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、災害発生時に備え要配慮者の居住地等について、事前に消防機関等との情報交換に努める。

(ウ) 市は、災害時に自治会長、民生委員・児童委員、消防団員が協力して介助、救護を実施できる体制を確立するとともに、地域住民の協力が得られるようなコミュニティづくりを進める。

(2) 公共施設及び住宅の安全性向上

市、県及び国は、要配慮者の安全な行動等を確保するため、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、公共施設等の出入口や施設内のバリアフリー化を図る。

また、市及び県は、要配慮者の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のあるものや、室内の段差等により避難の際の障害が多いものについて、住宅改造の低利融資や住宅改修費の補助等に努めるものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

ア 地域住民の役割

災害時における在宅の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、地域住民の果たす役割が大きいことから、市は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、要配慮者と地域住民の共助意識の向上に努める。

イ 情報伝達体制の整備

市は、平時から要配慮者と接している避難支援関係者、燕市社会福祉協議会、要配慮者利用施設との連携を進め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難情報等の災害情報伝達に活用すること。

市は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)の普及・活用に努める。また、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

ウ 外国人への情報伝達

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応が難しいため、事前に外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施する。

(4) 防災教育・防災訓練

市は、次により在宅の要配慮者のための防災教育及び訓練に努める。

ア 要配慮者へのパンフレット配付等による防災知識の普及

イ 広報紙等による災害時における要配慮者支援の啓発、知識の普及等

ウ 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じて、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努める。

(6) 市の体制整備

市は、災害発生時に在宅の要配慮者の安否情報の収集、避難支援等について一元的に実施するため、日頃同業務に従事している長寿福祉課を要配慮者対策担当として対応にあたる。

(7) 「個別避難計画」の整備

市は、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関と連携・協力し、平成21年3月に「燕市避難支援プラン全体計画」を策定した。今後、各地域において要配慮者に対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別避難計画」の整備に努める。

(8) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、自治会長、民生委員・児童委員及び要配慮者利用施設と連携協力し、燕市避難支援プラン全体計画に基づく避難行動要支援者名簿を整備する。

また、避難行動要支援者名簿の取扱いについては、燕市個人情報保護条例に留意しながら、避難支援等関係者へ提供するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、市内に居住し、次に掲げる要件に該当する人(施設入所者はのぞく)とする。

ア 名簿に掲載する人の範囲

(ア) 身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級(総合等級)の身体障害者手帳の交付を受けた者(心臓又は腎臓機能障がいのみで該当する者は除く)

(イ) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Aの交付を受けた知的障がい者

(ウ) 要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に規定する要介護3・4・5のいずれかに該当する者

(エ) 特に避難支援を必要とする難病認定者

(オ) その他避難支援が必要であると市長が認める者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。名簿を作成するに当たり、該当する人を把握するために、福祉部局で把握している障がいのある人や要介護認定を受けている人等の情報を集約する。

ウ 避難行動要支援者名簿による情報共有及び連絡体制

- (ア) 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平時からの提供は、避難行動要支援者の名簿に掲載された本人の同意を得て、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、警察等に名簿を提供する。避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理が図れるよう、名簿の保管、複製の禁止等を指導する他、使用方法及び守秘義務について十分説明し、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。
- (イ) 避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律や燕市個人情報保護条例に留意し、避難支援等関係者及び市の防災部局、福祉部局と情報共有を図り、連絡体制の確立に努める。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿は、最新の情報を保ち、年1回更新することとし、避難支援等関係者に提供するものとする。
- (エ) 避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、要配慮者からの理解を求めるよう努める。

エ 安否確認及び避難誘導體制の整備

- (ア) 市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるよう防災行政無線、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)、燕三条エフエム放送、テレビ、広報車など複数の手段を使用し、迅速に避難情報等を伝達する。
- (イ) 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導體制などの避難支援等の整備を図る。なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り福祉避難所の開設に関する協定を締結している施設とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

(9) 避難所の設置・運営に関する体制の整備

市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所運営委員は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱など支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい児者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制を図る。

ウ 避難所においては、情報入手に困難を伴う視覚障がい児者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい児者に対しては文字又は手話等による情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

オ 一般の避難所での共同生活が困難な要配慮者については、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している施設への緊急入所や避難所内の要配慮者スペース、公的住宅、避難所施設としての使用に関する覚書を締結しているホテル等への収容、移送など必要な配慮を行う体制を整備する。

(10) 保健・福祉対策

ア 被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等(巡回相談、栄養相談、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス)を行う体制整備を図る。

イ 発災直後に、燕市社会福祉協議会、要配慮者利用施設、避難支援等関係者等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

3 要配慮者利用施設等における安全確保

(1) 防災組織体制

ア 自衛のための防災組織の設置

要配慮者利用施設等は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き防災業務を分担させる。

イ 情報連絡・応援体制の確保

要配慮者利用施設においては、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の救助及び協力体制の整備に努める。

市は、平時から情報交換及び連携を図り、情報の伝達体制等の整備に努める。

ウ 防災管理体制の強化

施設管理者は、防火管理者制度の活用により施設の防災体制の強化を図る。特に夜間、休日等職員が少なくなった場合における防災体制に留意し、職員の動員体制、警察等関係機関への通報連絡体制について整備する。

(2) 施設、設備の安全性強化

要配慮者利用施設等は、消防法・建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 物資・マンパワーの確保

要配慮者利用施設等は、災害時に備え2～3日分、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい児者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び、必要により井戸、耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備に努める。

また、施設管理者は、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、更に、避難支援等関係者、ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう、普段から協力関係の形成に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練

要配慮者利用施設等は、職員・入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、防災訓練の実施に当たっては、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難訓練に重点を置いた実施に努める。

(5) 職員の迅速な確保及び市民等との協力体制の構築

施設管理者は、施設の防災安全対策に関して、燕・弥彦総合事務組合消防本部等に相談するとともに、施設相互間並びに他の施設、地域住民や地域の自治会等とも日常の連携を密にし、万一の場合における応援協力体制の確保を事前に十分準備しておく。

市は、要配慮者利用施設と地域住民との交流の場を設けるなど、地域での要配慮者バックアップ体制の形成に努めるものとし、施設管理者の事前準備措置に対しては、連絡会議の開催等応援協力に関し必要な措置を講ずる。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

災害時における緊急入所に備えるため、市及び県は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワーク形成に努める。要配慮者利用施設等は近隣の施設と相互協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

4 地域における要配慮者安全確保

(1) 消防機関等の措置

消防団は、その管轄にかかる地域に居住する一人暮らしの高齢者や障がい児者等の要配慮者の実態把握並びに防火指導等に努める。

(2) 普及啓発活動

市は、要配慮者の安全確保に関して、市民に対し積極的に普及啓発活動を行う。

(3) 福祉避難所の指定

市は、災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、必要により一時的に市内の社会福祉施設等への入所を要請し、必要なスタッフを確保する。

第23節 食料・生活必需品等の確保計画

担当：用地管財課、防災課

1 計画の方針

市は、住家や施設の被災により備蓄した物資が確保できない市民等に対する食料及び生活必需品（以下、「物資等」という。）の緊急調達に努める。また、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、公共施設に限らず、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定するとともに、民間の物流業者との応援協定締結を推進する。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

2 物資等の備蓄

- (1) 県と協議し定める物資等の備蓄目標と、お互いの備蓄分担割合に基づいて、市で必要とする物資等の備蓄に努める。
- (2) 震災時の必需品のうち、市民が通常の日常生活では使用しないため備蓄がし難い品目については、市での公的備蓄に努める。
- (3) 備蓄物資は、極力、指定避難所等に事前に集積し、震災時において市職員や避難者がすぐに取り出して使用・配布できるよう配慮する。

3 物資輸送拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

4 物資等の緊急供給体制の整備

- (1) 企業、事業者団体等との協定による、緊急調達体制の整備に努める。
- (2) 輸送事業者等との協定による、緊急輸送・配布体制の整備に努める。
- (3) 地域住民で形成される組織及び市災害ボランティアセンターとの物資等の緊急供給に関する協力体制を整備する。

5 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

6 災害備蓄に関する市民への普及啓発

- (1) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時における物資等の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- (2) 防災訓練に際して、市民とともに避難所に備蓄する物資等の確認及び使用配布に関する訓練を行う。
- (3) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

7 要配慮者及び女性に対する配慮策

- (1) 食料の供給に際しては、事前に高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等摂食上の配慮が必要な者を特定し、これらの者に必要な食料及び数量を把握のうえ、備蓄方法等について検討し、地震発生時に適切かつ速やかに提供し得る体制を整え、県は市での体制整備を支援する。
- (2) その他、温食の提供など介護等で必要となる物資及び数量についても事前に検討し、地震発生時に速やかに提供し得る体制を整え、県は市での体制整備を支援する。
- (3) 避難所等における、女性の授乳、更衣等を想定し、パーティション等必要な物資を備蓄及び早急に調達するとともに、必要に応じて、速やかに供給できる体制をあらかじめ構築するよう努める。

8 県の役割

- (1) 物資等の備蓄
市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の拠点に物資等を備蓄する。
- (2) 物資拠点の選定
県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設(広域物資輸送拠点)を選定する。
- (3) 物資等の緊急供給体制の整備
ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。
- (4) 燃料の緊急供給体制の整備
ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報(施設に至る経路や燃料関連設備の状況等)の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。
- (5) 市町村に対する支援体制の整備
市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。
- (6) 県民への普及啓発
ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

9 地域に求められる役割

- (1) 市民の役割
ア 地震発生から交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまで、概ね3日程度を要するとされていることから、各家庭では、この間における家族が必要とする程度の物資の備蓄に努める。

- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上の配慮が必要な者は、平時から最低3日分、推奨1週間分程度の分量を自ら確保するよう努める。
 - ウ 停電時でも使用可能なカセットコンロ等調理用熱源や石油ストーブ等暖房器具及びその燃料の確保に努める。
 - エ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
 - オ その他災害時に必要な物資(携帯ラジオなど)を事前に用意するよう努める。
- (2) 企業・事業所、学校等の役割
- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学で震災時に帰宅困難になる者を把握し、対象となる者が1～3日間程度泊り込むのに必要程度の物資等の備蓄に努める。
 - イ 企業・事業所は、震災時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、それに必要となる物資等の備蓄に努める。
 - ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度(推奨 1 週間分)の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

10 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。また、緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(2) 新潟県石油業協同組合

市との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」に基づき、市からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備するほか、会員企業への緊急連絡体制を整備する。

11 備蓄数量

避難者数を、市の人口約77,000人のうち15%の約11,550人と想定し、食料と飲料水の他、し尿処理剤、生理用品、紙おむつ等を年次計画で備蓄する。なお、食料の30%は食物アレルギー患者及び高齢者等に対応したものとする。

12 夏季における対応

夏季においては、指定避難所等が高温多湿になると予想されることから、食料の提供に際しては、食中毒等の発生を防止する等の万全な衛生対策を整備する。

第24節 文教施設等における災害予防計画

担当：学校教育課、こども未来課、社会教育課

1 計画の方針

大規模な地震発生時に、幼児・児童・生徒、教職員、入館者・施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、日頃、市教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等公立文教施設の設置者は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

2 学校における災害予防対策

(1) 施設の耐震性の強化

学校の設置者は、校舎、体育館、プール等の学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴う停電・断水・ガスの供給停止・通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校防災計画の作成

各学校の校長は、地震発生に備え、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備 など
応急対策	①地震発生直後の児童・生徒の安全確保 ②避難誘導 ③児童・生徒の安否確認 ④被害状況の把握と報告 ⑤下校措置又は保護継続 ⑥避難所開設・運営の協力 ⑦教育活動の再開 ⑧児童・生徒の心のケア など

(3) 防災委員会の設置

校長は学校防災計画の作成や見直しについて検討し、及び防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等にあたって次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を明確に定めておく。

また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、

窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

ウ 防災用具等の整備

- (ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
- (イ) 児童・生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

エ 教職員の緊急出勤体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員に周知しておく。

オ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。なお、個人情報漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(5) 防災教育の実施

校長等は、次に掲げる防災教育を行う。

ア 教職員に対する防災教育

市防災課及び市教育委員会は、防災対策の知識や気象状況等に応じた避難行動に関する研修、防災教育の進め方などの研修を行うものとする。校長は、各学校の立地条件、施設の状況等を考慮して、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行う。

イ 児童・生徒等に対する防災教育

校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行う。

- (ア) 防災訓練を計画的、実践的に実施し、震災時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

- a 形式的な指導に終わることなく、地震発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるように実施する。
- b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。
- c 地域社会の一員として、中学生、高校生を地域防災訓練へ積極的に参加させる。
- (イ) 学校教育活動全体を通じて「地震の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。
 - a 児童・生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。
 - b 児童・生徒等の発達段階に応じて、副読本、ビデオ等を活用し指導する。
 - c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

- d 小・中学生に対して保健体育、学校活動等を活用して、負傷者への応急処置に関する知識や基礎的な技能を修得させる。

3 幼稚園・保育園・認定こども園における予防対策

(1) 施設の耐震機能強化

遊戯室等の施設について、その安全性の向上のため、その必要な耐震性を確保する必要がある。このため、市及び保育事業者は、新耐震設計基準(昭和56年6月施行)前の基準により建築された建物等について、耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強・改築等に努めるものとする。

(2) 保護者との連絡方法

あらかじめ災害発生時の連絡先、園児の引渡し方法、周知方法について保護者と確認し徹底しておく。

(3) 防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

4 児童クラブ、なかまの会における予防対策

(1) 保護者との連絡方法

あらかじめ災害発生時の連絡先、児童の引渡し方法、周知方法について保護者と確認し徹底しておく。

(2) 防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

5 学校・保育園等以外の文教施設及び文化財における予防対策

公民館・図書館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるため、組織的な統制、避難・誘導は困難である。

また、貴重な文化財・美術品・蔵書等収蔵している施設・個人においては、これら収蔵物を震災による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの事情を考慮して施設の管理者等は、市教育委員会の指導のもとに防災計画を作成し、防災施設の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(1) その他の文教施設の予防対策

ア 施設・設備等の予防対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難を考慮する。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火、防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

イ 地震発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。

ウ 地震発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。

また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

エ 施設については、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴う停電・断水・ガスの供給停止・

通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 文化財の予防対策

ア 文化財の管理

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)及び燕市文化財保護条例(平成18年条例第99号)により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告を行い、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理者が変更した場合又は指定を受けた文化財が、滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の所在の変更などの場合は、全て市及び県教育委員会に届け出る。

イ 文化財の防災施設

地震による火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備の設置を計画的に促進する。

また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓等の消火設備、避雷針整備の促進を図る。

ウ 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備の整備や消火、避難及びその他の災害に対する訓練を、燕・弥彦総合事務組合消防本部や消防団の協力により行うとともに、所有者への注意を喚起する。

6 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、県及び市の地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努める。

なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(1) 施設・設備の整備

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

a 和室の整備

b シャワー施設の整備

c 冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭においた学校保健室等の充実

(2) 情報連絡体制の整備

ア 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

イ インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

ウ 情報収集のためのテレビ、ラジオの整備

第25節 ボランティアの受入れ体制の整備

担当：社会福祉課、防災課、燕市社会福祉協議会

1 計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

2 「地域コミュニティ」づくり

災害が発生した場合、普段からの市民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において、大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取り組みが重要である。

(1) 自治会単位での取り組み

地域活動における最小単位である自治会による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、日頃から一層その自発的な取り組みが必要となる。燕市社会福祉協議会(以下、本節において「市社協」という。)は、この取り組みに対し支援・指導する。

(2) 小地域単位での取り組み

自治会や小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。市社協は、民生委員・児童委員等と協力して、日頃からネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、市は、この取り組みに対し、支援を検討する。

3 平時における災害ボランティア活動推進のための体制整備

災害ボランティア活動が円滑に行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時にボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的な活動内容の指示等を行う市災害ボランティアセンターが迅速に組織できる体制について、市は市社協等関係団体と連絡を図りながら整備する。

4 災害支援ボランティア活動推進のための体制整備

災害時に、市内外のボランティアから救援活動等の申し出を受けた場合、市社協及びボランティア関係団体と緊密に連携しながら、円滑で効果的なボランティアの受入れ、派遣等を行う市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、必要な資機材や物資の調達・援助等、その活動環境の整備を図る。また、ボランティアの活動を支援・調達するために、関係団体等との連携による体制の整備を図る。

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

避難所や在宅等の被災者への支援、災害救援活動への協力等のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の第一線の拠点として、市社協は、市災害ボランティアセンターを設置する。また、市及び市社協は、効果的な災害ボランティア活動を推進するため、「燕市災害ボランティアセンターマニュアル」に基づき、設置・運営訓練の実施に努めるものとする。

ア 市災害ボランティアセンターの活動

(ア) ボランティアの要請、受入れ、登録

(イ) 被災者のニーズ把握と分析

(ウ) 具体的救援活動の調整・指示

(エ) 救援活動に要する物資の確保・配布

イ 市災害ボランティアセンターの体制

県災害ボランティア支援センター及び市災害対策本部と密接な連携を図りながら、市社協職員を中心に、災害救援活動経験者や多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

(2) 関係団体の連携

災害時には、県内外からボランティア活動に参加する多数の民間団体等が現地入りすることが予測されるため、市災害ボランティアセンターは効果的な活動を行うために、関係団体等と連携を図り、ボランティアの調整を図る。

第26節 積雪期の震災予防計画

担当：土木課、防災課

1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため、市は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

2 計画の体系

(1) 道路の除排雪体制の強化

ア 一般国道、県道及び市道の各道路管理者は、相互の緊密な連携の下に除排雪を強力に推進する。

イ 市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、既設の消雪施設の有効利用を図り除雪機械の増強に努める。

(2) 要配慮者世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

3 緊急活動体制の整備

(1) 除雪計画路線図の策定

国、県、市の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な除雪計画路線図を策定する。

(2) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では道路交通の確保に努める。

(3) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、市民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(4) 避難所体制の整備

市は、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

第27節 市の業務継続計画

担当：防災課、総務課

1 計画の方針

地震による被災を受けた場合においても、市行政の業務継続は、地域の機能が停止することなく継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画(BCP)の作成を促進するとともに、業務継続マネジメント(BCM)能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は、平成30年3月に燕市業務継続計画を策定し、市の業務継続性の確保を図っている。

実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

市の業務継続計画では、非常時優先業務の整理をはじめとする業務継続性の確保に向けた取り組みを推進するため、次のとおり定めている。

(1) 非常時優先業務の整理

地震発生時において、災害対策業務(災害対策本部の組織・運営体制に定める業務)と優先継続業務(通常業務のうち、災害時においても、行政機能を維持するために実施しなければならない業務)を非常時優先業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、洗い出しを行う。また、非常時優先業務は、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

- ア 市長不在時の職務代理順位
- イ 職員の参集体制
- ウ 安否確認
- エ 人員計画の立案
- オ 業務引継
- カ 庁内の応援体制の確立
- キ 庁外からの応援体制の確立
- ク 受注業者の業務継続体制の確保

(3) 施設・設備の確保

- ア 執務スペース
 - (ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応
 - (イ) 代替施設の指定(複数)
 - (ウ) 代替施設の決定
 - (エ) 代替施設の設備状況の把握

- イ 通信手段
- ウ 情報システム
- エ 電力及び燃料
- オ 職員の食料・飲料水等
- カ その他

(4) 業務継続力の向上

現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される非常時優先業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練の実施を通じながら業務継続計画や各種マニュアル、対応方法の実効性の確認を行う。

(6) 業務継続計画等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続計画や各種マニュアルを見直すなど、継続的な改善を行う。

(7) ICT部門の業務継続計画について

平成28年度に策定した燕市ICT部門の業務継続計画についても、訓練等を重ね、課題等を洗い出し、所要の見直しを適宜行うとともに、必要な具体的な作業手順等を別途定め、各種マニュアルに反映させていくものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

担当：防災課

1 計画の方針

市内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、市をはじめとした防災関係機関は、相互に連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

市は、災害対策基本法、燕市災害対策本部条例(平成18年条例第19号)等の定めるところにより、燕市災害対策本部を設置する。本節では、燕市災害対策本部の組織、運営等について定める。

2 市災害対策本部全体組織図



3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置及び廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

(ア) 市内において地震による大規模な災害が発生し、又は発生しているおそれがある場合で、必要があると認めるとき。

(イ) 震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策が概ね完了した場合

(イ) その他市長が必要なくなったと認めた場合

(2) 本部員に対する連絡

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の本部員に対する連絡は第2節の伝達方法による。

(3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を、県危機対策課をはじめ関係機関に通知及び報道機関に公表するとともに災害対策本部の標識を市役所庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

4 災害対策本部の設置場所

市役所庁舎に設置する。なお、同庁舎が被災し、使用できない場合は、下表のとおり代替場所を指定し、その旨を職員、関係機関に連絡する。

〔災害対策本部の設置場所〕

順位	名 称	所在地	電話番号
第1位	市役所庁舎	吉田西太田1934	0256-92-1111
第2位	市役所燕庁舎	白山町2-7-27	0256-47-1717
第3位	燕・弥彦総合事務組合消防本部	吉田浜首408-1	0256-92-1119

5 災害対策本部の組織等

(1) 本部長(市長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(副市長、教育長)

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副市長

第二順位 教育長

第三順位 筆頭部長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

- (ア) 部長・副部長
- (イ) 本部長が指名する者

(4) 本部事務局

ア 本部事務局員は、総務部長の命を受け、事務局の事務に従事する。

イ 事務局員の構成は次のとおりとする。

- (ア) 総務部長
- (イ) 総務部政策監(危機管理監)
- (ウ) 防災課長
- (エ) 防災課職員
- (オ) 各部長が指名する者

ウ 事務局の事務分掌は別表に掲げるとおりとする。

エ 活動場所

原則として、市役所庁舎3階会議室301で活動する

(5) 部及び班

市役所の全組織をあげて災害対策を推進するため、本部に部及び班を置き、部に部長を、班に班長及び班員を置く。

ア 部長

- (ア) 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。
- (イ) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ 各部の組織等

- (ア) 部に班を置き、班は班長及び班員で組織する。
- (イ) 各班の班長は、別表に掲げる者をもって充てる。
- (ウ) 各班の班員は、別表に掲げる課に所属する職員とする。
- (エ) 各班の主な事務分掌は、別表の当該欄記載のとおりとする。

ウ 部長及び班長の職務代理

部長若しくは班長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(6) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者で構成する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

- (ア) 市内の災害状況及び災害応急対策実施状況
- (イ) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (ウ) 本部内各部の連絡調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (カ) 他市町村及び公共機関に対する応援要請に関する事項
- (キ) その他災害対策上重要な事項

エ 原則として、市役所庁舎3階会議室301で開催する。

オ 災害対策本部において、その応急対策を的確に実施するため、本部会議では、現在の被害状況・対応状況、今後の活動方針などについて統一した報告様式等を活用し、効果的・効率的に運営

するよう努める。

(7) 現地災害対策本部

- ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置く。
- イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の市民の要請等に基づき、適切な措置を講ずる。

(8) 災害対策本部組織の整備

- ア 本部長は、収集された情報を集約・整理し、速やかに活動計画を立案する。災害対策本部は、立案された計画に基づき応急対策を実施し、進捗管理、問題把握等を行い、確実な社会の安定化に努める。
- イ 災害発生時に迅速に災害対策本部を立ち上げ、災害応急対策を適切に実施するため、災害時における各種応急対策マニュアルを策定し、研修や訓練を実施するとともに、その検証を重ねるなどして、平常時から組織体制の整備強化を図る。
- ウ 災害対策本部においては、本部長、部長、さらに班長から班員への指揮命令系統を確立し、上司が部下の動静を把握し、適切な指示が出せるよう直接指揮人数にも配慮する。
- エ 組織全体の意思決定を支えるために、各部において総合調整員を中心に収集した情報を整理し、状況把握、現状分析及び今後の見込みの確認などの情報処理に関する機能を強化するよう努める。
- オ 大規模災害の場合に災害対応が長期化することがあることから、応援職員及びボランティア等の応援部隊を活用し、職員のローテーションに配慮することによって、活動が円滑に継続するような体制を確保する。
- カ 災害対応を効果的に実施するため、また被災者の生活を支援するため、必要な物資については迅速かつ確実に確保するよう努める。なお、各部において物資確保の調整を図るとともに、本部としても全体的な管理状況における情報共有並びに調達手段の構築など体制の整備に努める。

6 災害対策本部組織相互間の職員応援

- (1) 災害対応に人員が不足する班は、部内の他の班から応援を受ける。
- (2) 上記の応援でなお人員が不足するときは、他の部から応援を受ける。
- (3) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、県や応援協定締結市町村をはじめ他市町村に職員の派遣を要請し、応援を得る。

7 防災機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いの役割や対応の範囲を明確にしなが、情報の共有化を図り、相互の緊密な連携・協力体制を整えておく。

8 燕市災害対策本部の事務分掌

災害対策本部事務局

部署課等	事務分掌
●災害対策本部事務局 事務局長 総務部長 事務局次長 総務部政策監(危機管理監) 班長 防災課長 班員 防災課・総合調整員	
総務グループ【総務課・広報秘書課】 情報グループ【企画財政課・地域振興課】 食料・物資グループ【用地管財課】 水道局 被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・こども未来課】 救急・インフラ対策グループ 【都市計画課・土木課・下水道課】 保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 生活再建グループ 【税務課・営繕建築課・商工振興課・農政課】	・事務局開設準備(会議室 301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予測し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた検討に関する事

災害対策本部各部

●総務部 部長 総務部長 副部長 総務部政策監(広報監)、議会事務局長	
総務総括班長 総務課長 副班長 広報秘書課長 担当課 総務課 広報秘書課 (防災課)	・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開設に関する事 ・避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事 ・災害記録写真の撮影と整理に関する事 ・災害記録誌の編集に関する事 ・他の部に属さないこと
食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課	・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・市役所庁舎及び市有財産の被害調査に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救援物資納入場所の確保と配布に関する事
議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課	・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事

●企画財政部	
部長 企画財政部長 副部長 総務部主幹兼企画財政部主幹	
情報収集班長 企画財政課長 副班長 地域振興課長 監査委員事務局長 担当課 企画財政課(企画) 地域振興課 監査委員事務局	・災害情報の記録、取りまとめに関する事 ・防災関係機関への情報収集に関する事 ・住民等からの問い合わせ対応に関する事
財務出納班長 会計課長 担当課 会計課 企画財政課(財政)	・災害復旧の予算措置に関する事 ・災害時の出納に関する事 ・義援金の受入に関する事

●市民生活部	
部長 市民生活部長	
被災調査班長 税務課長 副班長 収納課長 市民課長 担当課 税務課 収納課 市民課	・家屋の被害確認に関する事 ・罹災証明書の発行に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・避難所運営班の応援に関する事
環境衛生班長 生活環境課長 担当課 生活環境課	・災害時の衛生対策に関する事 ・埋火葬に関する事 ・避難所運営班の応援に関する事

●健康福祉部・(こども政策部)	
部長 健康福祉部長	副部長 健康福祉部主幹(医療主幹)
避難所運営班長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課	・避難所の管理運営に関すること ・福祉避難所の設置に関すること ・燕市社会福祉協議会と連携してのボランティア受入に関すること ・生業に必要な資金の貸与に関すること ・保護世帯及び要救護世帯等の救助に関すること ・燕市民生委員・児童委員との連絡調整に関すること
要支援者班長 長寿福祉課長 担当課 長寿福祉課	・避難行動要支援者の被害調査及び救護に関すること ・緊急入所等の実施に関すること ・在宅避難者の支援に関すること
医療班長 健康づくり課長 副班長 保険年金課長 子育て応援課長 担当課 健康づくり課 保険年金課 子育て応援課	・市内医療機関の被害状況等の調査に関すること ・救護所の設置運営に関すること ・傷病者の収容に関すること ・応急救護及び各種予防接種に関すること ・災害時の防疫に関すること ・燕市医師会、燕歯科医師会との連絡調整に関すること ・DMAT等の外部医療関係団体との連絡調整に関すること

●産業振興部	
部長 産業振興部長	
商工観光班長 商工振興課長 副班長 観光振興課長 担当課 商工振興課 観光振興課	・商工観光関係の被害調査に関すること ・商工観光団体との連絡調整に関すること ・被害対策のための労務者に関すること ・被災商工観光団体への融資に関すること
農政班長 農政課長 副班長 農業委員会事務局長 担当課 農政課 農業委員会事務局	・農地、農作物及び農業用施設の災害対応、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること ・山地災害の巡視に関すること ・被災農家の営農指導に関すること ・被災農家の災害融資に関すること

●都市整備部 部長 都市整備部長	
建設復旧班長 土木課長 副班長 都市計画課長 営繕建築課長 下水道課長 担当課 土木課 都市計画課 営繕建築課 下水道課	・道路・橋梁その他公共土木施設及び都市施設の被害調査及び危険情報に関すること ・同上施設のパトロール、災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること ・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関すること ・公共交通の運営に関すること ・道路等の障害物除去に関すること ・除雪に関すること ・応急仮設住宅建設に関すること ・下水道施設の災害対策、応急措置、被害状況及び災害復旧に関すること ・湛水防除に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること

●教育委員会・こども政策部 部長 教育次長 副部長 こども政策部長・教育委員会主幹	
学校保育班長 学校教育課長 副班長 こども未来課長 担当課 学校教育課 こども未来課	・学校・園施設の危険情報及び被害調査に関すること ・学校・園施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること ・児童福祉施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること ・児童生徒・園児等の避難に関すること ・児童生徒・園児等の被害調査に関すること ・罹災児童・生徒等の応急教育及び学用品給与に関すること ・災害時の学校給食に関すること ・教育関係義援金品の受付及び配分に関すること
社会教育班長 社会教育課長 担当課 社会教育課	・社会教育施設、文化財の危険情報及び被害調査に関すること ・社会教育施設、文化財の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること ・災害復旧活動に協力する女性団体・青年団体等との連絡調整に関すること ・社会体育施設の危険情報及び被害調査に関すること ・社会体育施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること ・災害復旧活動に協力するスポーツ団体等の連絡調整に関すること

●燕・弥彦総合事務組合 水道局	
	・水道施設の災害対策に関すること ・水道施設の危険情報、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること ・飲料水の品質確保に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること

●燕・弥彦総合事務組合 総務消防局	
	・災害時の消火活動、水防活動及び救急救助活動に関すること ・傷病者の緊急搬送に関すること ・災害時の危険物施設の保安に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・住民への避難情報の伝達・誘導に関すること ・災害状況の把握・情報収集に関すること ・消防関係施設の災害対策、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること ・消防団の動員及び連絡調整に関すること ・消防団の現場活動指揮に関すること ・緊急消防援助隊の派遣要請に関すること

第2節 職員の配備・招集

担当：防災課、総務課

1 計画の方針

予期せず発生する震災では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右するため、市による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

2 地震発生時における配備体制

(1) 地震発生時の配備体制

市内に地震が発生した場合、災害応急対策が必要となる各部局にあつては、迅速に職員を配備する。震度4以上の地震が発生した時の職員の配備体制は次の基準による。なお、県の震度計が市役所庁舎、燕消防署、分水消防署の3箇所にある。

〔地震発生時の配備体制〕

種 別	配 備 時 期	配 備 体 制
第1次配備 (警戒体制)	市内に震度4の地震が発生した場合	事態に対処するため災害防除の措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するか、情勢の把握連絡活動を主とする体制
第2次配備 (災害警戒本部設置)	市内に震度5弱の地震が発生した場合	局地的災害に対しては、即座に対策活動が遂行できる体制
第3次配備 (災害対策本部設置)	市内に震度5強以上の地震が発生した場合	要員の全員をもってあたる完全体制とし、状況による応援組織が直ちに活動できる体制

(2) 担当部署別の任務分担・緊急活動

〔総務部防災課等の緊急活動〕

情報収集	- 被害状況その他応急活動に必要なあらゆる情報の収集 - 庁舎の人員等の把握
対策決定	組織構成の方針、応急対策の決定
命令伝達	各班に対応する指示事項の伝達
情報発信	- 防災行政無線、VSAT(衛星系)、固定電話(災害時優先電話)、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット等の通信確認、確保 - 消防本部等関係機関への情報発信、報道機関対応
情報整理	市民や各機関からの情報の受信担当、整理担当の配置
車両・機材確保	- 必要な車両確保の指示 - 必要な資機材調達手配の指示
人材配置	- 災害対策本部事務局の設置、各班の職員人員調整、職員の業務配置 - ボランティア対応の指示

〔施設等所管課の緊急活動〕

情報収集	・施設等の被害状況その他応急活動に必要なあらゆる情報の収集
情報伝達	・施設等管理責任者 ⇒ 施設等所管課 ⇒ 総務部防災課等指揮命令系統間の情報伝達
人員配置	・施設等への職員の配置 ・避難所となった場合の初期対応

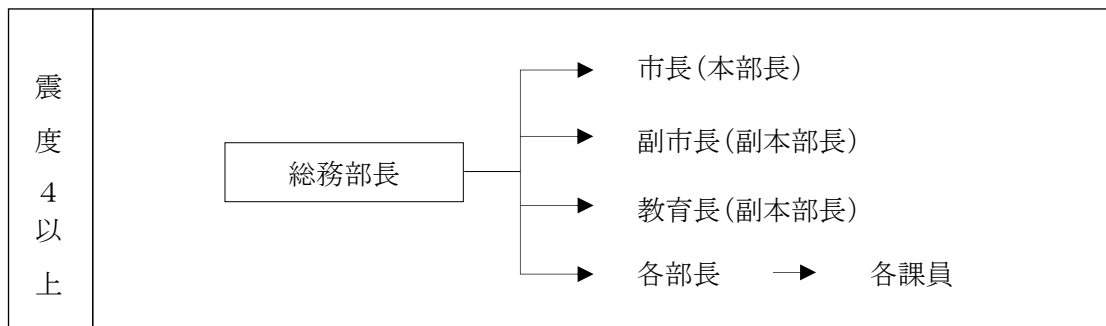
〔上記以外の各課・職員の緊急活動〕

情報収集	・各所管の被害状況その他応急活動に必要なあらゆる情報の収集
情報整理・伝達	・総務部防災課等指揮命令系統への情報伝達
命令伝達	・総務部防災課等指揮命令系統から各課に対応する指示事項の伝達
対策決定	・各課内の組織構成の方針、応急対策の決定

3 勤務時間内における対応

(1) 地震情報の伝達

市内のいずれかの震度計が震度4以上の地震を観測した場合、次の経路により地震情報を伝達する。



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

(2) 各課における情報の把握

各課長は、地震の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努め、防災課長へ報告する。

(3) 緊急連絡会議の招集

総務部長は、必要に応じて災害対策に関係する各部局長をメンバーとする「連絡会議」を開催し、迅速な応急対策について協議する。

4 勤務時間外(夜間・休日等)における職員の招集

(1) 災害時登庁職員の指定

ア 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる各課長は、第2項の「地震発生時における配備体制」の配備基準に応じ、登庁させる職員(以下、「指定登庁職員」という。)をあらかじめ指定しておく。

イ 指定登庁職員については、大規模な地震が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

(2) 勤務時間外における地震情報の伝達

市内の地域において震度1以上の地震を観測した場合には、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)により地震情報等を伝達する。これにより、基準の震度に達した場合は、指定登庁職員は登庁する。また、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)以外でも、職員は震度情報の取得に努める。

(3) 指定登庁職員の登庁

ア 勤務時間外において地震が発生した場合において、指定登庁職員はテレビやラジオ、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)などで地震の震度を確認する。

震度に応じて、次頁の表(夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準)に示す配備体制に基づき、該当職員は動員・配備の連絡・指令などを待たずに直ちに所属の職場に登庁する。

また、必要に応じて電子メール、電話等により職員等に配備を伝達する。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

イ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

ウ 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を記録し、防災課に報告する。

(4) 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

- ・ 夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準

市内のいずれかの地点(燕市燕、燕市吉田、燕市分水)で次の震度を記録した場合、直ちに登庁する。

体制	震度	区分	登庁・配備職員	
第1次配備	震度4	警戒体制	総務部政策監(危機管理監)	
			防災課	全職員
			土木課	課長、指定職員
			施設等所管課	課長、指定職員
			(避難所担当職員)	自主避難所担当職員
第2次配備	震度5弱	災害警戒本部設置	副市長	
			教育長	
			部長	全員
			総務課・広報秘書課	全職員
			防災課・災害対策本部事務局	全職員・総合調整員
			用地管財課	係長以上、指定職員
			企画財政部	係長以上、指定職員
			健康福祉部	係長以上、指定職員
			都市整備部	係長以上、指定職員
			施設等所管課	課長、指定職員
			上記以外の課	指定職員
			避難所担当職員	該当地区の担当職員
第3次配備	震度5強以上	災害対策本部設置	全職員	

※1 指定職員とは、災害等発生時に各課で所管する任務分担・緊急活動を行うために、あらかじめ各課長が課内から指定した職員を指す。各課長は、活動に必要な人員数を考慮の上指定し、当該指定職員が登庁できない場合の補充職員も決定しておく。

※2 燕・弥彦総合事務組合の水道局、総務消防局との連絡体制を確保する。

※3 震度4の場合は避難所の自動開設はせず、必要な場合に限り、災害対策本部事務局からの指示により自主避難所を開設する。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

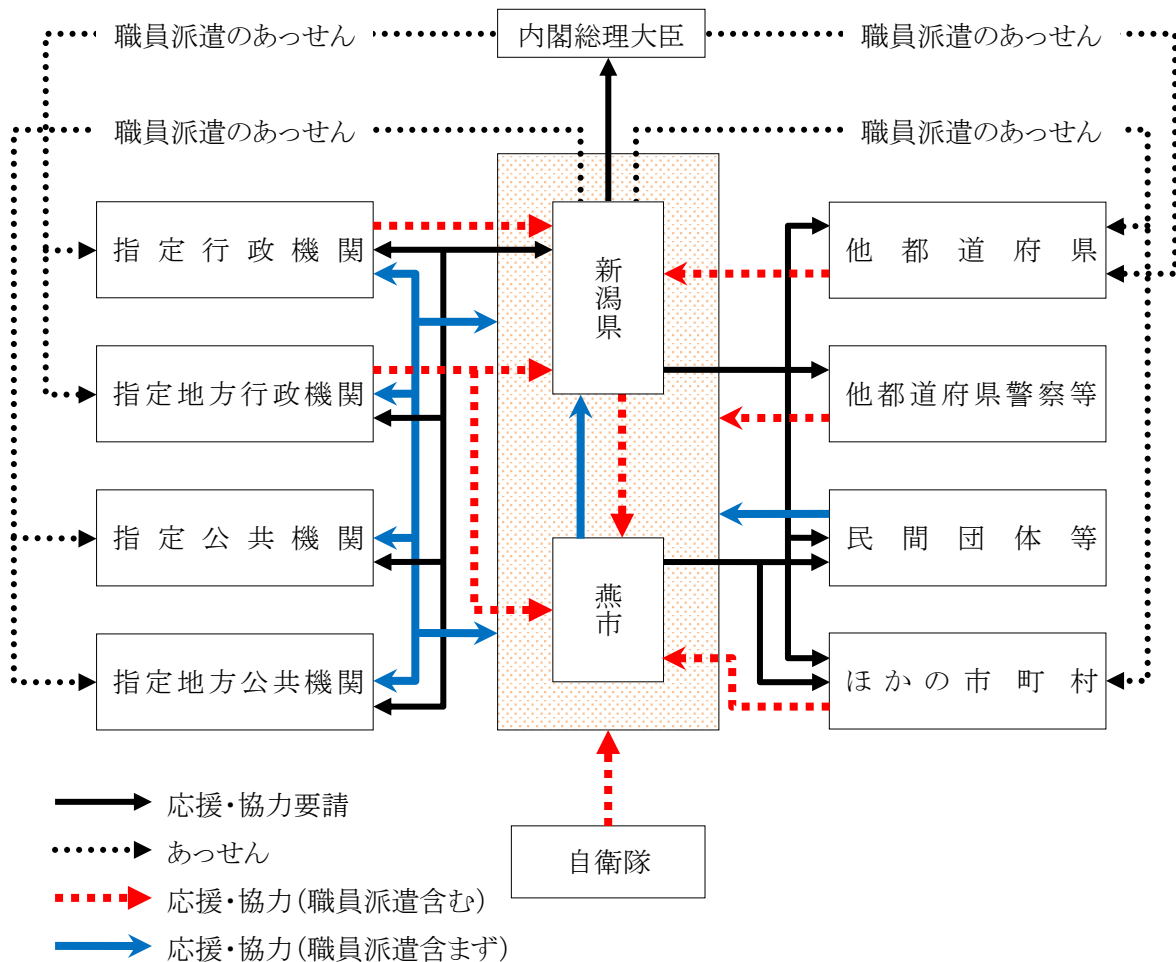
担当：防災課

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て応急対策を行う必要がある。

このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

2 職員の配備体制



3 市からの応援要請

市が応急対策を実施するにあたり、次の応援を要請する場合には、要請する機関別に担当窓口を定め、迅速に対応するよう努める。

(1) 他の市町村に対する要請

ア 市長は、市内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めたときは、相互応援協定に基づき次の市町村長に対して応援を要請する。(協定に基づく応援要請市町村)

(ア) 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町「災害時における近隣市町村相互援助協定」

- (イ) 南魚沼市「災害時における相互応援協定」
- (ウ) 新潟県及び県内全市町村「大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定」
- (エ) 福島県南相馬市「災害時相互援助に関する協定」
- (オ) 山形県南陽市「災害発生時における相互応援に関する協定」

イ 市長は、前項アに記載する協定締結市町村の応援でも、なお十分な応急対策が実施できないと認めたときは、協定以外の市町村長に対し次の事項を示し、応援を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする場所
 - (ウ) 応援を必要とする期間
 - (エ) その他応援に関し必要な事項
- (2) 知事への要請

市長は、市内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し次により応援(あつせんを含む。)を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 応援要請方法

応援要請は、イ応援要請事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

ウ 応急対策実施要請事項

- (ア) 応急対策の内容
- (イ) 応急対策の実施場所
- (ウ) その他、応急対策の実施に関し必要な事項

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、市内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 職員派遣要請事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関に対する要請

市長は、市内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に対し、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

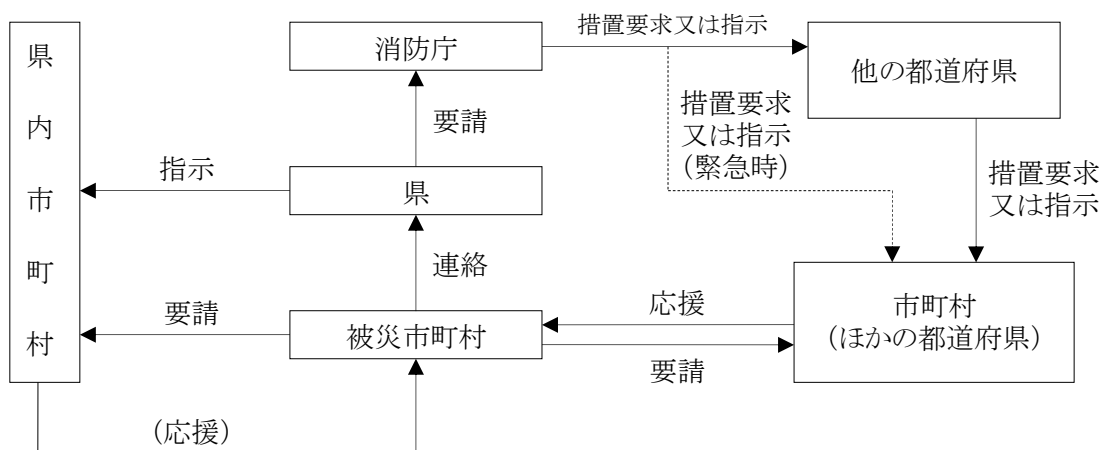
ア 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間

- (エ) その他応援に関し必要な事項
- (5) 民間団体等に対する要請
市長は、市内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。
- (6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼
ア 市長は、災害の発生に際し市民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を依頼する。
イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信途絶等により県に連絡できない場合に限り、直接自衛隊に災害の状況を通知し、自衛隊の判断で部隊の自主的な派遣を受けることができる。この場合、市長は事後速やかに知事に対し報告しなければならない。

4 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制
消防機関の長は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請する。
ア 消防相互応援協定
（ア）中部消防応援協定
（イ）県央消防応援協定
（ウ）南部地区消防応援協定
（エ）北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定
（オ）新潟県広域消防相互応援協定
（カ）新潟県消防防災ヘリコプター応援協定
- (2) 他都道府県等に対する応援要請
市長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。（消防組織法に基づく応援要請等）



5 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に市役所庁舎内の会議室や関連施設等の確保を行う。

(1) 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び県に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確立

国・県・市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受入れるための施設の指定など受入体制を確立する。応援隊の活動場所や依頼する活動内容についても、あらかじめ検討を進めることとする。

(3) 宿泊場所の確保

民間宿泊施設と連絡調整を図ることとする。また、被災状況や応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

(4) 車両集結場所の確保

公共施設に隣接したグラウンド、空き地及び駐車場を候補とする。不足の場合は、状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借上げにより確保する。

(5) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等(緊急消防援助隊を除く。)の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は原則として市が行うが、災害の規模及び被災の状況等により、応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を依頼する。

6 他市町村への被災地支援

燕市以外の市町村(新潟県外含む)で大規模災害が発生した場合、被災地を支援するために「燕市災害等支援連絡会議」を設置し、必要な対応を実施する。

(1) 会議の設置及び廃止基準

総務部長(不在の場合は、健康福祉部長)は、次の場合に会議を設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

(ア) 燕市以外の市町村において震度6弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき

(イ) 燕市以外の市町村において大規模な風水害又は大規模な事件若しくは事故が発生し、支援が必要と認められるとき

イ 廃止基準

総務部長は、会議を存続させる必要がなくなつたと認められるときは、会議を廃止する。

(2) 会議の組織

会議には別表に掲げるものをもって組織する。

(3) 現地連絡調整チーム

総務部長は、職員のうちから現地連絡調整チームを編成し、被災地へ派遣することができる。

(4) 会議の所掌事務

会議の所掌事項は次のとおりとする。

ア 災害情報の収集

イ 被災地に設置された災害対策本部、国、新潟県等からの要望の把握

- ウ 燕市から派遣した現地連絡調整チームとの調整
- エ 災害対策支援活動の準備、調整及び実施
- オ その他被災地の支援活動に必要な事項

[別表] 燕市災害等支援連絡会議委員名簿

委員長	総務部長
	企画財政部長
	企画財政部主幹
	市民生活部長
副委員長	健康福祉部長
	こども政策部長
	産業振興部長
	都市整備部長
	議会事務局長
	教育次長
	教育委員会主幹
	燕・弥彦総合事務組合総務消防局長
	燕・弥彦総合事務組合水道局長
	その他委員長が指名した委員

第4節 防災通信施設応急対策

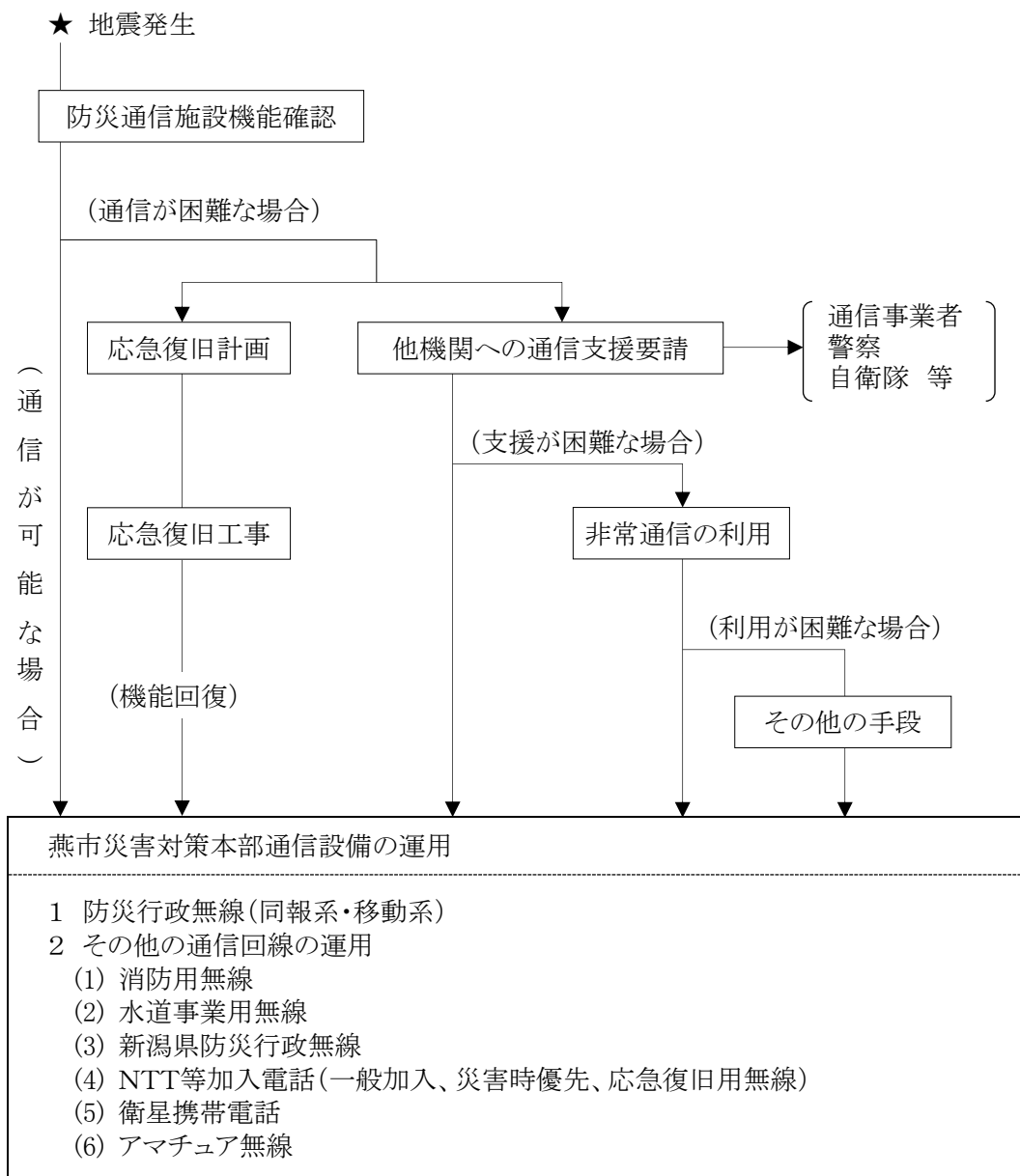
担当：防災課

1 計画の方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。市及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

また、被災者所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

2 防災通信施設応急対策フロー図



3 燕市防災行政無線

市は、防災行政無線設備（同報系・移動系）の状況を確認し、いつでも利用できるようにしておく。

4 災害時の通信連絡

(1) 防災行政無線、公衆通信施設（加入電話）の利用

市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として新潟県防災行政無線、燕市防災行政無線（同報系・移動系）、携帯電話、FAX、一般インターネット回線、LGWAN回線又は公衆通信施設（加入電話）で行う。

(2) 非常緊急扱い電話（災害時優先電話）の利用

加入電話は、局地的あるいは、全面的に途絶する場合が想定されるため、あらかじめ日本電信電話（株）へ申入れ承諾を得ている非常緊急扱い電話（災害時優先電話）を利用する。

5 他機関の通信設備の優先利用等

(1) 通信施設の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第56条、第57条及び第79条、消防組織法第41条、災害救助法第11条により市長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- ・警察通信設備 ・国土交通省無線設備 ・電力通信設備
- ・消防通信設備 ・気象通信設備 ・鉄道通信設備

6 自衛隊の通信支援

(1) 知事に対する派遣要請の依頼

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

知事は、(1)の依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

7 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

8 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

防災相互通信用無線は、災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため全国共通の150Mhz帯及び400Mhz帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。

なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、MCA等の移動式通信設備を借用し緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、必要に応じて、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段をアマチュア無線団体に協力を要請する。

なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

(4) 放送機関の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、原則として知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、注意報・警報等の放送を要請する。

ア NHK新潟放送局

イ (株)新潟放送

ウ (株)NST新潟総合テレビ

エ (株)テレビ新潟放送網

オ (株)新潟テレビ21

カ (株)エフエムラジオ新潟

キ 燕三条エフエム放送(株)

9 全ての通信が途絶した場合

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

10 市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い市と県及び防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

(1) 通信設備の機能確認

通信の疎通状況の監視及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常招集体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検担当者をあらかじめ定めておく。

第5節 被災状況等情報収集伝達計画

担当：防災課、企画財政課、地域振興課、監査委員事務局、会計課

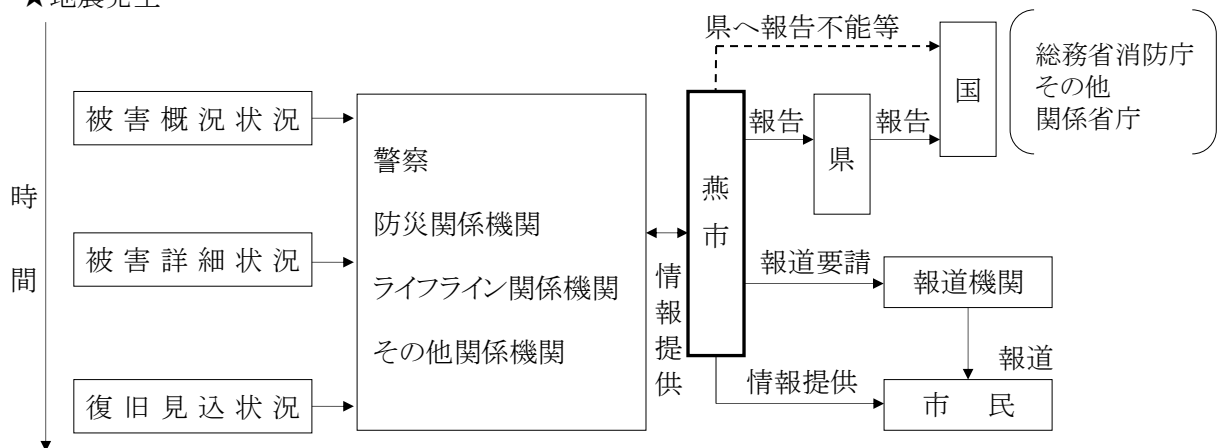
1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

市及び関係機関は、一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、県、防災機関及び被災地内外の市民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

2 計画の体系

★地震発生



3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を把握する。

(1) 市は、直ちに関係各機関と連絡を取るとともに、必要に応じて現地確認を行い、被災地の情報収集にあたる。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても情報収集を図る。

なお、災害発生直後においては、市職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、自治会及び市民等からの情報の収集を図る。

(2) 市は、燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下、本節において「消防本部」という。）と連携して、消防団等の巡視活動を通じた被害状況及び119番通報の殺到状況等の情報の把握に努める。

(3) 燕警察署は、パトカー及び交番・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、県警察本部に報告するとともに、市、消防本部及び各関係機関との情報交換を実施し、情報の把握に努める。

(4) 市は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。

(5) 市長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県防災局危機対策課長へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。ただし、災害発生が夜間又は荒天等その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を

要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。

4 災害発生直後における被害の第一次情報の収集・伝達

市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を表2「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県(危機対策課・消防課)へ報告する。

また、表3「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(危機対策課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き総務省消防庁に対しても行う。

なお、市は県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

- (1) 市は、消防機関へ119番通報等が殺到したことを覚知した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県(危機対策課・消防課)へ報告する。
- (2) 人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め把握できた範囲から直ちに県(危機対策課・消防課)へ報告する。
- (3) ライフライン・公共交通関係機関は、被害状況を調査し、県(危機対策課・消防課)及び市に被害状況及び各機関の対応を報告する。
- (4) 医療機関は、被害状況及び急患受入れの可否等の情報を三条地域振興局及び市に報告する。

5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

- (1) 市は、県出先機関、その他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (2) 防災関係機関は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を災害報告取扱要領「平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知」に基づき県(危機対策課)及び市に逐次報告する。
- (3) 市は、避難所を開設した時、又は避難市民により自主的に避難所が開設されたときは、インターネット等の通信手段の確保に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報を効率的に収集する。

6 災害関連情報の発信

- (1) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、収集された被災情報等を集約し、災害応急対策の推進に係わる防災関係機関に逐次還元する。

- (2) 報道機関に対する報道要請は、第6節「広報計画」による。

表1 消防庁への連絡先

回線別	区分	平日(8:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※危機管理センター
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地球衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

表2 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分				即 報 基 準
災害即報	一 般 基 準			・ 災害救助法の適用基準に合致するもの ・ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ・ 災害が2都道府県以上にまたがるものでひとつの都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ・ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ・ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	災害	地震	・ 地震が発生し、当該都道府県又は、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの ・ 地震により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			津波	・ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの ・ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			風水害	・ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			雪害	・ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
			火山災害	・ 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの ・ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準			・ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

火災等即報	一般基準			次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む） ・ 死者が3人以上生じたもの ・ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ・ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ※ 一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当する場合は報告対象となる。
	個別基準	火災	建物火災	・ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ・ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ・ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ・ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ・ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ・ 損害額が1億円以上と推定される火災
			林野火災	・ 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの ・ 空中消火を要請又は実施したもの ・ 住家等へ延焼するおそれがあるもの
			交通機関の火災	・ 航空機火災 ・ タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災 ・ トンネル内車両火災 ・ 列車火災
			その他	・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災など、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
		危険物等に係る事故	・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの イ 負傷者が5名以上発生したもの ウ 周辺地域に居住する市民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの エ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 オ 海上、河川への危険物等流出事故 カ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故	
	社会的影響基準			・ 一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

救急救助事故即報	・ 死者5人以上の救急事故 ・ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ・ 要救助者が5人以上の救助事故 ・ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ・ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ・ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ・ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 (例) 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 バスの転落による救急・救助事故 ハイジャックによる救急・救助事故 等
原子力災害即報	・ 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は、放射線の漏えいがあったもの ・ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ・ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ・ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
武力攻撃災害等即報	・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的物的災害

表3 消防庁への直接即報基準

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	・ 航空機火災 ・ タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災 ・ トンネル内車両火災 ・ 列車火災
	危険物等に係る事故	・ 死者(交通事故によるものを除く。)又は、行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの - ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの - イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、周辺地域に居住する市民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	・ 表2に同じ
	その他	・ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ・ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)
	救急・救助事故即報	・ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの - ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 - イ バスの転落等による救急・救助事故 - ウ ハイジャックによる救急・救助事故 - エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 - オ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃事態等即報		・ 表2に同じ
災 害 即 報		・ 被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの ・ 表2の津波、風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第6節 広報計画

担当：防災課、総務課

1 計画の方針

市・県・防災関係機関・報道機関等は、相互に協力して、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

(1) 地震発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止。
- イ 被災者や関係者の避難・救援行動のための適切な判断を助ける。
- ウ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくする。

(2) 広報活動の対象

- ア 被災地の市民及び滞在者（＝直接的な被災者）
- イ 被災地外の被災地関係者（＝間接的な被災者）
- ウ 一般国民等直接は災害と関係のない者

(3) 広報すべき情報の一元化

- ア 総務部は、災害対策本部内各部が収集した情報及びライフライン、防災機関等から通報を受けた情報を掌握し、広報すべき内容を整理する。
- イ 広報活動にあたっては、発信する情報について精査し、情報発信窓口を一本化するなどして、情報を受信した報道機関や市民が混乱しないよう適切な広報活動に努める。

(4) 複数手段による広報

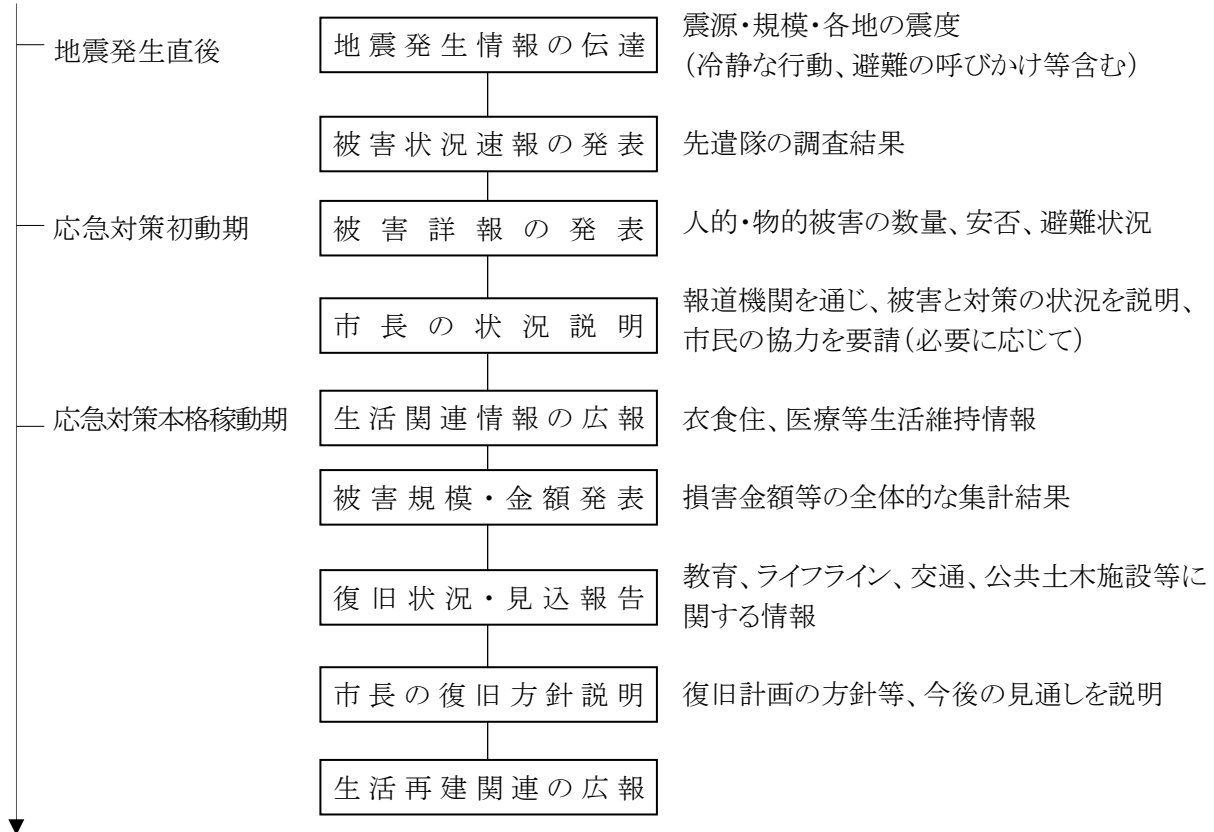
市民等へ情報伝達する際は、本節3で定める複数手段による発信する。また、市民等も複数の手段で積極的に情報収集に努める。

(5) 広聴活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

2 広報計画応急対策フロー図

★地震発生



3 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災地及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 手段

- (ア) 同報系防災行政無線による呼びかけ
- (イ) 広報車による呼びかけ
- (ウ) 自治会等の連絡網による情報発信、印刷物の配布
- (エ) 市民相談窓口の開設
- (オ) 県を通じての報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接報道依頼)
- (カ) 燕三条エフエム放送(市は平時から事業者との協力体制を整える。)
- (キ) 市公式ホームページによる情報発信
- (ク) 燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)、緊急速報(エリア)メールによる情報配信
- (ケ) 市公式LINEによる情報発信
- (コ) 市公式X(旧ツイッター)による情報発信
- (サ) 固定電話への防災情報配信サービスによる情報発信
- (シ) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート(災害情報共有システム)による情報伝達者(放送事業者等)への情報提供

ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生及び健康(心のケアを含む)に関する情報
 - (イ) 被害状況(行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害)、火災、土砂災害の発生状況等の情報
 - (ウ) 給水、炊き出し、物資配給の実施に関する情報
 - (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
 - (オ) 自治会や自主防災組織等からの相談・要望等
 - (カ) 被災者の相談・要望・意見
 - (キ) その他被災市民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (2) ライフライン関係機関(電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者)

ア 役割

主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 燕三条エフエム放送(平時から事業者との協力体制を整える。)
- (オ) インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト、多言語サイト)
- (カ) 市の情報伝達手段による情報発信依頼

ウ 項目

- (ア) 被災により使用できない区域
 - (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
 - (ウ) 復旧状況及び見込み
- (3) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 燕三条エフエム放送((平時から事業者との協力体制を整える。))
- (オ) インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト、多言語サイト)
- (カ) 市の情報伝達手段による情報発信依頼

ウ 項目

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め
 - (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
 - (ウ) 復旧状況及び見込み
- (4) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

イ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) パトカー、現場警察官による直接呼びかけ
- (ウ) インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)
- (エ) 市の情報伝達手段による情報発信依頼

ウ 項目

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
 - (イ) 交通情報(通行の可否・交通規制・渋滞等)
 - (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示の広報
- (5) その他の防災関係機関等
市民等に伝達が必要な事項を、インターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- (6) インターネットによる情報発信における連携
各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4 放送機関による災害時の放送

- (1) 放送機関は、地震に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行う。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは基本的に各放送機関のマニュアルに従う。

- (2) 市は、災害のため電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。(原則的には県を通じて要請)

なお、燕三条エフエム放送については、「災害時における緊急放送に関する協定書」に基づき要請する。

[各放送機関の連絡先]

機関名	所在地	電話	FAX
NHK	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	025-265-1145
BSN	新潟市中央区川岸町3-18	025-230-1532	025-267-5810
NST	新潟市中央区八千代2-3-1	025-245-8181	025-249-8881
TeNY	新潟市中央区新光町1-11	025-283-8151	025-283-8159
UX	新潟市中央区下大川前通六ノ町2 230-19	025-223-8608	025-223-0194
NCT	長岡市千場干場1-7-9	0258-77-0335	0256-32-9091
FM新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	025-245-3399
燕三条FM	燕市大曲3375 燕市交通公園内	0256-61-7680	0256-61-7688

5 地震発生後の各段階における広報の基準

- (1) 地震発生直後(地震発生後概ね3~4時間以内)

ア 新潟地方気象台は、地震観測データに基づく情報(緊急地震速報(警報)、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報)を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。また、必要に応じて、県、市町村、報道機関等に津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。

イ 市は次のとおり広報活動を行う。

- (ア) 市民に対する避難指示等
- (イ) 危険地域の市民に広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート及び防災行政無線等により広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。
- (ウ) 消防団、自主防災組織及び自治会等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。

ウ 報道機関は直ちに配信された地震情報及び被害状況を報道し、市民及び防災関係機関等の事態把握を支援する。

(2) 災害応急対策初動期(地震発生後概ね2日以内)

ア 市の広報事項

- (ア) 給水・炊き出しの実施、物資の配給
- (イ) 避難所の開設等
- (ウ) 医療・救護・衛生及び健康に関する情報

イ 警察の広報事項

- (ア) 交通規制に関する情報
- (イ) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示の広報

ウ ライフライン関係機関

- (ア) 被災によるライフラインの使用不能状況
- (イ) ライフラインが使用可能の場合の使用上の注意

エ 公共交通機関

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め
- (イ) 臨時ダイヤ

オ 市長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、放送機関を通じて市の対応状況、他市町村からの応援、自衛隊の出動等の状況を随時自ら分かりやすく市民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

(3) 災害応急対策本格稼働期(地震発生後概ね3日目以降)

ア 市の広報事項

- (ア) 消毒・衛生・医療救護・健康(心のケアを含む)に関する情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居

イ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害時の特例措置の実施等

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

- (ア) 罹災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

6 要配慮者等に対する配慮

- (1) 視覚・聴覚障がい児者等にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等、多様な情報伝達手段を確保する。
- (2) 外国人の被災者のために、通訳の配置、パンフレットの配布、多言語サイトの構築等により情報を提供するように配慮する。
- (3) 避難所の避難者のためにチラシ等を利用して情報伝達に努める。
- (4) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達方法を工夫する。
- (5) 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい児者等、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- (6) 企業、事業所、学校等は観光客、通勤、通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害時に関する情報を伝達する。

7 広聴活動

震災時には、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、適切な処置を行うとともに、災害応急対策や復旧復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、市は災害対応の参考とする。

- (1) 市の広聴活動
 - ア 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等の受け付け
 - イ 被災者のための相談窓口の設置
- (2) ライフライン関係機関の広聴活動
 - ア 利用者相談窓口の開設

8 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防活動や救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

第7節 避難及び避難所計画

担当：防災課、社会福祉課、長寿福祉課

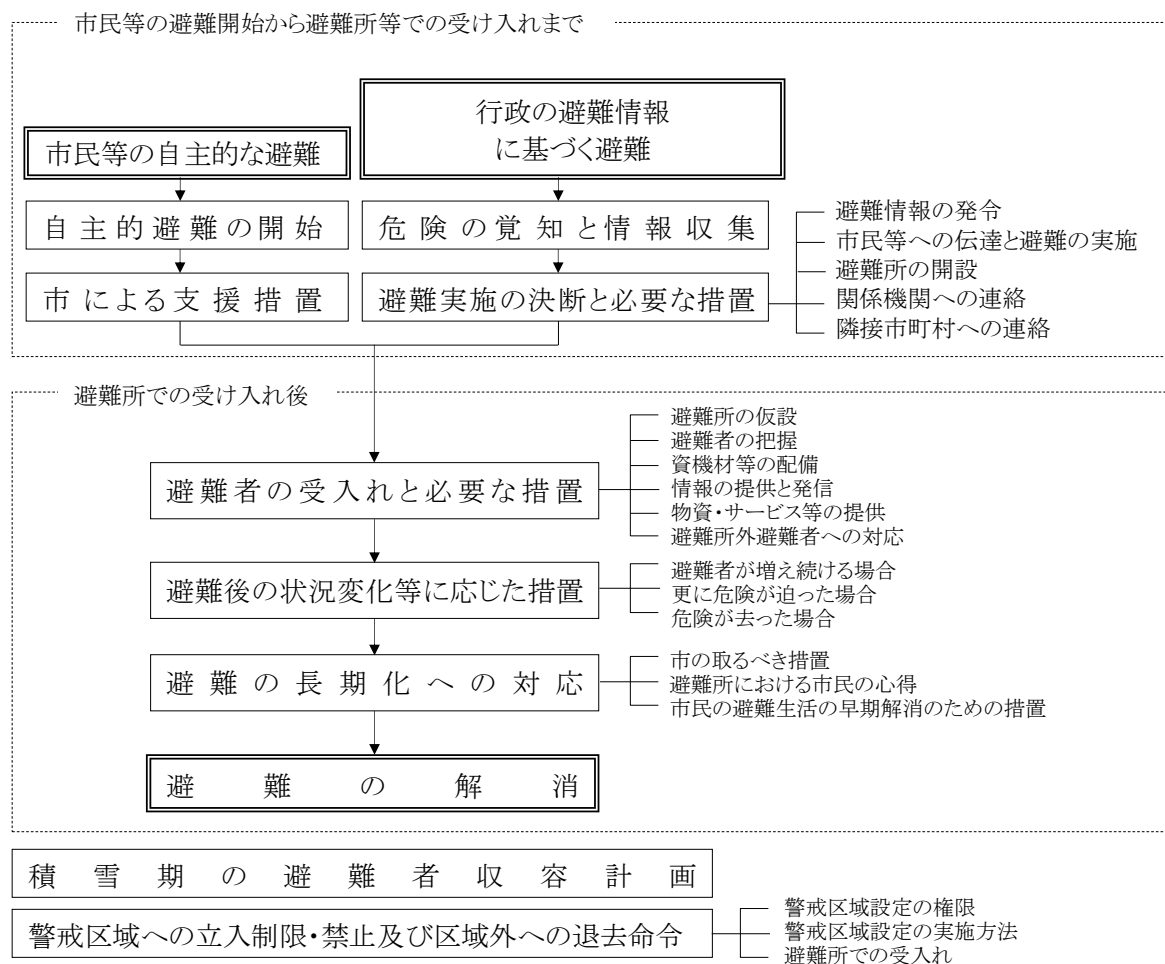
1 計画の方針

地震発生時の避難は、大別して市民等が火災の延焼、危険物の流出等切迫した危険を回避するための一時的な避難と、実際に住居を滅失し又は居住が困難になった者の当面の居住確保のための避難が考えられる。前者は、避難の原因となった危険が去り、市民の帰宅や滞在者等の域外退去が可能になれば程なく解消されるが、後者は将来的な住居の確保に目処が立たない限り、基本的には解消されない。前者についても、危険状態が長期間継続した場合は、当然避難も長期化する。また、前者により避難した者が、後に実際に住居を失って後者のグループに属することになる可能性も十分にあるため、市は、避難の迅速、安全な実行とともに避難の長期化を見据えた市民避難計画を作成し、市民及び関係機関に周知する。

また、前者には市長の指示により行われる場合と、市民の判断で自主的に行われる場合とがあるが、市は、どちらの場合も避難場所(施設)への受入れと、その後の各種サービスの提供がスムーズに行われるよう、手配する。

なお、市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要な場合は、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を現場での緊急措置として命ずることができる。当該措置により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

2 避難及び避難所応急対策フロー図



3 市民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

市民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、地域住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。また、危険の切迫による避難の際は、できるだけ地域住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全の確保と避難の補助等を心掛ける。

避難時の周囲の状況などから、市指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断した場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待機を行う。

(2) 市による避難誘導措置

市は、市民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。

市民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ね無く」避難生活を送れるよう、配慮する。

4 行政の指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

新潟地方気象台は、地震が発生したときは、市及び防災関係各機関に的確に情報を伝達する。

市及び防災関係各機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、市民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、市民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。また、市民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

(2) 避難実施の決断と必要な措置

ア 避難の「指示」は、原則として市長が行う。市長は、市内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、市民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。また、必要に応じて消防長に市民の避難誘導を指示し、燕警察署長に市民の避難誘導を協力要請する。

市民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができない時、又は市長からの要求があったときは、下表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知する。

区分	実施者	根拠法令
指示	市長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	災害対策基本法第60条（市長がその事務を行うことができないと認めた時の事務の代行）→直ちにその旨を公示する。 水防法第29条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

イ 市民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難時の注意事項等(戸締り、火の元の管理、携行品、自動車の使用制限等)

(イ) 避難の広報

- a 市及び関係機関は、同報系防災行政無線、サイレン、燕市防災情報メール(防災つばめメール)、緊急速報(エリア)メール、ホームページ、X(旧ツイッター)、LINE、固定電話、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる広報手段により、市民等に対して迅速な周知・徹底を図る。
- b 市は、要配慮者への伝達にあたっては、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。

(ウ) 避難誘導

市民等の避難は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織・自治会等の協力を得て、できるだけ自治会、あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

a 市の責務

市長は、災害が発生した場合の各地域等の状況を考慮し、地区ごとの具体的な避難場所を定めておき、あらかじめ市民に周知徹底しておく。要配慮者に対する避難誘導については、周辺の市民及び自主防災組織等の協力を得るなどして避難場所への誘導に努める。

b 警察機関の責務

- (a) 警察官が避難誘導する場合は、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して行う。
- (b) 市民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護やその他の犯罪の予防に努める。

(エ) 避難路の安全確保

- a 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。
- b 市は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、市民を迅速・安全に避難させる。
- c 市は、県に必要な応じて自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への協力を要請する。

ウ 避難所の開設

避難所は、原則として市指定避難所を使用するが、大規模な災害により市指定避難所では収容しきれない場合には、予備避難所を開設する。

休日・夜間において避難所を開設する場合には、避難所担当職員は、施設管理者との事前協議において速やかに行う。避難所担当職員より施設管理者が早く到着した場合は、施設管理者が避難所を開設する。

また、施設の被害状況を確認し避難所機能を確保できている場合には、自主防災組織・自治会等地域の市民組織と連携を図り避難所の運営にあたるとともに、施設管理者や小中学校が避難所となった場合には、教職員にも協力を得るものとする。

さらに、高齢者や障がい児者等の要配慮者に配慮し、開設した避難所での生活が困難な場合に

は、福祉避難所を開設するなど、適切な対策を講じる。

交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、市に人数等を連絡する。

エ 関係機関への連絡

市は、防災関係各機関に対し避難行動への支援・協力を要請する。また、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

5 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域、指定避難所が使用不能となった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合は、市は、予備避難所を開設するなどの措置をとる。

(2) 避難者の把握

市は、避難所を設置した場合には、あらかじめ指定された避難所担当職員を配置する。避難所担当職員は、自主防災組織・自治会等地域の市民組織と連携し、避難者名簿を作成するとともに、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに市に連絡する。避難者にけが人・病人がいる場合は、避難所担当職員や避難している応援者とともに、応急手当や消防等に連絡するなどの必要な措置をとる。また、他の避難者に対しては、避難にあたっての注意事項等を示し、混乱の防止に努める。

(3) 資機材等の配備

市は、避難所運営に必要な資機材を整備する。なお、車両、移動系防災行政無線等については、あらかじめ避難所ごとに決めておき、速やかに配備できるよう努める。

また、必要に応じて応援協定を結んでいる業者から協力を得て、仮設トイレ、発電機等を設置する。仮設トイレ設置の際は、男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮した配置に努める。

(4) 情報の提供と発信

市は、避難者に対し、避難所の管理者を通じるなどして、被害状況等に関する情報を逐次提供する。併せて、視覚・聴覚障がい児者、外国人等の避難者にも配慮した情報提供を行う。

また、テレビ、ラジオ、特設公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(5) 物資・サービス等の提供

市は、避難者を避難所に受け入れたときは、直ちに日本赤十字社新潟県支部燕市地区に連絡し、衣類、寝具、食料等の提供を依頼する。避難所の管理者は、避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスの提供を市に要請するとともに、自らも要配慮者への別室の用意、冬季間の暖房器具の確保等に配慮する。

(6) 避難所における各種対策

ア 感染症対策

避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。

イ 防犯対策

巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

ウ 熱中症対策

気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(7) 避難所外避難者への対応

市の指定した避難所以外への避難者の実態(避難場所、人数、属性内訳、施設の状況等)を速やかに把握し、これらの避難者に対しても、物資・サービス・情報の提供について配慮する。

(8) 避難所運営委員会

避難所担当職員は、避難所運営マニュアルに沿って、避難所運営を実施するとともに、自主防災組織、自治会及びまちづくり協議会等の役員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を実施する。また、避難所担当職員は、避難所運営委員会の事務局を務める。

6 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつづくと判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

当市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県にあつせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導にあたる。

また、市は必要に応じ、県を通じて自衛隊に協力を依頼する。

(3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及び報道機関を通じて避難中の旅行者等に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理者は、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

7 避難の長期化への対処

(1) 市の取るべき措置

市は、市民等の避難が長期化した場合は、避難所運営にあたって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう、配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者のニーズに応じた栄養確保及び生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努める。特に、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

- (ア) 入浴、トイレ、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配付を行う。
- (ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮する。
併せて、更衣室、授乳室等の設置についても配慮する。

エ 要配慮者への配慮

(ア) 避難所での配慮

- a 避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- b 情報伝達には必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- c 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい児者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を検討する。

(イ) 福祉避難所の開設

- a 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい児者等のために、福祉法人等との協定に基づき福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
- b 県は、aによる対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- c 福祉避難所には、障がい児者、高齢者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

オ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、三条地域振興局、精神保健福祉センター、栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行う。

カ 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合や、県知事を通じ内閣総理大臣に協議し、同意を得た場合は、期間を延長することができる。

(2) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。

ア 避難所運営委員会を含む自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 市民の避難生活の早期解消のための措置

県及び市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった市民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住宅対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

8 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況であっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

- (1) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- (2) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
- (3) 避難者による避難所運営委員会に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
- (4) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- (5) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
- (6) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

9 積雪期の避難者収容計画

- (1) 無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。
- (2) 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合には速やかに他施設への移設を手配する。
- (3) 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

10 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分		実施者	設定権	目的
災害対策基本法	第63条第1項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	市民等の生命・身体の保護を目的とする
	第73条第1項	知事(市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)		
	第63条第2項	警察官(市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき)		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官(市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る)		

水 防 法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		
消 防 法	第28条第1項	消防吏員又は消防団員	火災の現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入り制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

第8節 避難所外避難者の支援計画

担当：社会福祉課、長寿福祉課、防災課

1 計画の方針

避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送等、必要な支援を行う。
ここでの「避難所外避難者」とは、あらかじめ指定した避難所以外の場所(屋外及び施設内)に避難した被災者のことをいう。

2 避難所外避難者の状況調査

市は、避難所外避難者に対しての必要な支援を行うため、避難所外での市民の避難状況(場所、人数、支援の要否・内容等)について震災発生後3日以内を目途に調査し、把握する。
県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。

3 必要な支援の実施

(1) 支援内容

市は、状況調査を踏まえ、避難所外避難者に対しての必要な次の支援を行う。

- ・新たな避難先の提供(避難施設、テント、ユニットハウス等)
- ・食料及び物資の供給
- ・避難者の健康管理、健康指導
- ・カーラジオ等を利用した情報の提供

(2) 支援協力

支援にあたっては、次の協力者へ協力依頼を行い、これら協力者の協力を得て実施する。

- ・自治会及び自主防災組織
- ・県災害ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンター
- ・NPO

4 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設、福祉避難所又は医療機関に移送する。

5 エコノミークラス症候群の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を抑えることから、エコノミークラス症候群を発症する人も出る。このため、発症を予防するため、次のことを避難者に呼びかける。

- (1) 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- (2) 十分にこまめに水分を取る。
- (3) アルコールを抑える。できれば禁煙する。
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- (5) かかとの上げ下ろし運動をするなど、ふくらはぎを軽くもむ。
- (6) 眠るときは、足をあげる。

6 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

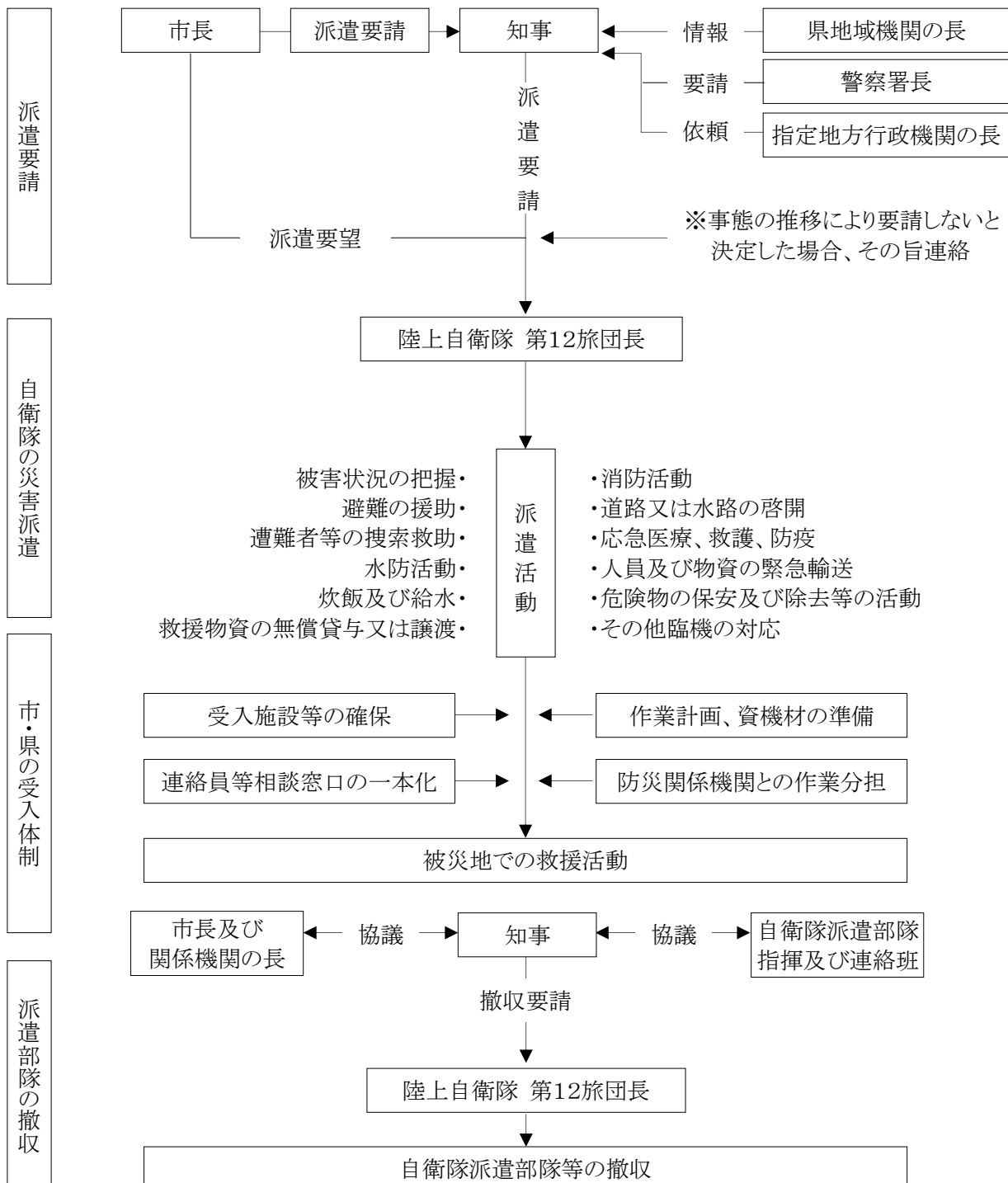
第9節 自衛隊の災害派遣計画

担当：防災課

1 計画の方針

震災等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本とする。

(1) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動の概要

救援活動区分	内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(平成29年防衛省令第11号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置を取る。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(危機対策課)へ災害派遣要請依頼書を提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 市長の自衛隊に対する緊急要請

市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し知事に派遣要請依頼をするいとまがない場合は、直接関係する自衛隊に災害派遣の通知をすることができる。

災害派遣の要請を行った場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- エ その他、災害に際し、アからウまでに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の防災関係機関との連携

市は、自衛隊の能力と他の防災関係機関の能力を最大限に発揮してもらうため各防災関係機関と

の調整会議等を随時実施して、より効果的・効率的な活動に資するよう努める。

(2) 部隊等の受入れ

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

8 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則、市長の撤収要請により決定する。

9 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費(自衛隊装備に係るものを除く。)は、原則として派遣を受けた市が負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

10 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住所等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電 話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛生 FAX(発信番号)-401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住所等
新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村の災害派遣)	連絡窓口 第30普通科連隊第3科 住 所 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 電 話 0254-22-3151 内230、236 NTT FAX 0254-22-3151 FAX 切替 内537

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部 課 係				
	担当者名				
	Tel	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間		年	月	日から	年 月 日
		年	月	日から必要とする期間	
派遣を希望する区域	町 村 地内				
	施設等名称				
現地連絡員	部 課 係、担当者名				
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

※新潟県防災局危機対策課 FAX 025-282-1640

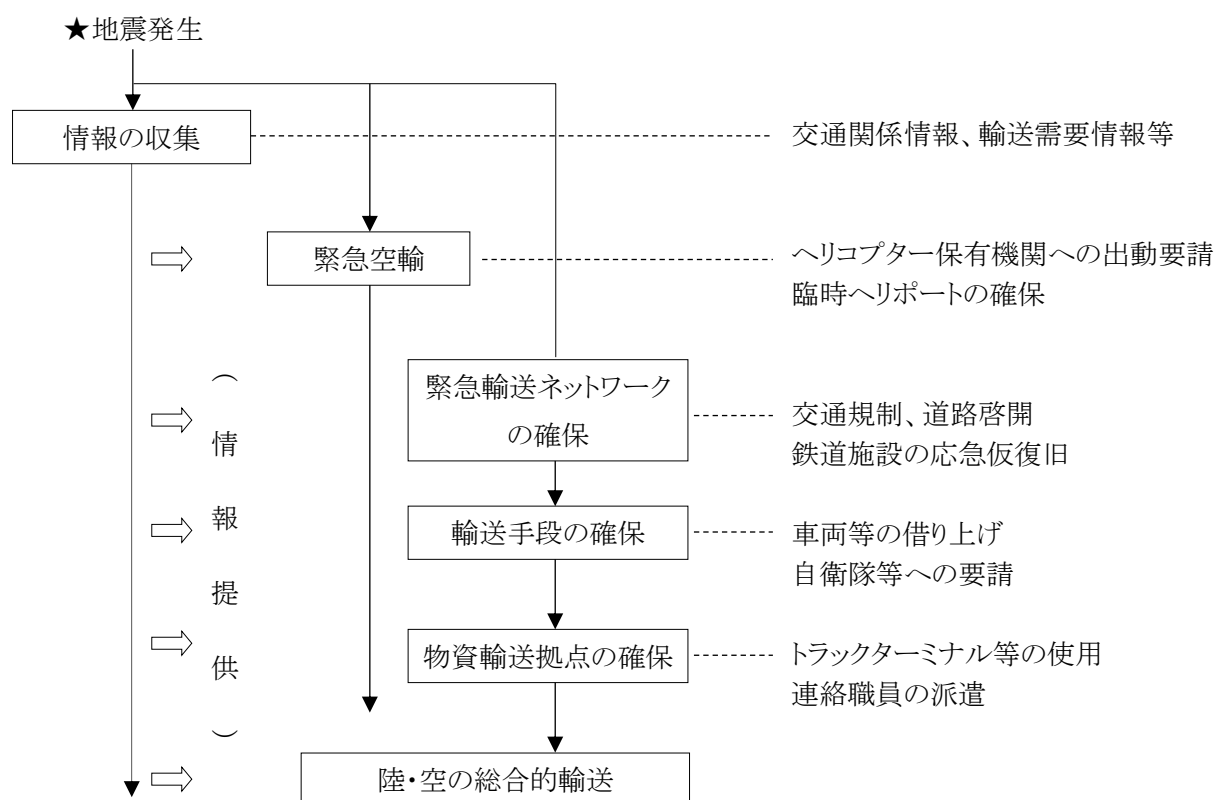
第10節 輸送計画

担当：用地管財課、土木課、防災課

1 計画の方針

災害発生時の緊急輸送は、救助・救急・医療・避難・対策要員の輸送・消火活動の迅速な展開の支援及び、緊急物資の輸送、被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。使用可能な交通資源は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握した上で最適な輸送手段を選択しなければならない。そのために、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などを組織的に行う。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 交通関係情報の収集・伝達

燕警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

4 緊急輸送ネットワークの確保

(1) 交通規制の実施

市、燕警察署及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急交通路の啓開

ア 道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として2車線（止むを得ない場合は1車線）の緊急交通路を次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点を有機的に結びつける。

- (ア) 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- (イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去）
- (ウ) 仮設橋の架橋
- イ 市道及びその他道路の道路管理者は、あらかじめ協議のうえ、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておく。

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ燕警察署、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順による。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

- ア 第1段階（災害発生直後の初動期）
 - (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
 - (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
 - (エ) 市の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
- イ 第2段階（応急対策活動期）
 - (ア) 上記アの続行
 - (イ) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資

- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
- ウ 第3段階(復旧活動期)
 - (ア) 上記イの続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
 - (ウ) 生活用品
 - (エ) 郵便物
 - (オ) 廃棄物の搬出

6 防災関係機関の輸送実施体制等

市は、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合、又は不足する場合は次の事項(概要)を明らかにして他の市町村又は県(危機対策課、災害対策本部が設置された場合は統括調整部)に応援を要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

7 物資輸送拠点の確保

市は、県からの協力依頼に基づき被災地内の道路の混乱を避けるため必要があると認めた場合、市の公的施設のうちから物資等の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。

県は、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点を確保する。

(1) 物資輸送拠点の機能

- ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- イ 避難所等への物資の配送

(注)配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う。

(2) 物資輸送拠点における市の業務

- ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整
- イ 物資輸送拠点への職員等の派遣
 - 輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出、管理作業要員等
- ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備
- エ 市の災害対策本部との連絡体制の確保

8 自動車による緊急輸送に必要な手続き

(1) 緊急通行車両の確認

市が使用する緊急通行車両の確認は、燕警察署に所定の様式を提出して行う。燕警察署は、確認後所定の標章及び証明書を交付する。緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第76条に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

9 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県(危機対策課、災害対策本部が設置された場合は統括調整部)に対しヘリコプターによる応援要請を行うものとし、緊急輸送道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

ヘリコプターによる緊急輸送にあたっては、臨時ヘリポートを早期に確保する。

10 「災害救助法」が適用された場合の輸送基準

県地域防災計画「災害救助法による救助」の定めるところによる。

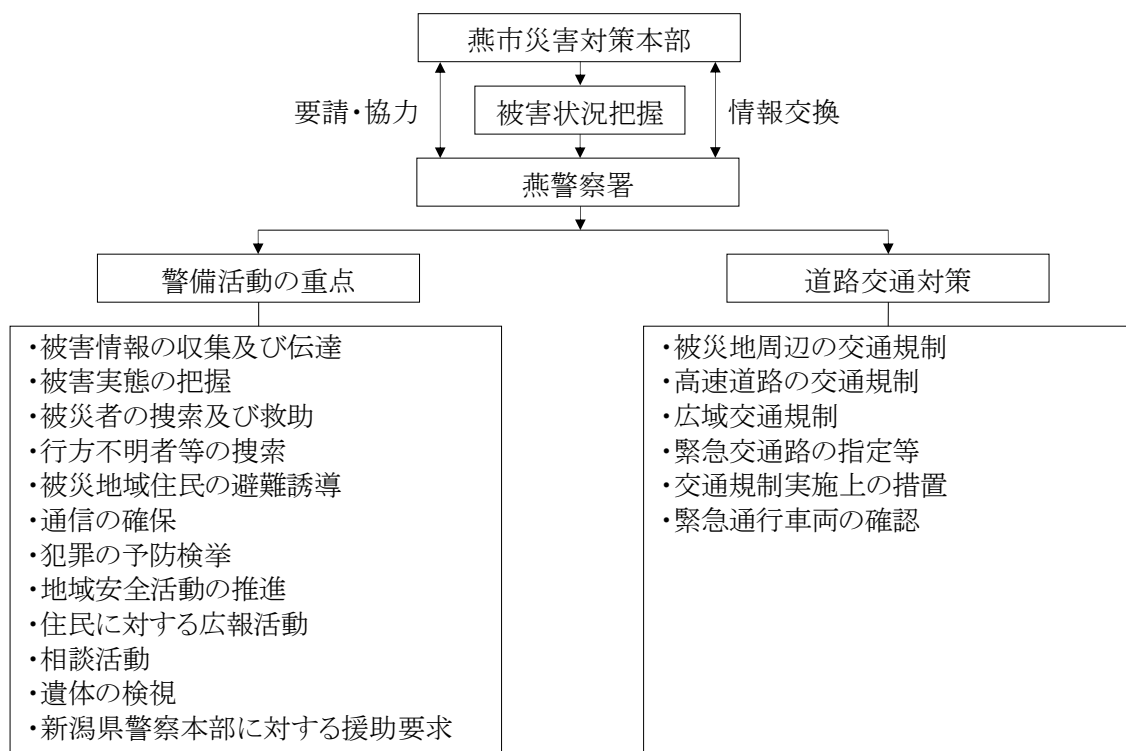
第11章 警備・保安及び交通規制計画

担当：燕警察署

1 計画の方針

- (1) 大規模災害発生時には、災害時の非常事態に対処するため、燕警察署は、燕市と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「燕市地域防災計画」及び「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行う。
- (2) 要配慮者に対する配慮
住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい児者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。
- (3) 積雪期の対応
積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 燕警察署における応急対策フロー図



3 大規模災害に備えての措置

燕警察署は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検・補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実

- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 署警備本部の代替設置施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設・敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

4 燕警察署における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、燕警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、燕市に燕市災害対策本部が設置された場合、燕警察署長は、その本部員として燕市災害対策本部に加わり、燕市が行う応急対策との総合調整にあたるとともに、署警備本部の指揮にあたる。

イ 警備要員の確保

- (ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。
- (イ) 警察職員は、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は次の事項が発生したことを知った時は、命令を待つことなく速やかに自主参集する。
 - a 警察法第71条第1項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき
 - b 津波警報が発表されたとき
- (ウ) 参集場所は、原則として燕警察署とする。なお、交通の不通等で燕警察署に参集できない時は、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。
- (エ) 署警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し、一般部隊、交通、刑事等の特科部隊等を編成する。また、必要に応じ新潟県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報等、被害の実態及び被害の拡大の見通し等災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ 被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊(班)の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、燕市災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換にあたる。

- (ア) 初期段階における主な情報収集項目
 - a 津波・火災の発生状況
 - b 死傷者等人的被害の発生状況
 - c 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
 - d 住民の避難状況

- e 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- f 堤防、護岸等の損壊状況
- g 燕市・消防等関係機関の活動状況
- h 災害拡大の見通し
- i 危険物貯蔵所等の被害状況
- j 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- a 「初期段階」に掲げる事項
- b 火災の発生及び被害拡大の原因
- c 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- d 燕市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- e 被災者の動向
- f 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- g 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地帯、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパートその他多数人の集合する場所、山(がけ)崩れによる生き埋め場所等を重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急措置をした後、新潟県、燕市、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生時の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人(以下「行方不明者等」という。)の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施する。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部等との連絡にあたり、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、燕警察署、交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は燕市の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと
- (エ) 行方不明者等についての届出を受理した場合は、速やかに登録し、事後の届出、照会及び照会に対応すること

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山(がけ)崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 燕市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施する。

なお、実施に当たっては、本章第7節「避難及び避難所計画」に基づき実施する。

- b 被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。

また、市長と協議の上、高齢者、障がい児者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。多数の住民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 駅、学校、病院、福祉施設、劇場その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶えることがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、各警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種通信設備を如何なる状況においても通用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い容疑情報の積極的な収集を図る。

- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞く等、幅広い活動を実施し、被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等広報紙を発行して地域住民に情報を提供する。

- (イ) 危険物等の製造・貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にして、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣する。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じる。

- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故防止の指導に努めるとともに、保管場所が被災した場合には、保管委託又は燕警察署における一時預かりを依頼するように指導する。

- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認等の問合せ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。

- (オ) 自治会、商工会、消防団等の責任者に対して地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るよう要請する。

- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び新潟県・燕市、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 市民に対する広報活動

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

コ 相談活動

被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問合せの相談に応じ、迅速かつ適切な処理に努める。

サ 遺体の検視

災害発生から、検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに燕市に引き継ぐ。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

署警備本部長は、新潟県・燕市、消防機関、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 新潟県・燕市

警察活動が迅速・的確に展開できるように連絡を密にするとともに、把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に新潟県・燕市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

5 道路交通対策

燕警察署は、大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

燕警察署は、大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制支援

高速道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両の流出及び流入の規制について支援する。

ウ 緊急交通路の指定等

(ア) 燕警察署は、主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、区間内主要交差点等において交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。

警察官が配置できない交差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への流入を禁止する。

(イ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(ウ) 緊急交通路の指定に際しては、警察本部等と調整を実施する。

(エ) 緊急交通路等における車両等の措置

a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。

b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、災害対策基本法第76条の3の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。

著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

イ 主要交差点対策

停電等により、主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 運転者のとるべき措置

燕警察署は、平素から関係機関と連携して、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること
- (イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること

- (ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと
- (イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること(その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。)

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と密接に連携し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

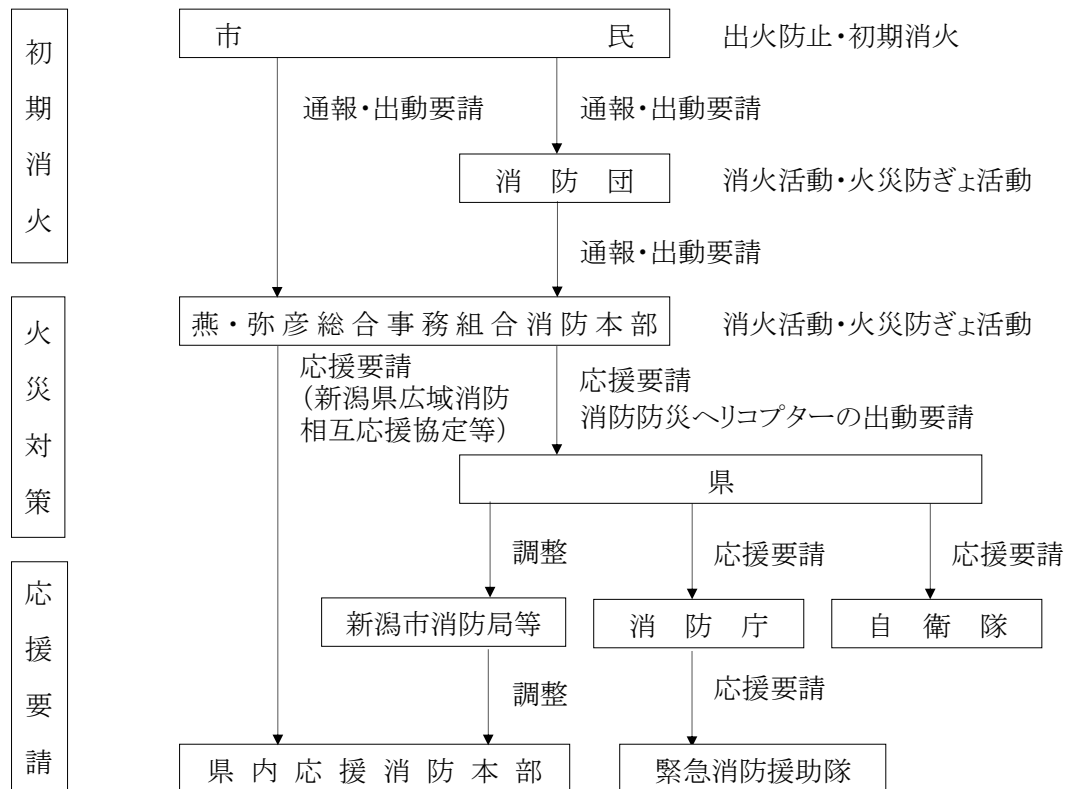
第12節 消火活動計画

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部

1 計画の方針

地震発生時は、火災の同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きい。地震により発生した火災に対し、市民の初期消火活動による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な火災防ぎょ活動について定める。

2 消火活動フロー図



3 地震火災対策

(1) 市民等の行動

地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

ア 暖房器具、ガスコンロ等の火の元を消す。

イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。

ウ 消防本部等へ迅速に通報（電話・駆け込み）する。

エ 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めたりして、二次災害の防止に努める。

オ 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、消防署等と緊密な連携のもとにより、火災防ぎょ活動等に努める。

ア 消防団の参集

参集の必要がある火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

イ 市民への初期消火の広報

出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

現地火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。

エ 消火活動

消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動に当たる。

(3) 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

ア 消防職員の招集

火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等にもとづき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。

イ 火災情報の収集

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

(ア) あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報収集

(イ) 消防団、自主防災組織による情報収集

ウ 緊急車両等の通行路の確保

(ア) 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。

(イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

エ 火災防ぎょ活動

(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。

(イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路を確保するための消防活動を行う。

(ウ) 避難所、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

オ 消防水利の確保

消防本部は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の特定及び確保に努める。

4 広域応援

(1) 他市町村等との相互の広域応援体制

- ア 消防本部は、管内の消防力では対応できなと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。
- イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。
- ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救急救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

(3) 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「新潟県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき新潟県消防防災航空隊に電話でヘリコプターの緊急運航の要請を即報連絡する。

即報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、FAXで（夜間の場合は翌朝）航空隊事務所へ送付する。

ア 緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊	住所	電話	FAX
日出～日没まで	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263、 0264 090-8943-9409、 9410	025-270-0265
日出～日没まで	1. 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話番号に連絡する 2. 夜間運航等を要請する場合 県庁警備員室 電話：025-285-5511		

イ 緊急運航活動の内容

(ア) 災害応急対策活動

災害の状況把握、物資搬送等

(イ) 火災防ぎょ活動

火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、市民への避難誘導等の広報

(ウ) 救急活動

傷病者等の搬送

(エ) 救助活動

災害・事故等における被災者の捜索・救助

5 積雪期における対策

積雪期は、通常でも火災が発生した場合は消火活動に困難をきたす場合が多いうえ、地震が発生した場合は、倒壊家屋からの出火の増加や、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、地震火災による被害が増大する可能性が大きい。このため、市民及び消防本部は、積雪期に地震が発生した場合は次の事項に留意して火災対策にあたる。

(1) 市民等の対応

- ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに掘り起こす。
- ウ 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

(2) 消防本部の対応

- ア 火災発生現場への消防用車両の進行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

第13節 救急・救助活動計画

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部、燕警察署

1 計画の方針

地震による被災者に対し、市、市民、自主防災組織、消防団、消防、警察、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う。

2 市民・自主防災組織の活動

大地震発生時は、交通路の遮断と救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難のために負傷者・生き埋め者等の救命率の低下が予想される。このため、被災地の市民及び通行人等災害の現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防関係機関に通報するとともに、協力して救出活動にあたる。

(1) 関係機関への通報

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報しなければならない。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保した上で可能な限り協力して救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたらなければならない。自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救助活動にあたる。

(3) 消防機関等への協力

災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

3 市及び消防機関の活動

(1) 救助活動の実施

ア 消防職員及び消防団員は、大地震発生時は、燕市地域防災計画等の定めるところにより直ちに自主的に担当部署に参集する。消防署所及び消防団の指揮者は直ちに救助隊及び消防隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

イ 部隊の運用にあたっては、要救助対象者が同時多発している事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。

ウ 市は、直ちに燕市地域防災計画の定めるところにより、燕市医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、地域で発生した負傷者等の救護にあたる。

(2) 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等現地で済ませる。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。

また、救急車により直接病院へ搬送することが困難と判断されるときは、市が開設した最寄りの救護所やランデブーポイントに一旦搬送し、ドクターヘリや県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター

による病院への搬送を要請する。

(3) 広域応援の要請

燕・弥彦総合事務組合消防本部(以下、本節において「消防本部」という。)は、管内の消防力等では対応できない場合は、必要に応じて速やかに新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・燕市地域防災計画等に基づき、県内広域消防隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市民、燕警察署、市及び消防本部等は、避難行動要支援者等の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

4 警察の活動

(1) 緊急交通路の確保、緊急車両の誘導

燕警察署は、大地震が発生したときは直ちに被災地内外で交通規制を実施して緊急交通路を確保する。

(2) 被災者の救出・搬送

燕警察署は、市から救出・救助活動の応援要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関と協力して負傷者等の県警ヘリコプターによる医療機関への搬送を実施する。

(3) 応援の要請

被害状況を考慮し、必要と認められる場合は県警本部に応援要請を行う。

5 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動体制

県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県・市等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆け付け、救命処置等の活動を行う。

第14節 医療救護活動計画

担当：健康づくり課

1 計画の方針

市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 被災状況の把握

震災発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は発災直後に市内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。また、収集した情報は県の災害医療コーディネーターと共有し、健康を守るために医療救護活動を行うこととする。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 救護所の設置状況
- (6) 救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医療資器材等の需給状況

3 医療救護施設の設置

市は、被災状況に応じて、避難場所、小中学校等公共施設や災害現場等に燕市医師会（以下、本節において「市医師会」という。）、日本赤十字社新潟県支部の救護班等の協力により救護所を設置する。

救護所を設置したときは、その旨を標識等により周知させる。

4 医療救護活動

(1) 医療関係団体への支援要請

市は、市民の生命、健康を守るため次の関係団体に対して支援を要請し、医療救護活動を行う。

ア 市医師会、燕歯科医師会への支援要請

市は、市医師会及び燕歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

市医師会及び燕歯科医師会は、支援の要請があつたときは、医療救護班及び歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

イ 日本赤十字社新潟県支部、県医師会への支援要請

市は、負傷者多数で市医師会だけでは対処できない場合は、三条地域振興局（災害医療コーディネーター）を通じて日本赤十字社新潟県支部、県医師会に対して、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行う。

支障が生じた場合は三条地域振興局(災害医療コーディネーター)へ支援要請を行う。

ア 初期救急医療(トリアージ[治療の優先順位による患者の振り分け]をともなう医療救護活動)

イ 災害拠点病院等への移送手配

ウ 医療救護活動の記録

エ 死亡の確認

オ 市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は三条地域振興局(災害医療コーディネーター)へ支援要請を行う。

(4) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は三条地域振興局(災害医療コーディネーター)へ支援要請を行う。

5 医療関係ボランティアの活用

市は、新潟県の設置する災害ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

6 医療機関の災害時の対応

- (1) 災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- (2) 被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院等は受け入れ可能患者数の状況を三条地域振興局(災害医療コーディネーター)に報告するとともに後方病院として医療救護活動を行う。

第15節 防疫及び保健衛生計画

担当：健康づくり課、生活環境課

1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなることから、市は関係機関と連携し、防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

また、災害等の発生時の被災地区における被災者の被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

2 被害状況等の把握

震災の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、市は以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により市だけで対応できない場合は、三条地域振興局と連携し、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

- (1) 巡回保健班による健康相談等の実施
 - ア 三条地域振興局と連携し、保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。
 - イ 巡回保健班員は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう、三条地域振興局と連携し、巡回計画を立てる。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 - 避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。
 - また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等との連絡調整を図る。
 - ア 災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導
 - イ 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
 - ウ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
 - エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
 - オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
 - カ 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導

(3) 避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに三条地域振興局と連携して生活環境の整備に努める。

- ア 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護
- ク 更衣室、授乳室の整備
- ケ バリアフリー化の推進

4 食品衛生確保対策と栄養指導対策

(1) 食品衛生確保対策

市と三条地域振興局健康福祉環境部は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

- ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- エ 食品関連被災施設に対する監視指導
- オ 食品衛生協会への要請

(2) 栄養指導対策

市は三条地域振興局健康福祉環境部と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。なお県(健康対策課)は被害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成にあたっては被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。

- ア 炊き出しの栄養管理指導
- イ 巡回栄養相談の実施
- ウ 要配慮者への栄養指導
- エ 特定給食施設等への指導

5 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるため、市は防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

- ア 市は被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫活動の組織を明確にし、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動が行えるようにする。
- イ 災害の規模により、市のみで対応できない場合は、県に対し防疫活動の応援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。

- ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。なお、清潔を維持するにあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。

エ 県が定めた地域内でねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

(3) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者(以下、「感染症患者等」という。)が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の入院

県は、感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて速やかに入院の措置を取るとともに、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関に収容する。

イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

県は、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行う。

ウ 家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施

市は、県の指示により台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

エ 疾病のまん延予防上必要があるときは、県の指示により三条地域振興局が臨時予防接種を実施する。市が実施することが特に適当と認めるときは、県の指示により市が実施する。

6 広域応援の要請

市は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、市だけでは体制の確保ができない場合は、災害時相互応援協定を締結している隣接市町村に対して応援を要請する。

7 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達計画

市は、災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるために、防疫及び保健衛生資器材(以下、「防疫資器材等」という。)の備蓄及び調達について計画を作成しておく。

(1) 防疫資器材等の備蓄

ア 市は、防疫資器材等の整備・充実に努める。

なお、薬品を備蓄する場合、管理責任者を定め、管理に万全を期する。

イ 市は、防疫資器材等の整備状況を三条地域振興局健康福祉環境部に報告する。

(2) 防疫資器材等の調達

市は、防疫資器材等が不足の場合、三条地域振興局健康福祉環境部に確保を要請する。

8 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調をきたしやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

防疫資器材等の搬出や運搬については雪が障害となり支障をきたす場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

第16節 こころのケア対策計画

担当：健康づくり課、学校教育課

1 計画の方針

市は、避難所等における被災市民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災市民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 こころのケア窓口及び被災者の状況把握

(1) こころのケアに関する窓口

市は、こころのケアに関する窓口を設置する。

(2) こころのケア巡回相談

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、不安の軽減に努める。

(3) 被災者の状況把握

市は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、次の状況についての情報収集に努める。

ア 被災者の精神的健康状態

イ 災害時にダメージを受けやすい被災者(要配慮者等)の状況

3 こころのケア活動の実施

(1) こころのケア情報の収集・伝達

こころのケアに関する情報の流れは、次のとおりとする。

情報発信者	情報受信者	情報内容
被災者・避難所等	市	・被災者の生活状況・ニーズ ・精神障がい児者の医療状況について
市	被災者・避難所等	県による、こころのケア対策に関する情報を適宜、被災者へ伝達 ・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・関係者への研修

(2) こころのケア活動の実施

ア 一般被災者への対応

(ア) 市は、避難所等における被災市民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災市民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 被災者が多く、こころのケア対策にあたる人員確保の不足が予想される場合には、必要に応じて県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

イ 児童・生徒への対応

(ア) 教育委員会の役割

カウンセラー派遣計画や該当学校職員への説明会等について、迅速かつ確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で、確実に通知を行う。また、説明会に係る会場の手配を行う。

(イ) 学校の役割

- a 説明会を受け、こころのケアに係る職員研修、児童・生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを行う。
- c 教職員による児童・生徒への早期におけるカウンセリングを実施する。
- d 県と協力し、児童・生徒の対応に当たる教職員に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」の提供、研修会を実施し教職員のこころの健康保持、増進に努める。

(ウ) 活動調整

こころのケア対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて県の協力も含めた活動調整を行う。

(エ) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深めるため、家庭でのこころのケアのあり方等についての啓発に努める。

4 市職員のこころのケア対策

市は、被災対応にあたる職員においても災害対応で惨事ストレス・急性ストレス障害、うつ等の精神的な問題が生じるということを想定し、市職員に対してのこころの健康保持・増進に努める。

第17節 廃棄物の処理計画

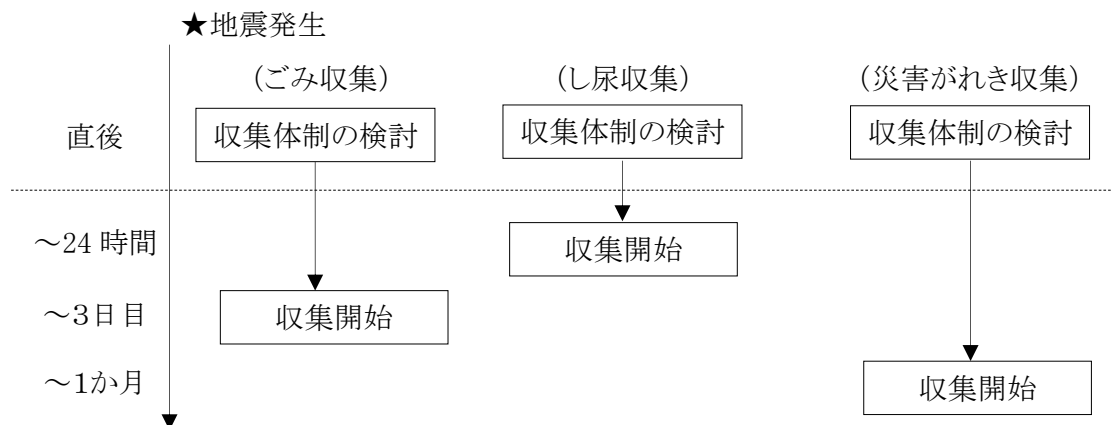
担当：生活環境課

1 計画の方針

災害時には、災害によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い生活環境の保全並びに市民生活の確保に努めることが重要である。

このため、市はそれぞれの区域内における被災状況に応じた廃棄物処理計画及び作業計画を策定する。

2 業務の体系



3 被害状況調査・把握

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、所轄の三条地域振興局へ連絡する体制を整備する。

4 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。
- (2) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみ収集体制を整備する。
- (3) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画(ごみ処理対策)を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (4) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (5) ごみの収集方法を決定し、速やかに市民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- (6) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (7) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管

により安全な確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

- (8) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- (9) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

5 し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (2) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (3) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (4) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

6 災害がれき処理

- (1) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (2) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (3) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (4) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに市民に周知する。
- (5) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (6) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (7) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- (8) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

7 広域応援体制

- (1) 市は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第18節 トイレ対策計画

担当：用地管財課、生活環境課、防災課

1 計画の方針

市は、地震発生時には、避難所及びトイレ使用の困難地域における被災者のトイレ利用を確保する。

2 トイレ需要に関する状況把握

市は、職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況について調査し、被災者のトイレ利用に関する需要について把握する。

3 備蓄し尿処理剤での応急対策

(1) 適切な利用方法の周知

避難所担当職員は、トイレ使用の可否及び避難者の概数を把握し、避難者に対してし尿処理剤の適切な利用方法を周知する。

(2) 県等への応援要請

備蓄のし尿処理剤において不足が生じた場合には、県及び近隣市町村等への応援要請による緊急供給で補う。

(3) ボランティア派遣の要請

燕市社会福祉協議会を通じて、避難所運営等の補助にあたるボランティア派遣を要請する。

(4) 家庭及び事業所の対応

震災発生から3日間程度において必要なし尿処理剤は、各家庭及び事業所が備蓄に努める。

4 仮設トイレの調達

(1) トイレ利用状況の把握

避難所でのトイレ利用状況を基に、避難所に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。

(2) 応急仮設トイレの調達

ア 災害時応援協定締結者からの調達

把握した概数に基づき、協定締結者に対して、避難所等への応急仮設トイレの供給を依頼する。

イ 県への応援要請

市での調達が困難な場合には、県に調達の代行を依頼する。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合には、要配慮者用の簡易トイレの配備に努める。

(2) 避難所では、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 要配慮者特有の需要(段差の解消、手すりの設置等)が見落とされないように配慮する。

6 快適な利用の確保

- (1) 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法について周知し、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を調達・供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、清潔なトイレを保持する。
- (3) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) 避難所の運営が長期化する場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレ（バイオトイレ等）を設置する。
- (5) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮、必要な物資の供給に努める。

7 トイレ利用の確保目標

トイレ利用の確保については、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設～12時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄のし尿処理剤によるトイレの確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1日目程度	・災害時応援協定締結者から仮設トイレを調達（県内流通在庫） ・要配慮者に配慮したトイレの設置
〃 12時間～2日目程度	・災害時応援協定締結者から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配備 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

第19節 入浴対策計画

担当：社会福祉課、生活環境課、防災課

1 計画の方針

自宅の被災やライフラインの長期停止により入浴ができなくなった被災者に対して、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図ることに努める。

2 入浴機会確保の目標

(1) 公衆浴場の再開支援

- ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。
- ウ 避難者に対する入浴施設情報の提供を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。

(3) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

- ア 市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。
- イ 燕市内のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(4) 達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日を目標として実施する。

3 要配慮者に対する配慮

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

(2) 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

(3) 入浴施設情報の広報の徹底

(4) 乳幼児に対する配慮

- ア 沐浴に必要な物品の確保
- イ 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため、助産師、助産師会への協力要請
- ウ 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

4 積雪期の対応

冬期間においては、特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請の強化を図る。

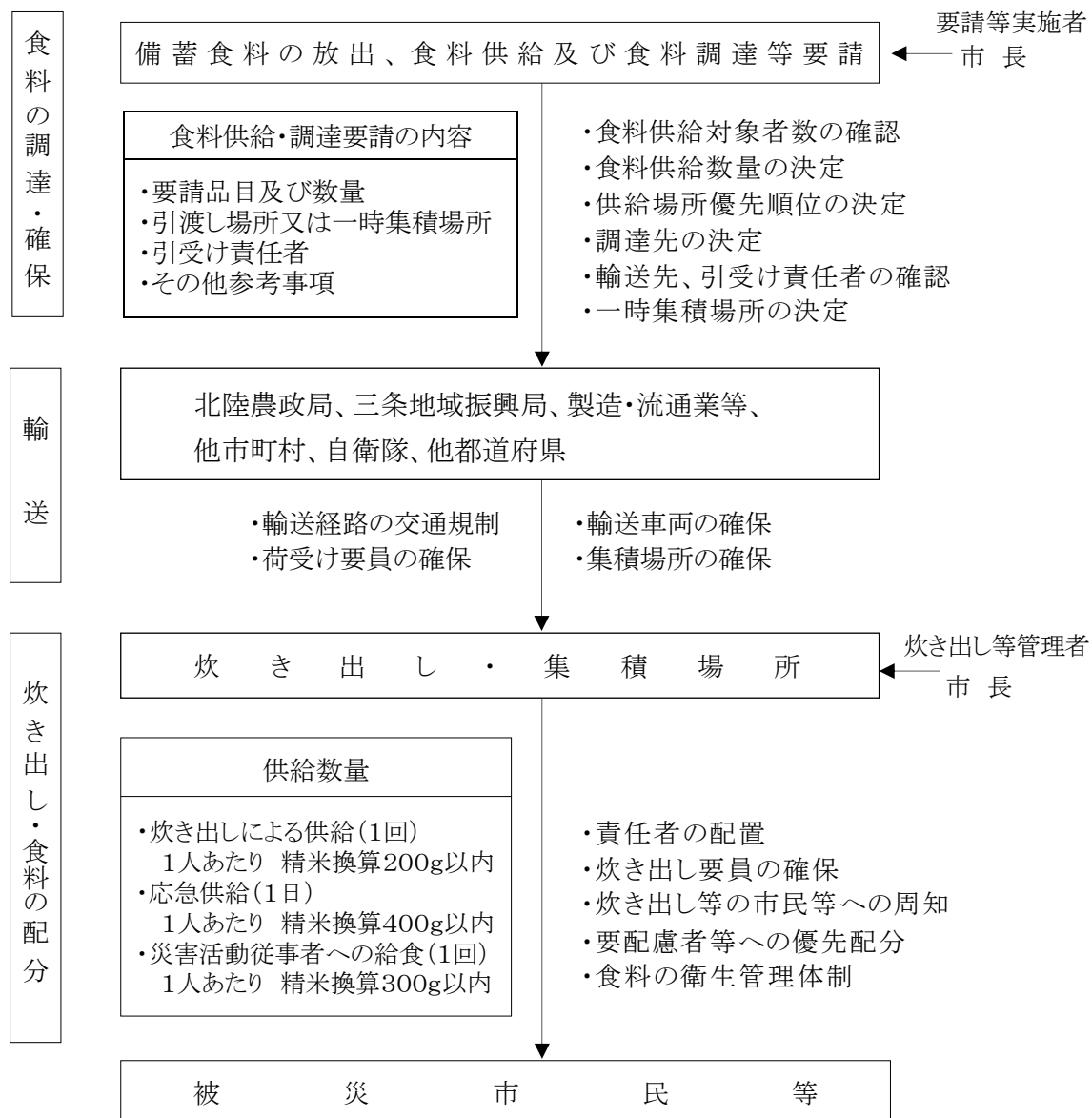
第20節 食料供給計画

担当：用地管財課、防災課

1 計画の方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料及び副食等を供給する必要がある場合の食料供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である市をはじめ、県、防災関係機関の相互連携により、迅速、的確に実施する。

2 食料調達・供給フロー図



※食料供給対象者

- ・避難所に収容及び避難した者で食料の持ち合わせのない者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
- ・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- ・被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とする者
- ・その他、災害により食料を必要とする者

3 市の備蓄、調達及び配分

市は、災害時において食料調達・供給フロー図に基づき被災者等に対して食料の調達・供給に努める。

(1) 被災者救援のため必要となる食料品

- ア 米穀、食パン、麺類(即席麺・そば・乾うどん)、飯缶、乾パン
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)
- エ その他被災地周辺で容易に調達され、かつ一時の代用食品として供給できるもの

(2) 備蓄

- ア 市は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料を参考にその備蓄に努める。
- イ 備蓄にあたっては、各小学校区に1ヶ所備蓄場所を設け、分散備蓄について配慮する。併せて、発災後の時間経過に対応した給食計画とリンクした備蓄とする。

(3) 調達

- ア 災害時応援協定を締結した民間業者から調達し、民間企業の持つ管理の十分行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。
- イ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。なお、他の市町村との協定の締結状況については、資料編「6各種協定」に掲げるとおり。
- ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達・供給を要請する。

(4) 炊き出し

- 市は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。
- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。

(5) 食料供給対象者

- ア 避難所に収容及び避難した者で食料の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
- エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- オ 被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とする者
- カ その他、災害により食料を必要とする者

(6) 配分

- 被災市民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。
- ア 基本的に避難所等の運営組織が現況判断し適切に配分する
- イ 避難者等の自主的な活動を助長する
- ウ 要配慮者への配分に留意
- エ 食物アレルギーの確認
- オ 食料の衛生管理体制の強化
- ※ 災害救助法が適用された場合の食品の給与基準
- 炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助事務取扱

要領で定められている。

4 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、下記の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等

(2) 県への要請

市は、隣接市町村等の応援でも十分に食料の調達及び供給ができない場合は、前(1)ーイの事項を明示し、県に応援を要請する。また、効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

県は、必要に応じて、物資拠点を開設するとともに、物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣手配、関係機関への物資確保及び輸送代行を要請する。

5 輸送手段の確保

市は、食料供給の円滑化を図るため、輸送経路の交通規制、輸送車輛の確保等を行い、併せて荷受要員、集積場所の確保を行う。また、輸送に関しては、民間の流通業者の協力を得られるよう、災害時応援協定の締結を推進する。

6 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

市は、積雪により屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等必要な措置を取る。

(3) 温食の提供

市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

第21節 生活必需品等供給計画

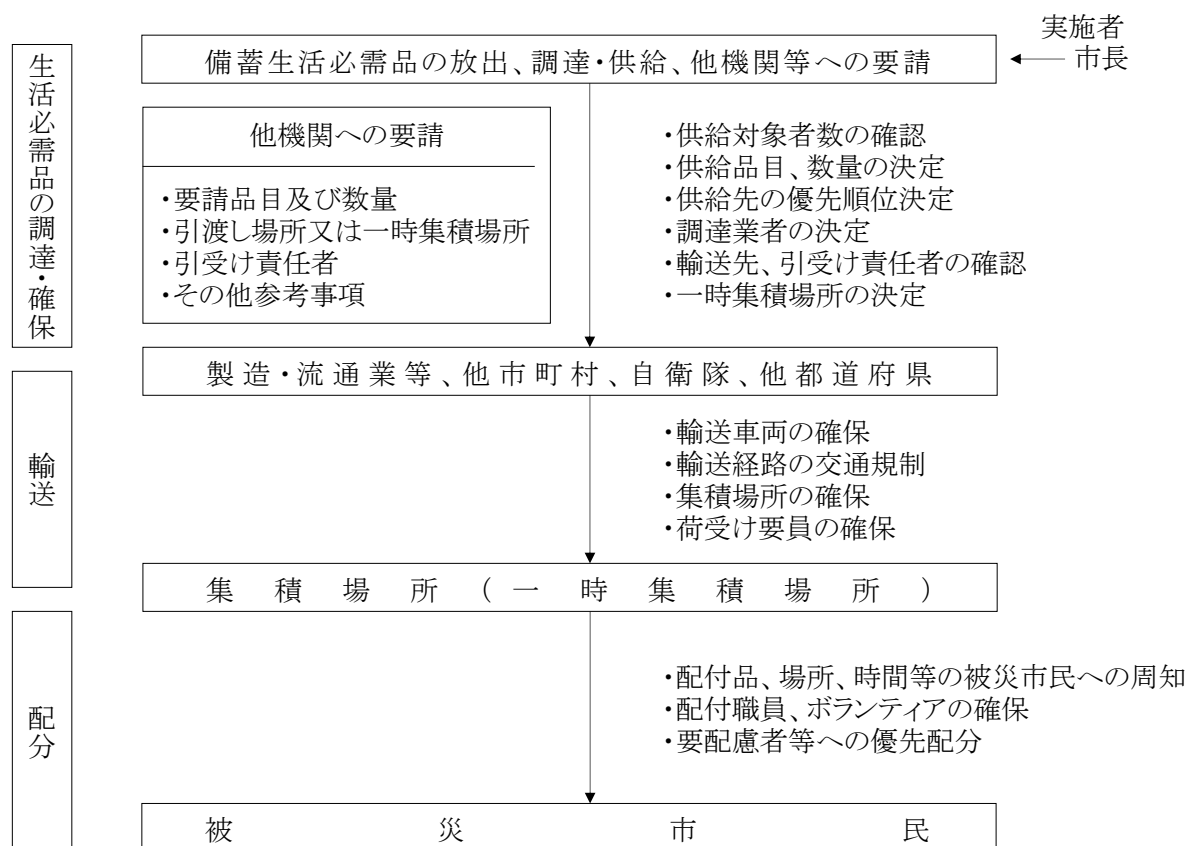
担当：用地管財課、防災課

1 計画の方針

災害発生時は、家屋の倒壊や損壊、火災の発生などにより、多くの人が被服、寝具、その他生活必需品を失うことが予想される。

被災者に対する生活必需品の供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である市をはじめ県、防災関係機関相互の連携により、迅速・的確に実施する。

2 生活必需品供給フロー図



※ 生活必需品供給対象者
住家の被害により日常生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 市の備蓄、調達及び配分

市は、災害時に被災者に対して生活必需品の供給に努める。

(1) 被災者救援のため必要となる生活必需品

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 外衣(作業衣、婦人服、子ども服等)
- ウ 肌着(シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等)
- エ 身の回り品(タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等)

- オ 炊事道具(鍋、包丁、バケツ等)
- カ 食器(茶碗、皿、はし等)
- キ 保育用品(ほ乳びん、おむつ等)
- ク 日用品(石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき、生理用品等)
- ケ 光熱材料

(2) 備蓄

- ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努める。
- イ 備蓄にあたっては、避難所の位置を考慮した分散備蓄について配慮する。

(3) 調達

- ア 災害時応援協定を締結した民間業者から調達し、民間企業の持つ管理の十分行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。
- イ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。
なお、他の市町村との協定の締結状況については、資料編「6各種協定」に掲げるとおり。
- ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達・供給を要請する。

(4) 配分

被災市民への生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための組織を確立する
- イ 必要とする者に必要とする物が届くよう、公正な配分を実施
- ウ 要配慮者を考慮した配分
- エ 避難市民の年齢・性差・障がいなどに配慮した配分

※災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与(貸与)基準

生活必需品等の給与(貸与)の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助事務取扱要領で定められている。

4 物資の一時集積場所

生活必需品等の一時集積場所は次のとおりとする。

ただし、被災地域、被災状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。また、民間の流通倉庫等を活用できるよう、災害時応援協定の締結を推進する。

施設名	住所	電話番号
市役所庁舎	燕市吉田西太田1934	0256-92-1111
燕市民体育館	燕市大曲3015	0256-64-3091
スポーツランド燕	燕市小牧837-1	0256-66-1800
吉田総合体育館	燕市吉田本所176-1	0256-92-5100
分水総合体育館	燕市分水向陽1-2	0256-97-1411

5 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 隣接市町村への要請

- ア 市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。
- イ 要請の際に必要な明示事項は次項に示す県の要請に準ずる。

(2) 県への要請

市は、隣接市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請する。また、効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ア 品目別の調達要請量(自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量)

イ 引渡しを受ける場所及び引受け責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷受け要員の派遣の必要の有無

(3) 被災市町村以外の市町村への要請

県は、市町村の要請に基づき、県の供給計画等を勘案しつつ次の事項を示し、被災市町村以外の市町村に調達の要請を行う。

ア 品目別の調達要請量

イ 輸送場所及び引受け責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷受け要員の派遣の必要の有無

6 生活必需品の確保

市は、県知事及び関東経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

7 輸送手段の確保

市は供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の交通規制、輸送車輛の確保等を行い、併せて荷受け要員、集積場所の確保を行う。また、輸送に関しては、民間の流通業者の協力を得られるよう、災害時応援協定の締結を推進する。

8 積雪期の供給計画

(1) 輸送経路の確保

市は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

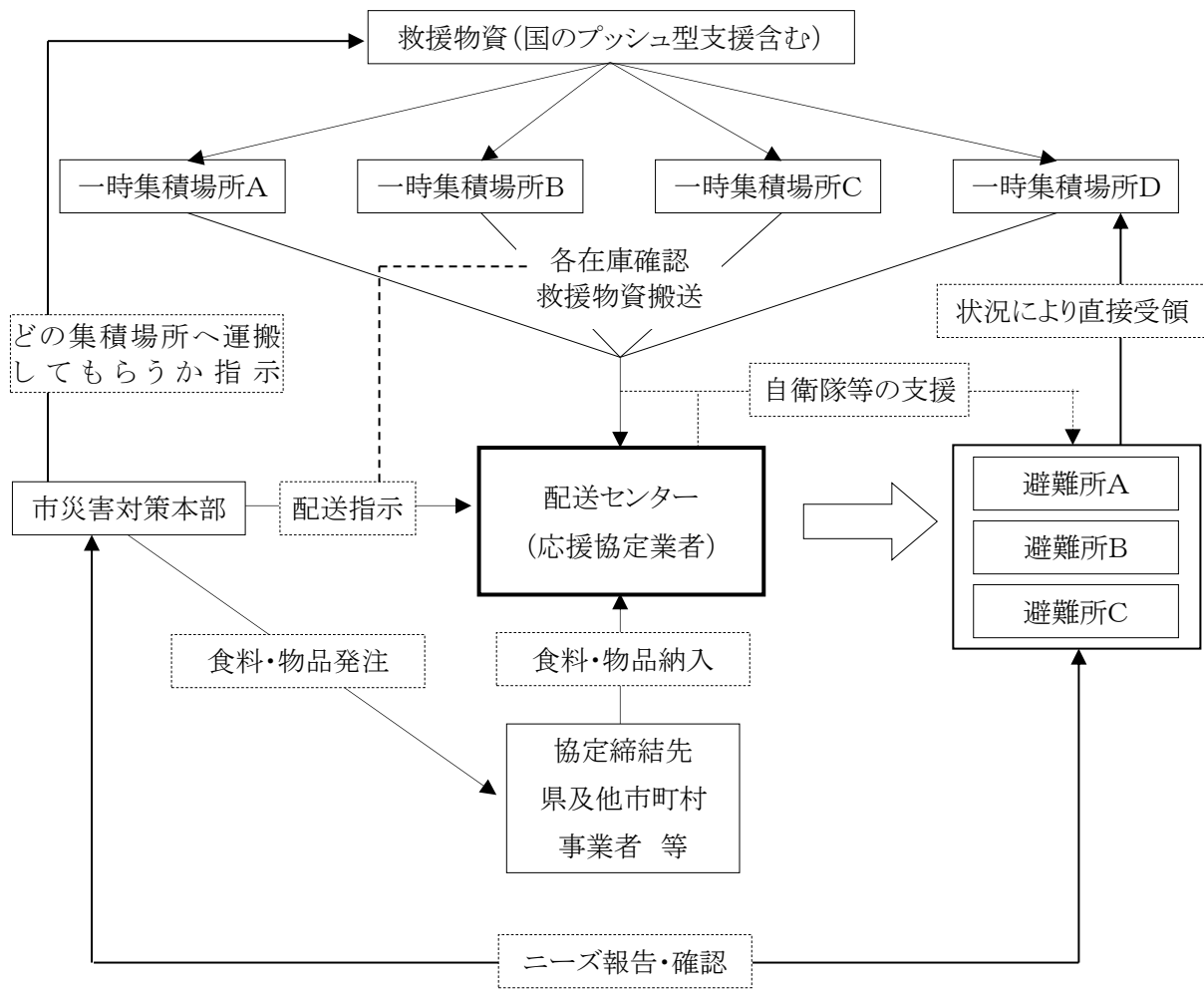
(2) 集積場所の確保

市は、積雪により屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等必要な措置を取る。

(3) 被災者の寒冷期対策

市は、寒冷期対策として防寒具、採暖用具(ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等の物資を他に優先して供給する。

食料品及び生活必需品(救援物資)供給体制のイメージ(例)



第22節 要配慮者の応急対策

担当：長寿福祉課、社会福祉課、防災課

1 計画の方針

震災等の発生時においては、障がい児者、高齢者、傷病者、外国人等のいわゆる要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、市民等の協力を得て迅速、適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

2 要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達及び安否確認

市は、地震発生直後は、防災行政無線、広報車、燕三条エフエム放送、市公式ホームページ、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)、緊急速報(エリア)メール、市公式LINE、市公式X(旧ツイッター)、固定電話への防災情報配信サービス、報道機関などによる情報伝達の他、消防機関、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、要配慮者利用施設等の避難支援等関係者の協力を得てあらかじめ避難行動要支援者として登録してある者等へ速やかに安否確認及び避難情報等の情報伝達を行う。

自主防災組織及び自治会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された避難行動要支援者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、市災害対策本部又は避難先の避難所担当職員に伝達する。市は、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を「避難行動要支援者支援システム」(GIS)等により集約し、その安否確認に努める。

(2) 避難誘導

災害により市民の避難が必要となった場合、市は、要配慮者の避難にあたっては、別に定める「燕市避難支援プラン全体計画」又は個別避難計画に基づき、日頃から自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、要配慮者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努める。避難の誘導に際しては、要配慮者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

(3) 避難所等における対策

ア 避難所担当職員は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱など支援が必要な要配慮者の把握に努める。また、介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者や保護者を災害によって亡くした乳幼児、日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人を確認し、支援又は支援の要請を行う。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい児者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。

ウ 視覚・聴覚障がい児者に対して的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい児者に対しては、点字・大活字・音声・手話により、聴覚障がい児者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた食料及び生活必需品の確保を行うとともに、保健所が設置する栄養指導班やボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

- オ 要配慮者の身体状況を確認し、一般避難所の居住スペースでの生活が困難な要配慮者は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している施設への緊急入所などを配慮する。
- カ 被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等(巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス)を行う。
また、燕市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び避難支援等関係者等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。
- キ 外国人に対しては、県及び国際交流関係団体と協同して多言語支援窓口を設置し、外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。
- ク 市は、被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引き取り等連絡調整に当たる。また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に当たる。

3 要配慮者利用施設における対策

(1) 事前避難

- ア 避難情報の発令があった場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、避難体制を整える。避難誘導にあたっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。
- イ 施設長は災害の状況に応じ、適切な避難場所(屋内、屋外、指定場所)を判断し、避難誘導を行う。
- ウ 夜間、休日等で施設職員数が少数の時は、日頃より連携を図っている自治会や自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認及び避難等

- ア 施設が被災した場合、施設長は、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。
- イ 入(通)所者が被災したときは、施設職員又は自治会や自主防災組織等の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請する。
- ウ 被災の状況により、入(通)所者の避難が必要になった場合は、3(2)に準じ避難する。

(3) 被災報告等

- 施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。
また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設使用不能時の措置

- ア 施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講ずる。
- イ 市は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあつせんする。

4 巡回相談等の実施

市は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講ずる。

巡回福祉相談は、必要に応じ三条地域振興局が実施する巡回保健相談・保健指導と連携し実施する。

5 外出中の要配慮者対策

避難所等における要配慮者の確認の際に把握した地域外の要配慮者に対し、健康福祉部等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努める。

6 積雪期の対応

(1) 在宅者における対応

市は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。これに対し、市は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

第23節 建物の応急危険度判定計画

担当：営繕建築課

1 計画の方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全確保を図る。

具体的には、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下本節において「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

2 情報の収集等

地震発生時の建築物等の被害状況を、応急危険度判定士（以下本節において「判定士」という。）を用いて調査し、関連する情報を収集する。

3 判定体制の構築

- (1) 実施本部、判定拠点を設置するとともに、判定コーディネーターを配置する。
- (2) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。

4 判定の実施

(1) 判定計画の作成

ア 収集した情報を踏まえて判定実施の可否を決定し、実施が必要と判定された場合は、判定実施計画書を作成する。

イ 判定実施のため、判定士を参集するとともに、判定実施について市民への周知及び広報を行う。

(2) 判定の実施

ア 判定士の受入れを行うとともに、判定士に判定資機材を供給し、実施地区へ誘導のうえ、判定を実施する。

イ 判定の結果については、県に報告する。

5 要配慮者に対する配慮策

- (1) 応急危険度判定の目的についての周知徹底（被災証明との区別について十分に説明する）。
- (2) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

6 達成目標

地震後1日	県内判定士による判定活動の開始
地震後3日	県外判定士による判定活動の開始
地震後10日	判定活動の終了
地震後10日～	判定結果に対する相談業務への移行

第24節 宅地等の応急危険度判定計画

担当：都市計画課

1 計画の方針

地震発生後、迅速に宅地被害に関する応急危険度判定を実施し、判定結果に基づいて二次災害を防止又は軽減するために必要な措置を講じる。

2 実施の決定

大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

3 対象区域及び宅地の決定

危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

4 実施体制の調整

危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地危険度判定士に協力を要請する等、実施体制について調整する。

知事は、市長からの要請を受けた場合は、宅地危険度判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講じる。

5 危険度判定の実施

実施体制の調整後速やかに宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 判定結果を受けての措置

二次災害を防止し又は軽減するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。

第25節 文教施設等における応急対策

担当：学校教育課、こども未来課、社会教育課

1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、幼児・児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

2 学校の応急対策

(1) 地震発生時の安全確保

ア 児童生徒等の在校時に発生した場合の措置

直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応する。

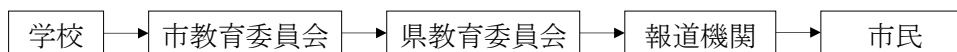
イ 登下校時間に発生した場合の措置

登下校中の児童生徒等の内、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上、保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ 勤務時間外に発生した場合の措置

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。校長は市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容について報道機関に連絡し、報道を要請する。また、児童生徒等の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討する。

〈連絡経路〉



(2) 被災状況等の報告と広報

校長は、在校する児童生徒等又は避難してきた児童生徒等及び教職員の安否を確認し、学校施設の被災状況とともに速やかに市教育委員会に報告する。(この報告は人的・物的被害の有無にかかわらず行う。)市教育委員会は(1)と同様に、報道機関に報道要請を行う。

(3) 下校措置

児童生徒等の在校時に大規模な地震が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。下校措置にあたっては、(1)と同様に取り扱い、報道機関を通じて広報する。

なお、幼稚園及び小学校についてはできる限り緊急連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもら

う。連絡がとれない場合は、連絡がとれるまで避難場所に待機させる。

(4) 避難所開設・運営への協力

校長等は、市長から指示があった時又は地域住民等が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、市・自主防災組織等と連携して運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

市職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長：施設管理者として、市職員や自主防災組織等の代表者と連携して避難所運営を支援する。

(イ) 教頭等：校長の命を受け、避難所や自主防災組織等との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 教諭：校長等の指揮のもとで避難者との対応等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭：学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等：学校の家庭科室等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 校舎等を避難所として使用する時の注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等には入室させない。特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい児等特別な介護が必要な要配慮者は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(5) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して児童生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。学校再開後においても、市教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

3 幼稚園・保育園・認定こども園における措置

(1) 臨時休園等

ア 市は、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。

イ 園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、園児を安全に保護者に引き渡す。

(2) 避難

ア 市は、園長に園児の避難と避難先の指示を行う。

イ 園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を安全に避難場所へ避難させる。

ウ 園長は、市の指示による措置の他、災害の状況により、園長の判断で上記に準じて、園児の安全な避難を実施する。

(3) 避難終了後の措置

園長は、避難終了後、災害の状況により園児を保護者に安全に引き渡す。

(4) 被害状況調査及び復旧

市は、保育園の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(5) 応急保育

市は、災害の規模、保育園の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。

4 児童クラブ、なかまの会における応急対策

(1) 臨時閉所

ア 市は、臨時閉所を必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

イ 市は、早退が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、児童を安全に保護者に引き渡す。

(2) 避難

市は、避難が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により児童を安全に避難場所へ避難させる。

(3) 避難終了後の措置

市は、避難終了後、災害の状況により児童を保護者に安全に引き渡す。

(4) 被害状況調査及び復旧

市は、被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(5) 応急保育

市は、災害の規模、被害の程度を把握した上で、児童の安全を確保して応急保育を実施する。

5 学校・保育園以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、大規模な地震が発生した場合は、各施設の防災計画の定めるところにより人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の軽減に努める。

(1) 館内放送等により施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用して施設外へ安全に避難させる。

(2) 要救助者及び負傷者がいる場合は消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

- (3) 収蔵品、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置を取る。
- (4) 人的・物的被害状況等を集約し、直ちに施設の設置者に(被害がなくても)報告する。
- (5) 市長から指示があったとき又は地域住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

6 文化財の応急対策

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは当該文化財の被災防止に努める。建築物等、観覧者がいる場合は人命の安全確保の措置を行う。被災した場合は直ちに市教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

県は、必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

第26節 障害物の処理計画

担当：土木課、営繕建築課、防災課

1 計画の方針

震災等により発生した倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急交通路を確保する。

なお、確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに通行における安全性にも配慮する。

2 被災地における障害物の情報収集

市は被災地全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携の下に情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国・県等の関係機関との連携を図りながら効率的に障害物除去を実施する。

3 障害物処理計画の策定

(1) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は国・県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ア 使用可能機械の把握(クレーン類・バックホウ・ダンプトラック・クラッシャー等)

イ 作業人員の把握(監督員・交通整理員・オペレーター等)

ウ 実施箇所及びその優先順位

障害物の処理は、次に掲げる障害物を優先的に行う。

(ア) 被災地住民の日常生活に直接の障害となっている障害物

(イ) 災害応急対策の実施の障害となっている障害物

(ウ) 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

エ 実施主体(各施設管理者)の配備・指令

オ 廃棄物集積場所・処分方法の指定

カ 燕市建設業協同組合等協定締結団体への支援要請(不足する資機材・作業人員等)

(2) 除去障害物の集積、処分方法

市は、災害時の障害物の集積場所(仮置場、最終処分地)をあらかじめ定めておく。

また、障害物処理の実施者は、がれきの処理・処分方法にあたり、適切な分離を行うことにより可能な限りリサイクルに努め、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

4 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

(ア) 国:北陸地方整備局新潟国道事務所・長岡国道事務所

- (イ) 県:土木部道路管理課及び三条地域振興局
- (ウ) 市:都市整備部 建設復旧班
- (エ) その他:東日本高速道路株式会社

イ 河川管理者

- (ア) 国:北陸地方整備局信濃川河川事務所及び信濃川下流河川事務所
- (イ) 県:土木部河川管理課及び三条地域振興局

ウ 建物関係実施主体(災害救助法を適用した場合の障害物除去)

- (ア) 市:市災害対策本部

エ その他(各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関)

新潟県警察本部及び燕警察署、自衛隊、JR東日本、燕・弥彦総合事務組合消防本部等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

- (ア) 市及び道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に緊急輸送道路に指定されている国道116号及び国道289号については最優先する。
- (イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、警察の協力を得て排除する。

イ 河川関係障害物除去

市は、災害時に管内河川、公共溝渠(排水路)を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を各管理者に通報し、協力を求め除去作業を実施する。

ウ 住宅関係障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、次の基準に基づき市が関係機関と連携し除去する。

- (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (ウ) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができないもの
- (エ) 住宅が全壊、半壊又は床上浸水したもの
- (オ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

5 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は国・県の関係出先機関、自衛隊及び近隣市町村との連携協力体制を強化するほか、民間団体等ともあらかじめ人員・機械・資材等についての応援協定を締結し広域応援体制の整備を図っておく。

6 積雪期における対応

緊急輸送道路の確保を図るため、市は除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図っておく。積雪及び被災状況に応じて、国・県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたる。

第27節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

担当：生活環境課、防災課、燕・弥彦総合事務組合消防本部

1 計画の方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。遺体等(行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。)の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、市を中心とした関係機関相互の連携強化を図る。

2 遺体等の搜索

市は、燕警察署と協力して、消防職・団員により遺体等の搜索を行い、搜索状況を県に報告するとともに、状況により自衛隊の応援が求められるよう、県に依頼する。

(1) 遺体等の届出

遺体等の届出の受理は、燕警察署において取り扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するとともに、市等関係機関に速やかに通知する。

(2) 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、燕警察署、消防職・団員、自衛隊等関係機関と協力して行う。また、防災関係機関等の協力により車両、舟艇、機械器具の借上げ等を行い、早期発見に努める。

3 遺体の収容

市は、遺体を車両等により搬送し、一定の場所に安置する場合は次のように行う。

(1) 遺体収容(安置)所の開設

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、市は遺体収容(安置)所を確保し、関係機関に連絡する。

遺体収容(安置)所は、被害現場付近の適当な場所(病院、診療所、寺院、神社等)又は公園等、遺体の状態を公衆の目にさらさない適当な場所を選定し開設する。

遺体収容(安置)所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。

柩、ドライアイス等は、市内関係業者等から調達するが、不足する場合には葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

(2) 遺体の搬送

遺体収容(安置)所までの遺体の搬送は、市有車両又は関係業者等の車両により行うものとするが、搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請する。

4 遺体の検案及び処理

(1) 燕市医師会、県医師会及び日本赤十字社新潟県支部の協力を得て、死因その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。

(2) 燕警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

5 遺体の埋葬（遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務）

(1) 遺体の搬送及び火葬

遺体は、霊柩車により遺体収容(安置)所から次の火葬場へ搬送し、火葬する。

施設名	火葬場の電話番号	火葬炉数	管理者
燕・弥彦総合事務組合斎場	0256-92-2300	6基	燕・弥彦総合事務組合

(2) 埋(火)葬許可等の手続き

埋(火)葬許可証は、市が発行する。なお、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、埋(火)葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

(3) 県への要請

ア 霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。

イ 骨つば等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。

(4) 縁故者の判明しない焼骨への対応

縁故者の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き渡す。

6 身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については、市が燕警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

7 広域応援体制

(1) 市は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行い、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2) 市は、(1)の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。

ア 遺体処理実施場所

イ 対象人員概数

ウ 施設設備の状況

エ 応援を求める職種別人員数

オ 応援を求める物資等の種別及び数量

カ 処理期間

キ その他参考事項

第28節 愛玩動物対策計画

担当：生活環境課、防災課

1 計画の方針

災害発生時に、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場所にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

4 市の役割

- (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (3) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

5 公益社団法人新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

6 一般社団法人新潟県動物愛護協会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

7 動物救済本部の役割

県、県獣医師会及び県動物愛護協会等で「動物救済本部」を設置し、次の動物救援活動を実施する。
必要に応じ、ペット災害支援協議会等に支援を要請する。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の設置
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。
- (5) 飼い主探し
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。
- (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

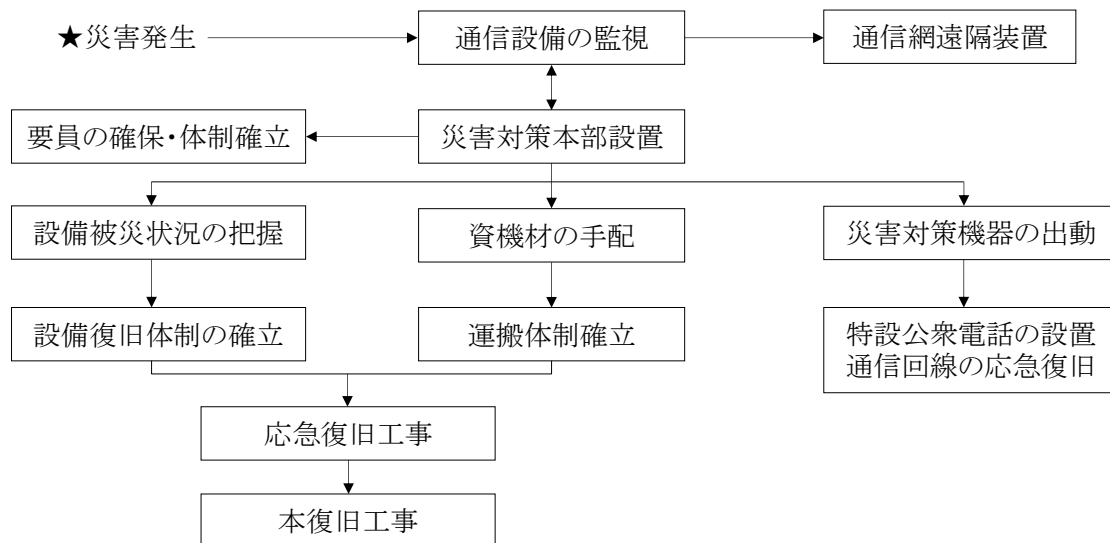
第29節 公衆通信施設応急対策

担当：通信事業者

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに、通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 地震災害警戒本部
- エ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

震度6弱以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板(携帯電話)の利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重 要 通 信 を 確 保 す る 機 関
第1順位	燕市災害対策本部、気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業者 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 特設公衆電話設置場所の周知
- (4) 市民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第30節 電力供給施設応急対策

担当：電力供給事業者

1 計画の方針

電力供給事業者は災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施する。

2 復旧活動体制の組織

(1) 災害時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、地震が発生したときは非常災害対策本部を設置する。その本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非 常 事 態 の 情 勢
警 戒 体 制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または、非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または、大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

3 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され県、市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車等を使用して早期送電を行う。

4 復旧計画

復旧計画の策定にあたっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先し、具体的には国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、コミュニティFM放送局にも積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第31節 都市ガス施設応急対策

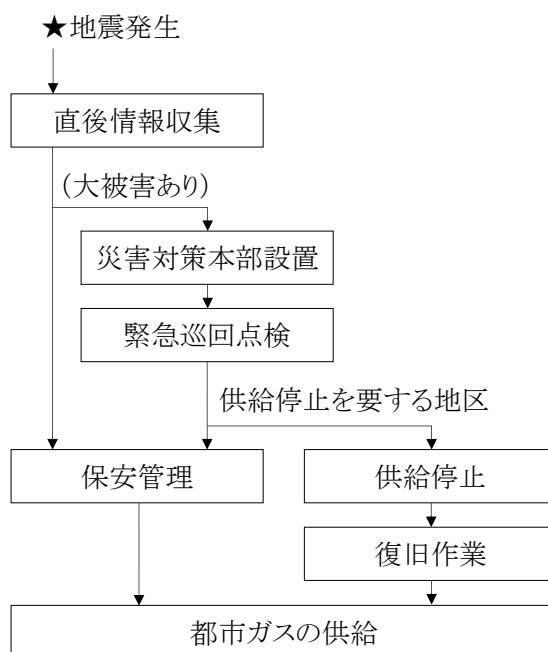
担当：ガス供給事業者

1 計画の方針

地震発生後速やかに、地震動の大きさ、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

供給停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書にそって、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

2 都市ガス施設応急対策フロー図



3 緊急措置

(1) 応急措置要因の動員

ガス供給事業者は、気象庁の発表震度が4以上の場合は、あらかじめ定められた「地震時ガス緊急措置要領」に基づき、所定の場所へ参集する。

(2) 災害対策本部の設置

震度が5弱以上の場合あるいは、地震により被害の発生が予想され、又は発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

(3) 施設の被害状況の調査

地震並びにガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

ア 供給所の施設

受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、配管・計装、設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

イ 導管施設

重要な導管・架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気・ガス検知器等による調査・点検を行う。

(4) 供給停止

ア 第1次緊急停止

(ア) 地震計のSI値が、あらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合。

(イ) 供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合。

イ 第2次緊急停止

地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未滿を記録したブロック又は特例措置により第1次緊急停止から第2次緊急停止へ移行したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予想される場合。

(5) ガス漏えい及びガス事故等に対する措置

ガス供給事業者は、ガス漏えい及びガス事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、需要家等からの通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、状況に応じた適切な処理を行う。

4 復旧計画

(1) 供給所施設の復旧

ガス受入設備・ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分の修理を行う。

(2) 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ 高中圧導管に試験ガスを流し漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

ウ ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。漏えい箇所を発見できないときはブロックを細分割し、調査を行う。

エ ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

オ 需要家への供給を再開するにあたっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

(3) 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を貸出する。

5 広域応援体制

ガス供給事業者は、県ガス協会幹事事業者に対し救援要請を行う。県ガス協会は、被害の状況に応じて、さらに日本ガス協会関東中央部会又は日本ガス協会本部にも救援要請を行う。

6 市民への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時にはガス供給事業者へ通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

第32節 給水・上水道施設応急対策

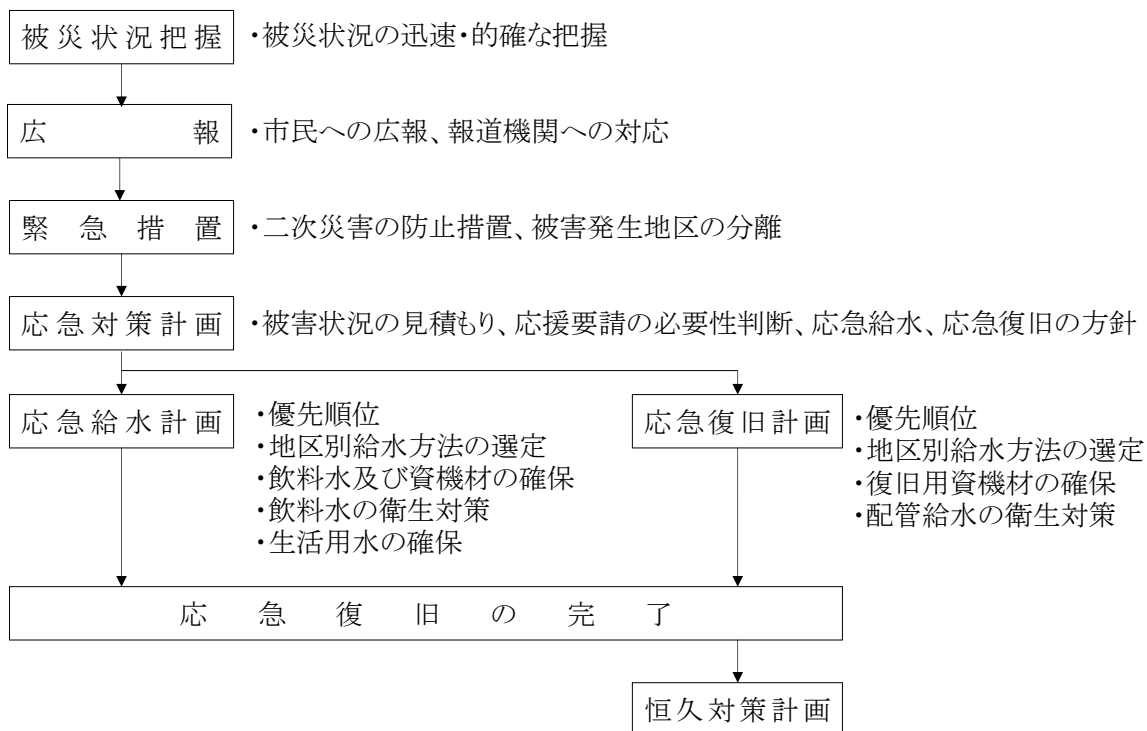
担当：燕・弥彦総合事務組合水道局

1 計画の方針

震災時において、飲料水及び生活用水(以下、本編において「飲料水等」という。)の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

燕・弥彦総合事務組合水道局(以下、本編において「水道局」という。)は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

2 給水・上水道施設応急対策フロー図



3 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

水道局は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、災害直後は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活水の給水量を確保しつつできるだけ速やかに全戸へ配管給水することを目標とする。



4 実施体制・広域応援体制

(1) 水道局の役割

水道局は、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。

また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 水道局のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、燕市管工事業協同組合及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。

エ 水道局は応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

オ 燕市管工事業協同組合には「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」に基づき応急復旧を要請する。

カ 日本水道協会新潟県支部には「日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱」に基づき応急給水及び応急復旧を要請する。

(2) 市の役割

市は、水道局と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(3) 水道工事業者等の役割

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は、平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるよう要請する。

5 被害状況把握

市及び水道局は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 浄水場計装設備等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 市民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 災害規模、範囲及び道路等の被害状況の災害対策本部からの情報入手

6 緊急措置

水道局は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 消毒用次亜塩酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 配水ポンプの停止、バルブ操作等により、配水池で浄水を確保する。

エ 水道局は消防署に、災害による水道の断減水の状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

オ 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置をとる。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管等のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

7 応急対策計画

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市と水道局が協議して速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災市民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

(1) 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災市民数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

8 動員計画

水道局は、職員非常時連絡網に基づき、迅速に職員を動員する。

(1) 職員の動員

職員非常時連絡網に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他課の職員をも動員し、必要な職員数の確保に努める。

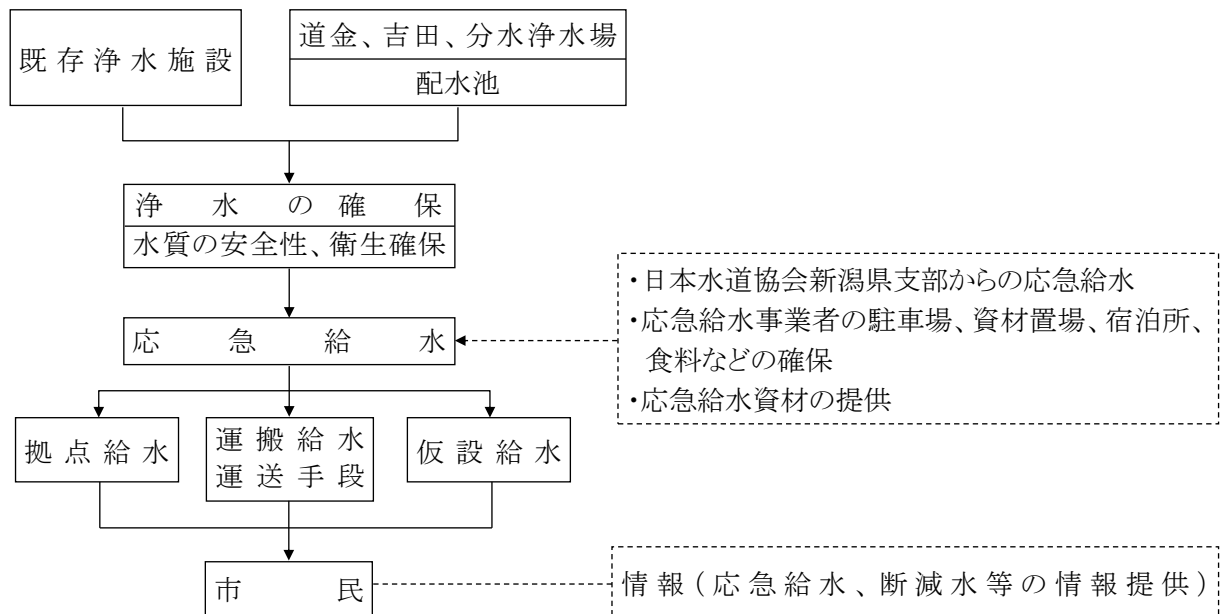
(2) 燕市管工事業協同組合、日本水道協会新潟県支部への要請

被害状況に応じ、燕市管工事業協同組合、日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。

9 応急給水計画

水道局は、衛生対策及び地域性、積雪期、要配慮者等に十分に配慮しながら優先順位を定める。地区別に、被害状況に応じた給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 計画フロー図



(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	・道金、吉田、分水浄水場、避難場所等に給水施設を設けて給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、携行容器等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(3) 優先順位

医療施設、避難場所、要配慮者関連施設等へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 道金、吉田、分水浄水場で地震発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 市内で必要量の飲料水が確保できない場合は、日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。

イ 応急給水用資材、作業車の確保

水道局が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、給水車、給水タンク、携行容器等の応急給水用資材、作業車を調達する。

(5) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

(6) 災害救助法を適用した場合の給水

ア 供給対象者は、現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

イ 適用基準、内容等については「第44節災害救助法による救助計画」による。

(7) 生活用水の確保

ア 水道局は、市民が所有する井戸について、飲料水に準じ使用できるよう配慮する。

イ 飲料水以外の水を確保できた場合、水洗トイレの流し水等の利用を検討する。

(8) 積雪期への配慮

積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが想定された場合、適切な運搬を選択する。

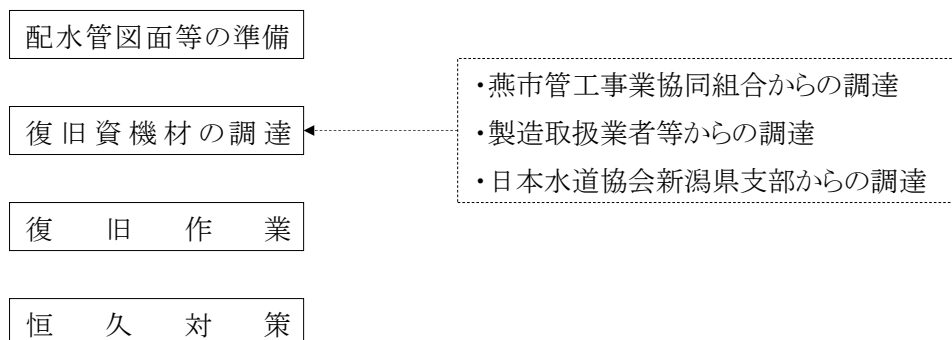
(9) 要配慮者等に対する配慮

高齢者等の要配慮者、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

10 応急復旧計画

市及び水道局は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 計画フロー図



(2) 応急復旧範囲の設定

水道局による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧作業手順

浄水場を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置(各戸1栓程度)の順に作業を行う。

(4) 優先順位

ア 医療施設、避難場所、要配慮者関連施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5) 応急復旧資機材の確保

水道局が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、燕市管工事業協同組合、日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、応急復旧資機材等を調達する。

(6) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

(7) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、 $0.2\text{mg}/\text{L}$ 以上(結合残留塩素の場合は $1.5\text{mg}/\text{L}$ 以上)となるよう消毒を強化する。

(8) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧計画を的確に策定する。

特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、応急復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況を十分に配慮する。

1.1 市民への広報・情報連絡体制

市は水道局と連絡をとり、市民に対し、断減水の状況、応急給水の方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 市及び水道局が主体となり、迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水の方法、飲料水の衛生対策等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関、コミュニティFM放送局等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 第2段階の広報

水道局は、災害対策本部と連携し、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に市ホームページ、燕・弥彦総合事務組合ホームページ、広報誌、報道機関、コミュニティFM放送局等を利用し広報する。

(3) 情報連絡体制

市及び水道局は、被害状況、応援要請、市民への広報等について、県と密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

1.2 恒久対策計画

水道局は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化の向上を図る。特に、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第33節 下水道施設応急対策

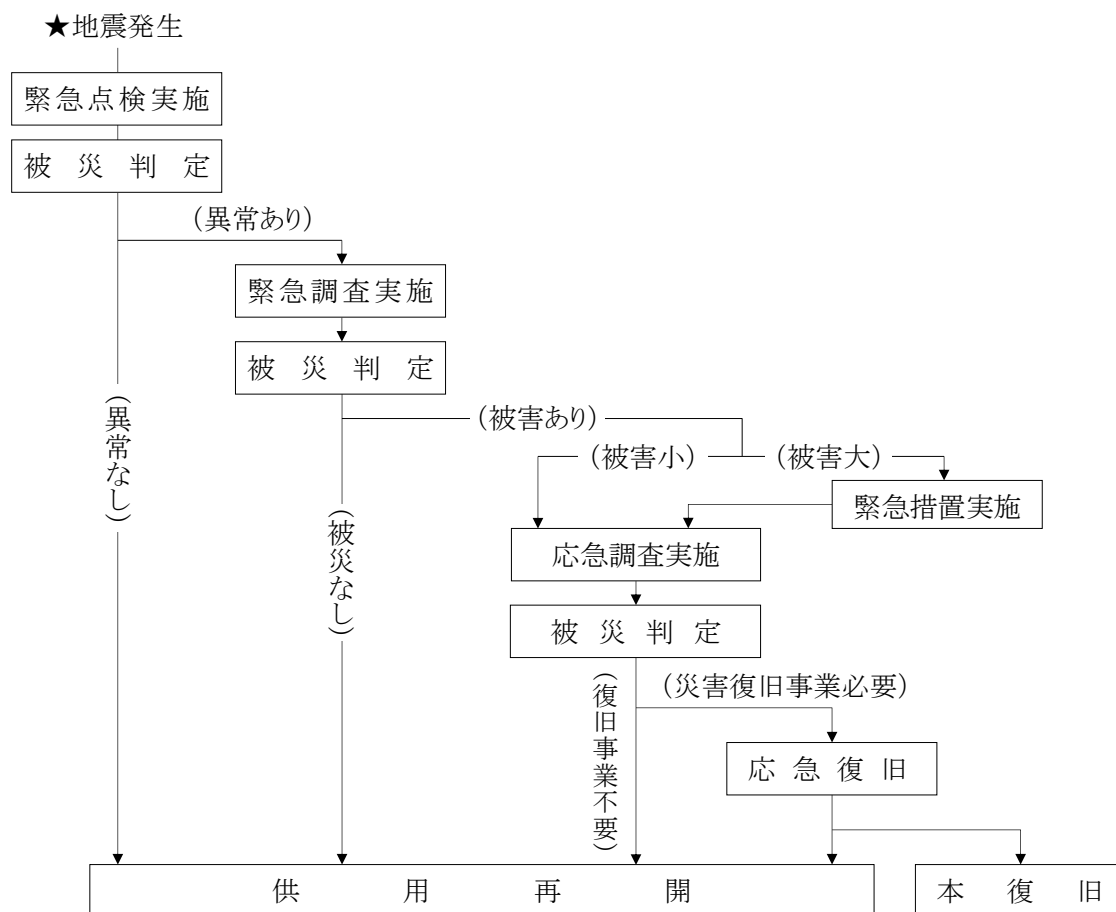
担当：下水道課

1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として被災市民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

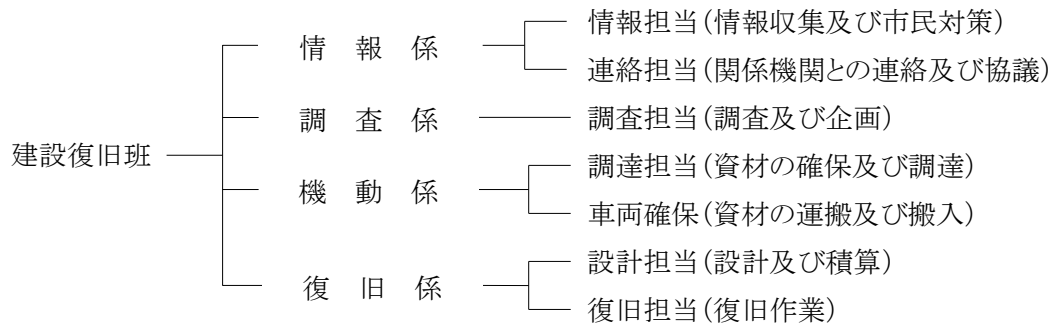
市は、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講じる。ポンプ施設・処理場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を図る。

2 下水道施設応急対策フロー図



3 災害時の組織体制

都市整備部の組織、構成については、次のとおりとする。



なお、震災時には市の体制だけでは困難になった場合は、下水道技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、県、応援協定締結市、近隣の市町村及び燕市建設業協同組合、指定下水道工事店等の民間団体及び下水道事業団等の広域的な支援を要請する。

4 被害調査の方法

都市整備部は、地震後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により被害調査を実施し、逐次、災害対策本部へ報告する。

(1) 震災復旧の第1段階(緊急点検・緊急調査)

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検(主に地表からの点検)を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 震災復旧の第2段階(応急調査)

処理場・ポンプ場については施設の暫定機能確保のための調査、管渠については、被害の拡大、二次災害の防止のための調査(管内、マンホール内までに対象を広げる)、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 震災復旧の第3段階(本復旧のための調査)

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

5 応急対策のための判定

市は、調査結果を基に、特に下記の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場、ポンプ場施設の構造的な被害の程度
- (2) 管渠、処理場、ポンプ場施設の機能的な被害の程度
- (3) 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

6 ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度(復旧順位)の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は本復旧工事までの暫定的な処理場機

能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行う。

7 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

8 本復旧のための判定

市は、応急対策を行うにあたり、下記の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は、下水道施設復旧計画により適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害の程度
- (2) 管渠、処理場、ポンプ場施設の余命
- (3) 管渠、処理場、ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- (4) 他施設に与える影響の程度
- (5) 被災地の特殊性

9 下水道施設の復旧計画

被害が発生した時市は、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、樹・取付管の復旧を行う。

10 市民への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合は、利用者に対し水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう、総務総括班を通じて広報活動等により協力要請する。

また、市民が下水道施設の異常を発見した場合には市へ通報するよう、市民に呼びかけも行う。

11 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第34節 危険物等施設応急対策

担当：燕・弥彦総合事務組合消防本部

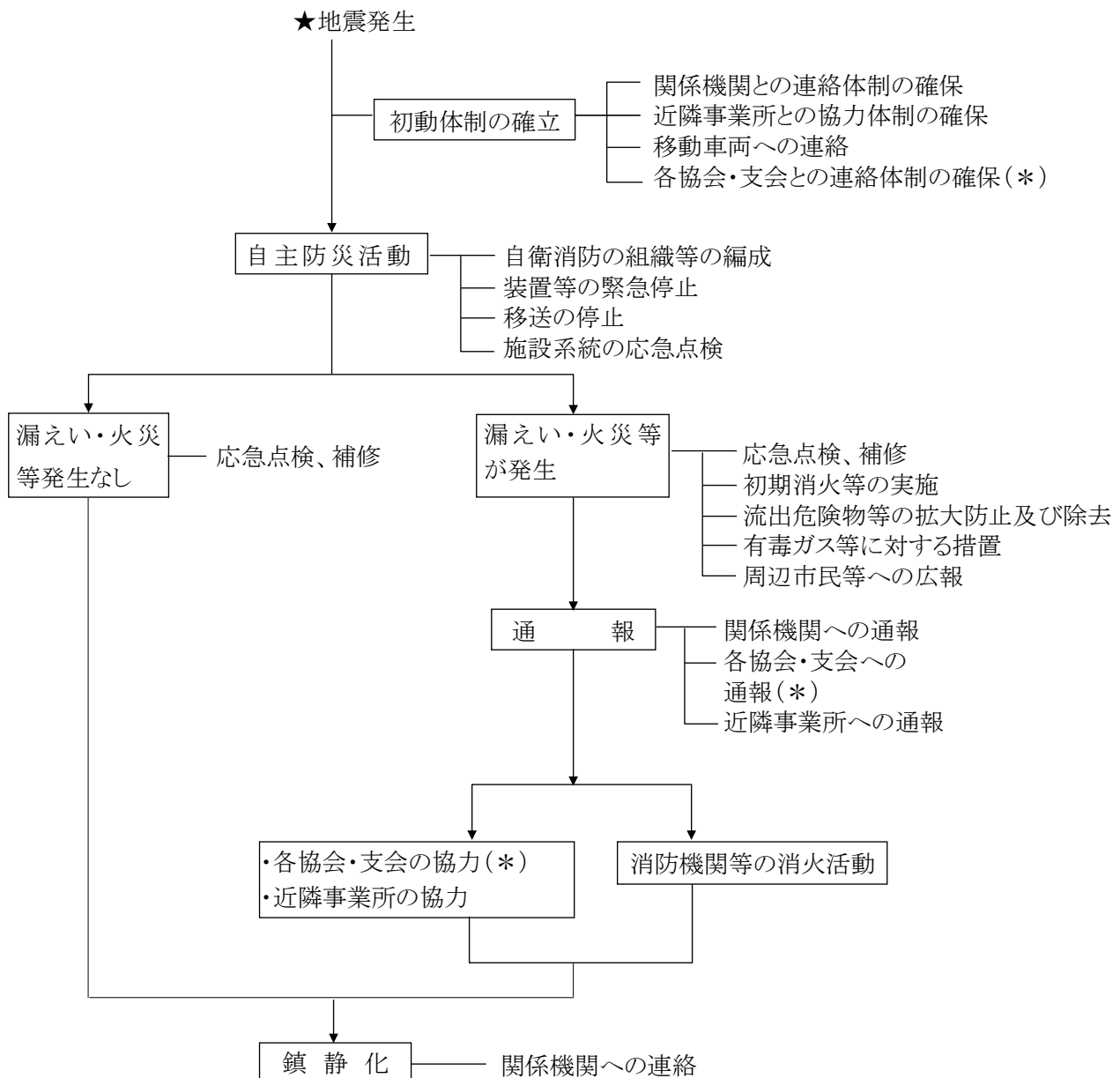
1 計画の方針

危険物等は、地震時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺市民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

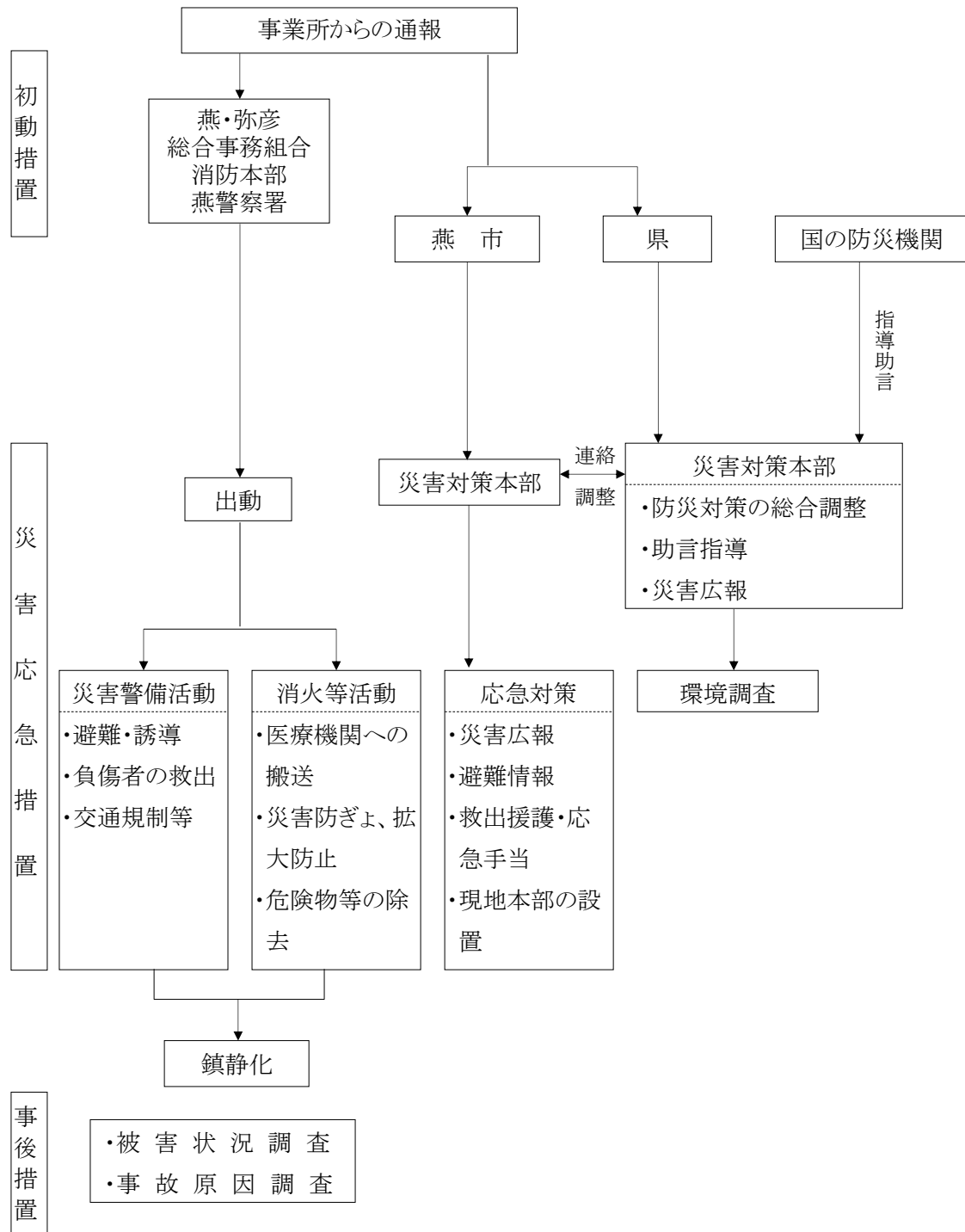
危険物等施設については地震による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺に居住する市民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所が相互に協力し、応急対策を実施する。

2 危険物等施設等災害通報伝達フロー図

(1) 事業所における応急対策フロー(*は高圧ガスのみ)



(2) 国、県及び市における応急対策フロー



3 危険物等施設の応急対策

地震時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防の組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

- (ア) 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努める。
- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ 周辺に居住する市民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、市民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市等関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺市民への避難指示及び被害状況調査を行う。

イ 火薬類

地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等の安全な措置を講ずる。

ウ 高圧ガス

高圧ガス施設、設備、販売施設(容器置場)事業所周辺地域等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、災害の拡大防止措置を講ずるとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。

エ 放射性物質使用施設等

- (ア) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- (イ) 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努める。

(1) 市

ア 付近の市民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。

イ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。

(2) 市民

危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防機関、警察等の関係機関に通報連絡する。

(3) 事業所

関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。

(4) 消防本部

災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。

(5) 国及び県

ア 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

イ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。

5 市民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、周辺に居住する市民の生命、身体の安全確保と不安を取り除くため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この広報活動は、「避難及び避難所計画」と密接な関連の下で実施する。

(1) 事業者の広報

地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに周辺に居住する市民に災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災行政無線等の情報伝達手段、広報車、チラシ及び掲示板等により広報するとともに、コミュニティFM放送局及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

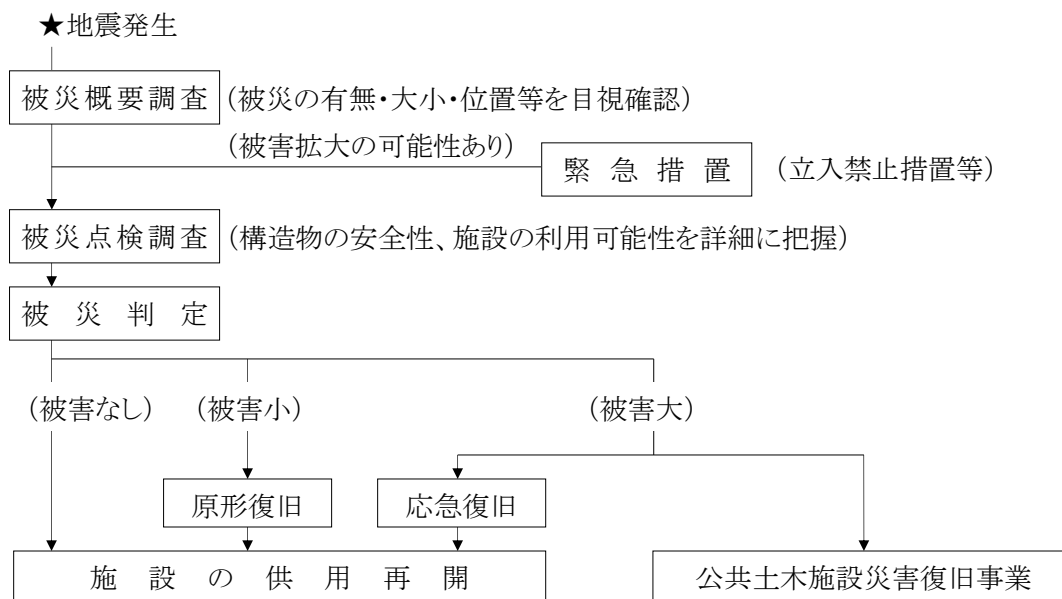
第35節 道路及び橋梁施設の応急対策

担当：土木課、燕警察署

1 計画の方針

震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、道路管理者は、道路及び橋梁の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行う。

2 道路及び橋梁施設応急対策フロー図



3 道路及び橋梁施設の応急対策

道路管理者は、道路利用者の安全確保、周辺に居住する市民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関及び燕市建設業協同組合等と密接な連携の下に応急対策等を迅速・的確に実施する。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに道路パトロールを実施し、道路施設の被災概要、交通状況等を把握する等道路情報を収集する。

また、橋梁等の主要な構造物の緊急点検を行う。必要に応じて消防防災ヘリコプター等を要請し被害状況把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等から道路情報を収集する。

(2) 緊急の措置等

ア 交通規制

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路啓開

- (ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路の啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- (イ) 放置車両や立ち往生車両が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、その区間を指定し、運転者等に対し車両の移動命令を行う。運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行う。
- (ウ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分に施すとともに、危険を回避するため誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。
- (エ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置を取る。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

エ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。

オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、地震による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

カ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力・支援等を行う。

(3) 円滑な道路交通確保対策

燕警察署は、地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

ア 信号機等の緊急措置

地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、県警察による部隊を編成して迅速にこれに対処し、被災地並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

イ 交差点における交通の整理

被災地及び関連道路の主要交差点は、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全確保と円滑化を図る。

ウ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地内への一般車両の流入を防止する。

エ 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、市民の避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する

4 市民に対する広報

道路管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地における応急復旧の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

5 積雪期の対応

積雪・凍結時には、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもとに円滑・的確な応急対策を実施する。

- (1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被災状況が通常の場合と比較して、積雪や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、効率的な点検を行い、速やかに被災状況を把握する。

- (2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時には、被災状況、気象情報等を十分把握し、迅速・的確な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

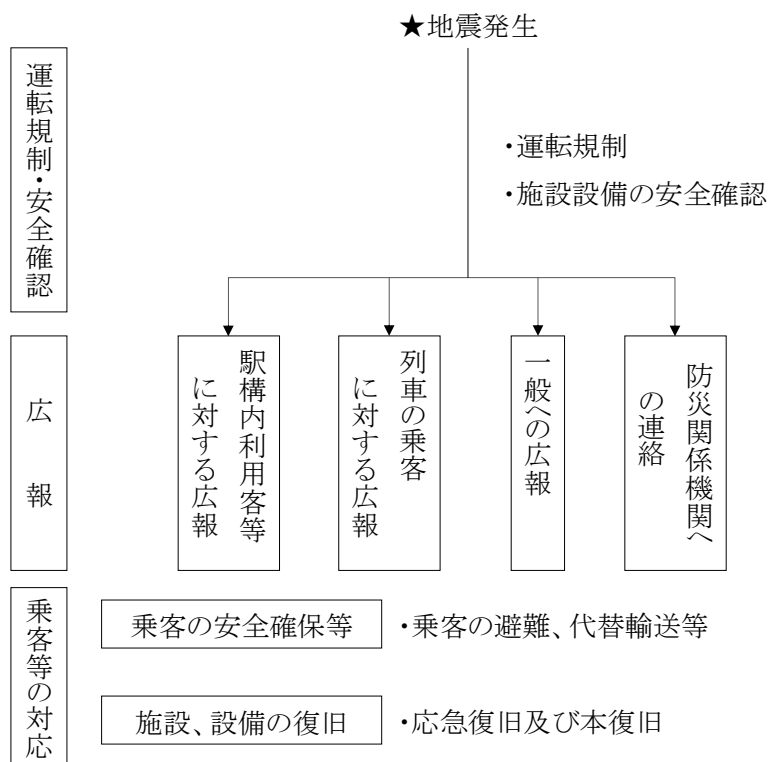
第36節 鉄道施設の応急対策

担当：鉄道事業者

1 計画の方針

JR東日本は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 震災対策体制等の確立

JR東日本は、震災時に対応する体制、震災対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策を取る。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報の伝達

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- (ア) 緊急連絡用電話
- (イ) 指令専用電話
- (ウ) FAX
- (エ) 自動車電話
- (オ) 列車無線
- (カ) 携帯無線機等

イ 地震計を整備するとともに、地震情報の伝達方法を定める。

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア 災害発生時の旅客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保・利用方法

エ 旅客対策等

(4) 地震時の運転基準、運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

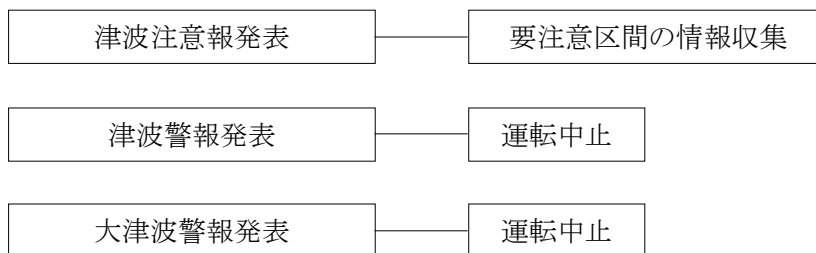
ア 地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間）		規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ガル未満		3カイン以上～6カイン未満	所定運転
		40ガル未満	
3カイン以上～6カイン未満	25ガル以上～40ガル未満	6カイン以上～12カイン未満	注意運転
		40ガル以上～80ガル未満	
6カイン以上	40ガル以上	12カイン以上	運転停止
		80ガル以上	

（上越新幹線については、18カイン以上で列車の運転を見合わせる。）

※使用基準単位（カイン、ガル）は各鉄道事業者による。

イ 津波警報等発表時の取扱



(5) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

震災時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ア) 災害の規模

(イ) 被害範囲

(ウ) 被害の状況

(エ) 不通線区

(オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅等に避難に必要な器具等を整備する。

(6) 救護、救出及び避難

ア 駅等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 震災による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客を安全な場所に移動させて適切な処置を講ずる。

ウ 震災による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、関係市町村、警察、消防機関等に協力を依頼する。

(7) 代替輸送計画

震災による列車の運転不能線区の輸送については、新潟支社等の指示により次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強

(8) 応急復旧対策

震災の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 震災時における資材の供給等

震災時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(9) 市民に対する広報

JR東日本は、新潟支社の広報担当者を通じて運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、燕三条エフエム放送にも積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

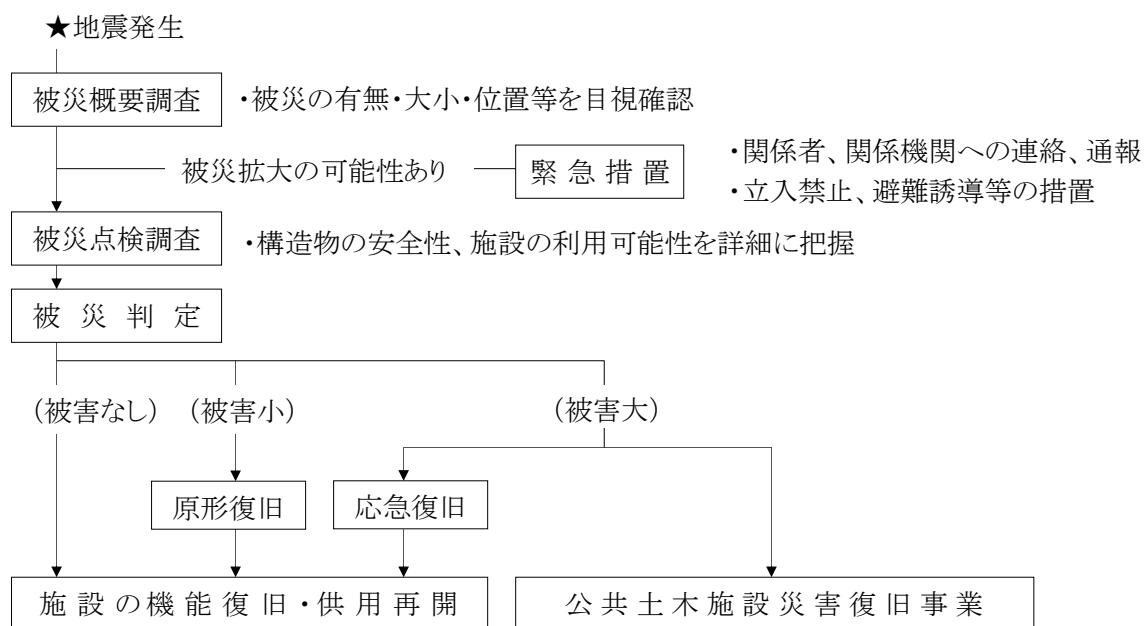
第37節 河川施設の応急対策

担当：土木課、下水道課、燕・弥彦総合事務組合消防本部

1 計画の方針

河川施設等の管理者は、地震による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の密接な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2 河川施設応急対策フロー図



3 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

各施設の管理者は、次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保対策を実施する。

(1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。

(2) 市民の安全確保

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立入禁止措置を取るとともに、市、警察及び消防機関等へ通報する。

市は、通報により必要があると認めるときは、市民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

4 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等と密接な連携の下に必要な応急措置を実施する。

(1) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水ポンプ場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

(2) 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した排水対策を実施する。

(3) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

(4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行い、二次的な災害の防止に努める。

(5) 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流側に居住する市民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(6) その他河川管理に関する事項の調整

地震発生直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン並びに市民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

5 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

6 市民に対する広報等

- (1) 各施設の管理者からの施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次周知するとともに、燕警察署、消防本部等へも逐次連絡する。
- (2) 被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

7 積雪期の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴うので、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておく。

第38節 治山・砂防施設等の応急対策

担当：土木課、農政課、防災課

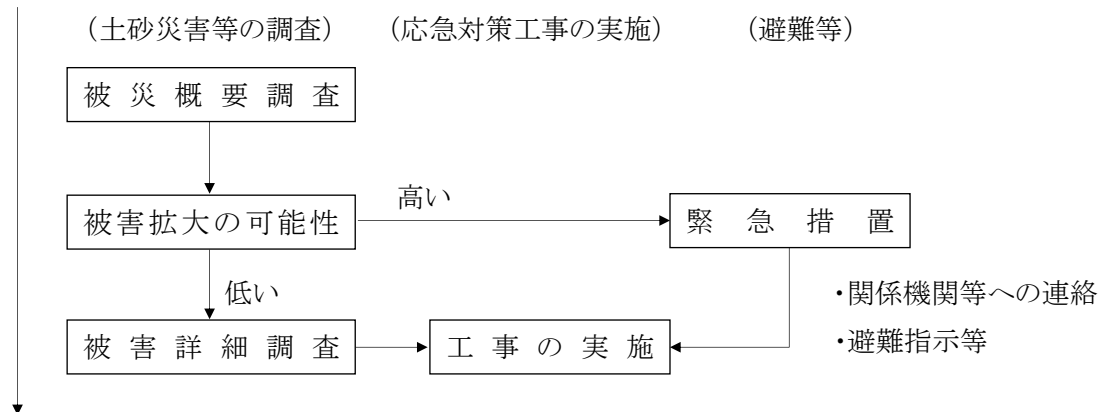
1 計画の方針

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等の発生を確認したときは、県及び関係機関に連絡する。併せて、速やかにその状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

2 応急対策のフロー

★土砂災害等の発生



3 土砂災害等の調査

- (1) 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- (2) 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- (3) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (4) 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

- (1) 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- (2) ワイヤースセンサーや伸縮計など感知器とそれに連動する警報機の設置や、監視員等の配備により、異常時に関係する市民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難等

- (1) 関係機関等への連絡

被災概要調査結果により被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

(2) 避難情報の発令

市は、土砂災害緊急情報や、被災概要調査結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係する市民にその調査概要を報告するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。

併せて、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

6 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織・自治会に迅速かつ適確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

7 積雪地域での対応

市は、地域の自主防災組織・自治会と積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

第39節 農業及び農業用施設の応急対策

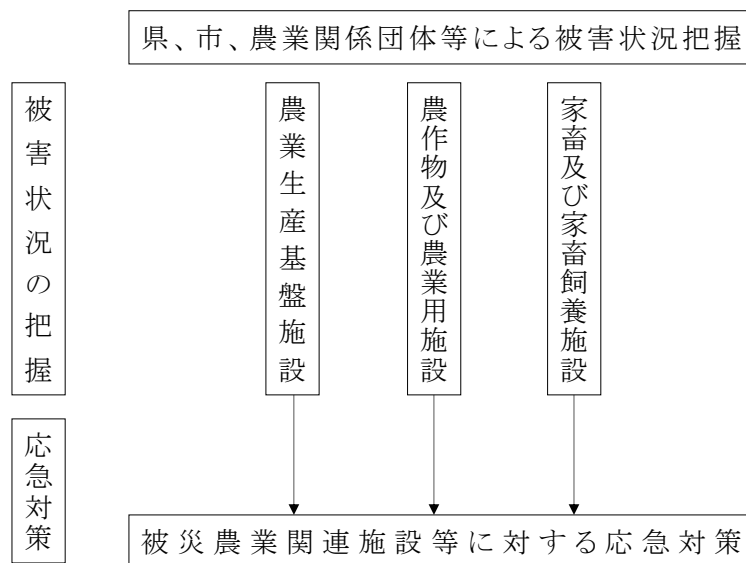
担当：農政課

1 計画の方針

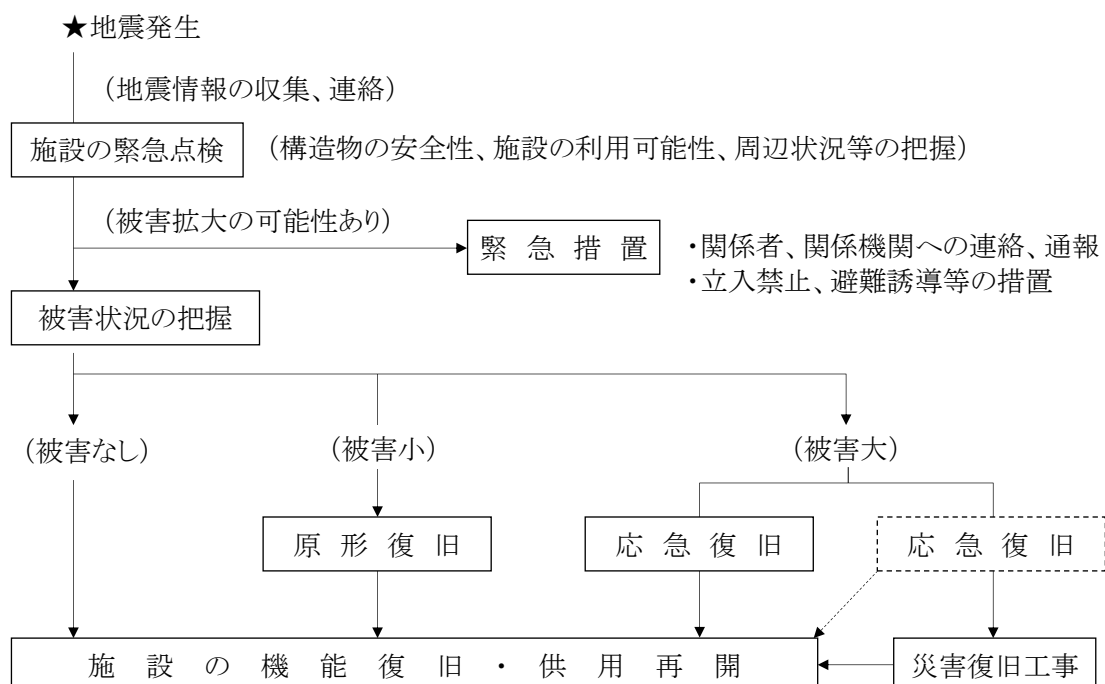
地震発生時には、農作物等の被害や農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊等が予想される。

県、市、農業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

2 農業施設等応急対策フロー図



3 農業生産基盤施設（頭首工、用排水ポンプ場、用排水路、農地等）の応急対策



(1) 災害発生前の対策

施設管理者は、過去に震災の被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 災害発生後の対応

ア 市は、西蒲原土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、県（三条地域振興局農業振興部（以下、本節において「三条地域振興局」という。））に報告する。

イ 施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行い、また、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

ウ 農業用排水施設管理者は、頭首工、排水ポンプ場〔排水機場〕等の適切な操作を行う。その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を市及び燕警察署に通知するとともに市民に周知させる。

(3) 二次災害防止のための緊急対策の実施

ア 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、震災被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努めるものとし、通行が危険な道路については、市、県、警察機関等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。

(イ) 市、土地改良区は、震災被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。

排水ポンプが不足する場合には、県が保有する排水ポンプの貸与等を要請する。

(ウ) 施設管理者は、発災後の降雨等により主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。

(エ) 施設管理者は、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ倒木の除去など応急対策を講ずる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

イ 市は、農地及び農業用施設の被害の状況から止むを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

ア 市は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況（雪害時においては併せて降雪、積雪の状況も把握）を把握し、県（三条地域振興局）に報告する。

イ 県（農林水産部）は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 農薬の漏出防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 余震等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置

(3) 応急対策

ア 県(三条地域振興局)及び市は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (オ) 種苗の供給体制の確保
- (カ) 農業用施設の応急工事等の措置

イ 県(農林水産部)は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

5 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

ア 県(三条地域振興局)、中央家畜保健衛生所及び市は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握する。

イ 市は、被害状況等を取りまとめ、県(農林水産部)に報告する。

ウ 県(農林水産部)は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、家畜飼養者等に対し、次の指示を行う。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置
- イ 停電発生農場への電源供給
- ウ 生存家畜の救出
- エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による市民への危害防止措置

(3) 応急対策

県(農林水産部)及び市は、農業協同組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡・廃用家畜の処理

- (ア) 家畜死体の受入れ体制の確保.....新潟県化製興業(株)
- (イ) 家畜死体の埋却許可.....新潟県福祉保健部
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査.....新潟県長岡食肉衛生検査センター
- (エ) 家畜廃用認定.....農業共済組合
新潟県家畜商協同組合

(オ) 家畜緊急輸送

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置

- (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導 農業協同組合
農業共済組合
(公社)新潟県畜産協会
(公社)新潟県獣医師会
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒..... (ア)に同じ
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保..... (ア)に同じ
- ウ 動物用医薬品(治療、消毒、予防)及び器材の円滑な供給 新潟県動物薬品器材協会
(公社)新潟県獣医師会
- エ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給..... 全国農業協同組合連合会新潟県本部
新潟県酪農業協同組合連合会
(公社)新潟県獣医師会

第40節 商工業応急対策

担当：商工振興課

1 計画の方針

市は、災害発生後の早急な地域経済の安定化のため、商工業に関する被災調査を迅速に実施し、食料や生活関連物資の安定供給を図るとともに、被災からの復旧に向けた労働者の確保や被災商工業者（以下、本節において「被災事業所」という。）への融資対策等の早期実施に取り組む。

2 被災状況調査

(1) 被災状況調査の実施

市は、災害後における商工業の災害復旧支援（災害融資対策等）に資するため、全ての被災事業所の被災状況についての調査を実施し、被害の状況を把握する。

ア 調査の対象範囲

市内の全ての被災事業所とする。ここでの事業所とは、物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所をいう。

イ 調査の方法

基本は、調査票による被災事業所からの自計申告とするが、必要に応じて調査員面接聴取による他計申告を併用する。

ウ 調査体制

調査の実施は市（産業振興部）の職員によるが、被災状況によっては商工会議所、商工会、各種組合団体等に協力を要請する。

(2) 被災状況調査の報告

市内の商工業に関する被災状況の調査結果は、県に報告する。なお、県では災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に国に報告する。

3 現地相談窓口の設置及び支援策の周知

(1) 現地相談窓口の設置

市は、県が実施する被災事業所の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。

(2) 支援策の周知

市は、行政等で対応できる支援策について市内の被災事業所等に対して周知させる。

第41節 応急住宅対策

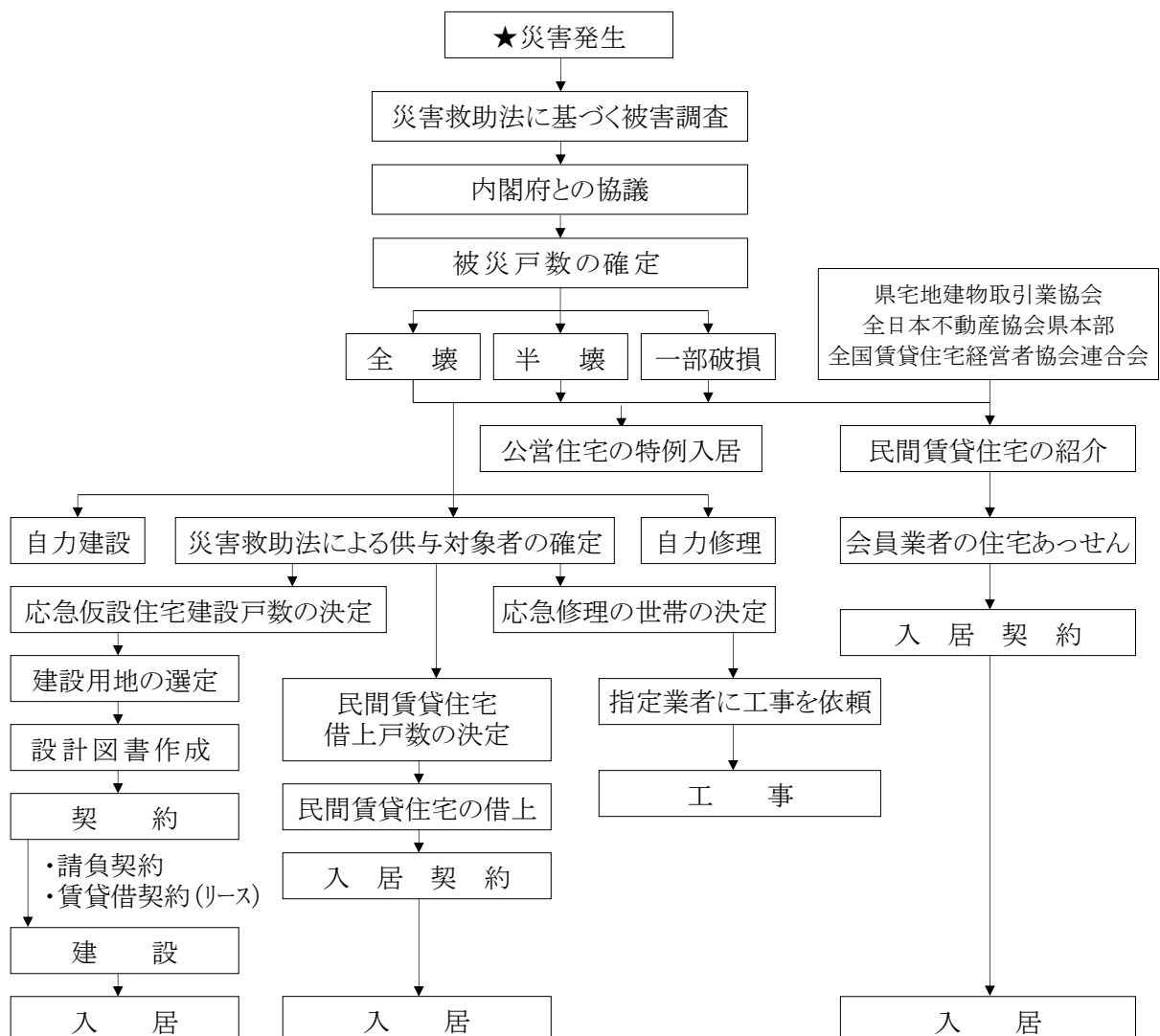
担当：営繕建築課

1 計画の方針

震災等における災害のため、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進する。

また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図る。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

市は、災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途）

- (1) 住宅及び宅地の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

4 応急仮設住宅の供与

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

(1) 建設の方針

ア 建設用地の選定

- (ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。
- (ウ) 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。
- (エ) 災害発生後、速やかに建設に着手できるよう候補地を次のとおり選定する。ただし、被害状況等により建設戸数が不足する場合は、速やかに不足分の候補地を選定するとともに、公営住宅や民間アパート等のみなし仮設住宅を活用する。

候補地名	住所	建設予定戸数
スポーツランド燕	小牧837-1	330
須頃郷第4公園	井土巻4-36	17
吉田ふれあい広場	大保466	336
吉田総合グラウンド	吉田本所169-1	96
道の駅国上北側駐車場	国上地内	54
サンスポーツランド分水野球場	あけぼの一丁目1-67	120
分水地域交流センター駐車場	分水向陽地内	59
合 計		1,012

イ 建物の規模及び費用

- (ア) 1戸あたりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。
- (イ) 建設資材の県外調達又は離島等で、輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。

ウ 建設の時期

震災が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。

応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

- ア 応急仮設住宅の建設は、知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請負わせて設置する。
- イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は県に準じて行う。

(3) 協力要請

応急仮設住宅の建設にあたっては、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(4) 入居者の選定及び管理

入居者の選定及び応急仮設住宅の管理は次のとおりとする。

- ア 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者

- イ 入居者の選定

県と結んだ委託協定に基づき、応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

- ウ 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入れ等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

- エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

(1) 応急修理の対象者

- ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
- (イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。

- イ 所得等の要件(大規模半壊の場合は所得等の要件なし)

震災のため住家が半壊又は半焼もしくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をする事ができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

(2) 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレなどの衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所とする。

(3) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(4) 応急修理の期間

震災が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣に協議の上、必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 応急修理の手続き

応急修理の手続きは、新潟県地域防災計画震災対策編第3章第51節応急住宅対策内の「応急修理事務手続き」に基づき行う。

(6) 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。

6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

(2) 対象公営住宅は、市内の県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

(3) 市は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

7 民間賃貸借住宅の紹介・あっせん

県は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、（公社）新潟県宅地建物取引業協会等へ協力要請を行う。

県の要請を受け、（公社）新潟県宅地建物取引業協会等は会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求めるとともに、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会は、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。

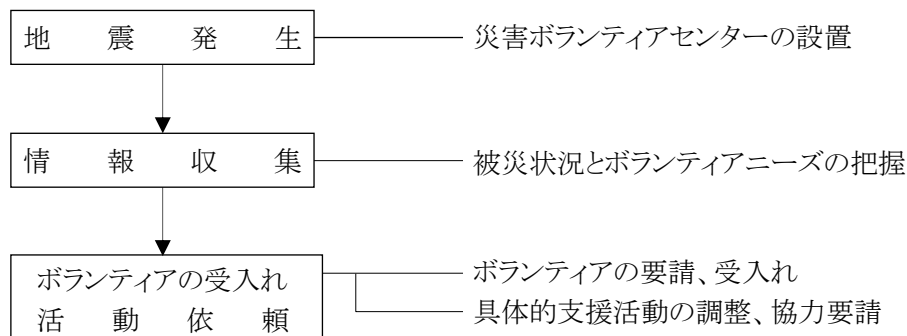
第42節 ボランティアの受入れ計画

担当：社会福祉課、防災課、燕市社会福祉協議会

1 計画の方針

地震発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンターを設置し、迅速な対応を行う。

2 ボランティアの受入れ計画フロー図



3 災害ボランティアセンターの設置

地震が発生したときは、燕市社会福祉協議会（以下、本節において「市社協」という。）は市災害対策本部と密接な連絡の下に、必要に応じ市災害ボランティアセンターを設置する。また、ボランティアとの連携の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について、相互理解を深めながら協力関係の構築に努めるものとする。

(1) 災害ボランティアセンターの体制

市及び市社協は、地域のボランティア団体や関係団体等の協力を得て、あらかじめ市災害ボランティアセンター員を指定することに努めるとともに、災害時には、連携して市災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの活動

ア ボランティアの要請、受入れ、登録

(ア) ボランティアに対しては、次の事項を明示して協力要請を行う。なお、公募に際しては、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページなどを活用する。

- ・活動内容
- ・活動期間及び活動場所
- ・本部の連絡責任者名及び連絡先
- ・その他必要事項

(イ) ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。

(ウ) 駆け付けたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。

イ 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

ウ 具体的な支援活動の調整、協力要請等

上記被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、支援活動に必要な調整、協力要請及び情報提供を行う。ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 避難所における被災者の世話
- (イ) 炊き出し作業
- (ウ) 救援物資の整理、輸送、配分等の作業
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 医療、助産、清掃、防疫等の作業
- (カ) 被害調査
- (キ) 外国人の支援
- (ク) その他応急対策に必要な作業

エ 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

オ その他、被災地ニーズに基づいた活動

(3) 就労記録

ボランティアの活動を受けた各班は、ボランティアの名称、人数、期間等について記録し、市災害対策本部に報告する。

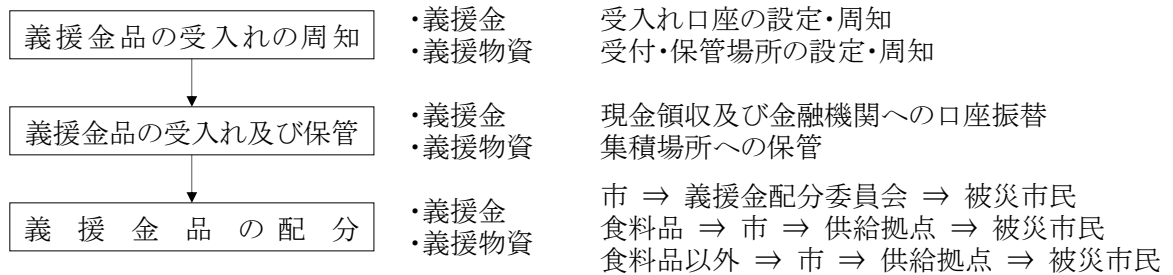
第43節 義援金品の受入れ・配分計画

担当：会計課、防災課

1 計画の方針

大規模な震災による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

2 義援金品の受け入れ、配分フロー図



3 義援金品受入れの周知

市は、義援金品の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ア 振込銀行口座(銀行名、口座番号、口座名義人等)
- イ 受入窓口

(2) 義援物資

- ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト(需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。)
- イ 送り先(あらかじめ定める集積拠点とする。)

4 義援金品の受入及び保管

市及び日本赤十字社新潟県支部燕市地区（以下、本節において「日赤」という。）は、次により義援金品を受け入れる。

(1) 義援金

市	1 受入窓口 (1) 一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長あての見舞金の受入窓口は、会計課とする。 2 現金の受入 (1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計収入として入金する。 3 義援金等の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体からの市長宛の見舞金は、一般会計として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 受入口座を設定する。

(2) 義援物資

市	1 受入・照会窓口 物資の受入及び照会窓口は、総務部とする。 2 集積場所、受入保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入保管及び配分は、災害の状況により市災害対策本部で定める。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。
---	---

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

ア 日赤、新潟県共同募金会燕支会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、市は県の義援金配分委員会等の決定に基づいて配分する。

イ 市、燕市社会福祉協議会等に寄託された義援金について、市は市義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

ウ 市義援金配分委員会の構成

市（防災課）、市議会代表、燕市自治会協議会、日赤、燕市社会福祉協議会、その他義援金受付団体等

(2) 義援物資の配分

市は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第44節 災害救助法による救助計画

担当：防災課

1 計画の方針

市域に大規模な災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

2 災害救助法の適用基準

次の(1)～(5)のいずれか一つに該当する場合。

- (1) 住家の滅失した世帯が、市域内で80世帯以上であるとき。
- (2) 県内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市における住家滅失世帯数が40世帯以上であるとき。
- (3) 県内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市における住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

3 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とする。

イ 住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。

ウ 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。

滅失世帯数＝(全壊・全焼・流失)＋(半壊・半焼×1/2)＋(床上浸水等×1/3)

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的な被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

(損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる次のものを言う。)

(ア) 住家の損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの

※(ア)(イ)のうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的

には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊、又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

(ア) 住家の損壊部分の床面積がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

エ 住家が床上浸水、土砂・竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ア～ウに該当しない場合で次のものを言う。)

(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの

(イ) 土砂・竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位を言う。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として取り扱う。

(イ) マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯とする。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・適用要請

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

ア 報告担当者

災害救助法の適用申請事務は市長の指示により総務総括班が行う。

イ 報告内容

(ア) 震災発生の日時及び場所

(イ) 震災の原因及び被害の概況

(ウ) 被害状況調べ

(エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置

(オ) その他の必要事項

5 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助は、国の責任において行われるが、その実施については知事に全面的に委任されていることから、知事は国からの法定受託事務として救助にあたる。また、知事は救助を迅速に行うため、救助の実施に関する職権の一部を、新潟県災害救助法施行細則第17条により、市長に委任している。

(1) 救助項目

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(法第4条、施行令第2条)

(2) 救助項目の選定

市は、震災の態様により何れの救助項目を適用するかを速やかに判断して救助実施方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。

6 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない震災に際して、市長が応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例(以下、「県条例」という。)に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、燕市地域防災計画及び燕市災害救助条例に定めておく。
- (2) 市長は、被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 県条例適用基準

- ア 当該市町村内の人口に応じて、県条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合(本市の場合は、住家の滅失した世帯が40世帯以上のとき。)
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(4) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - ウ 応急仮設住宅の供与
 - エ 被災した住宅の応急修理
 - オ 被災者の救出
 - カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- ※ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う

- (5) 救助の程度、方法及び期間は、県条例施行規則の第5条に定めるとおりとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付け、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 被災者のための相談、支援

市、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(1) 相談窓口の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市役所などにできる限り総合的な相談窓口を速やかに開設する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳などの活用により被災者情報を共有し、迅速かつ的確な支援に努める。また居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（新潟県、平成27年作成）」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等について、広く被災企業に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 罹災証明書及び被災届出証明書の発行

市は、発災後速やかに、住家の被害認定調査の実施体制並びに罹災証明書及び被災届出証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅延なく、罹災証明書及び被災届出証明書を発行できるよう努める。また、平時から住家の被害認定調査について、調査員の育成、他自治体等との応援協定の締結、受援体制の整備、業務を支援する「新潟県被災者生活再建支援システム」の活用等を計画的に進める。

4 雇用の安定

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、公共職業安定所等を通じて次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地を管轄する公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア 被災求職者の身上把握を適切に実施し、公共職業安定所等を通じて住居確保に配慮しつつ、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部(大企業2/3、中小企業3/4)を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び市内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により市内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 市内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等(電気通信設備、電信電話設備)の復旧と要員確保及び所要現金の確保等に努める。

イ 市は、災害発生後、金融に関する市民の需要(預貯金の払戻・解約、融資等)に混乱が生じないよう、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を市民に広報し、周知する。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

ア 金融機関は、災害発生の際は、被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は、預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分 of 猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとる。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとる。

イ 証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等は、災害発生の際、被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所からの要請に基づき、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとる。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限り便宜措置をとる。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の便宜措置をとる。

(4) 各種措置に関する広報

応急金融対策に関する情報について、新聞、報道、インターネットその他の適切な方法により、迅速

に市民に提供するよう努める。

6 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、市と連携して需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下、「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

7 住宅対策

(1) 被災住宅に係る応急処置

市は、被災住宅の応急処置について、関係法令によるもののほか必要な措置を講じる。

(2) 被災住宅の修繕等に関する相談体制

市は、燕市建設業協同組合等と連携し、被災住宅の修繕等に関する相談体制を整備する。

(3) 危険物等の除去

市は、地震等により倒壊の危険性がある構築物の除去のため、必要な措置を講じる。

(4) 住宅復旧のための資材調達

市は、必要に応じ、燕市建設業協同組合と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に、必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(5) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は、滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 租税の特例措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、燕市税条例又は燕市国民健康保険税条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる市税の納税緩和措置を適切に講ずる。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は特別徴収義務者については30日を限度として延長する。

(2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに通算して2年を越えない範囲内で延長する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 租税の減免

被災した納税義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

ア 個人市民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 固定資産税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 特別土地保有税

課税対象となる土地が被害により著しく価値を減じた場合、一定割合を減免する。

エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

9 公共料金等の特例措置

(1) 市は、被災した市民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、罹災証明書を速やかに発行するなどの措置を講ずる。

(2) 関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

ア 郵政事業

(ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付

(イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 電気事業

電気料金の支払期限の延長、減免等

ウ 電信電話事業

放送受信料、電話料金の支払期限の延長、減免等

エ その他

ガス、水道、下水道、し尿汲み取り、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

10 市民への制度の周知

市、県、防災関係機関、その他関係機関等は、災害復旧について取られている特例措置等について、市ホームページ、広報紙、チラシその他の手段により市民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・燕三条エフエム放送及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、市民への周知に努める。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

震災等により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、震災等により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市防災課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市防災課
	(3) 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊した世帯、又は大規模半壊した世帯等	市防災課
貸付	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市防災課
	(5) 生活福祉資金 ア 災害臨時経費 イ 住宅改修等経費	低所得世帯等	市社会福祉課 (民生委員・児童委員)
	(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	三条地域振興局
	(7) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(8) 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関 市営繕建築課
	(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、銀行
	(10) 日本政策金融公庫資金 (農林水産業)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関
	(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市商工振興課 金融機関 県信用保証協会

第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設及び民有施設の震災による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう、一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の復旧に対する財政援助・助成制度の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

2 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

地震により被害が発生した場合、当該施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握し、市にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた市は集計結果を速やかに県に報告する。

(3) 被害状況総合集計

県は県全体の集計を行い、国に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

3 災害復旧事業計画の策定

(1) 復旧(復興)方針の決定及び復旧計画の策定

被災した施設を管理する責任を有する者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成する。

なお、その被害が甚大で広範に及ぶ場合は、必要に応じ、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害復旧事業計画

ア 公共施設被害の災害復旧事業計画

公共施設被害の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画

- a 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- b 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- c 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

(イ) 農業施設等災害復旧事業計画

(ウ) 文教施設等災害復旧事業計画

(エ) 厚生施設等災害復旧事業計画

(オ) 都市施設災害復旧事業計画

(カ) 公営住宅等災害復旧事業計画

(キ) その他の災害復旧事業計画

イ 民有施設被害の災害復旧事業計画

市は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、次の措置を講ずる。

(ア) 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金の貸付)

被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう制度広報を行うとともに、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(イ) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

(ウ) 中小企業融資の確保

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- a 被災の状況に応じ特に必要があると認めたときは、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- b 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また、被害の状況に応じて現地に融資相談所を開設する等の措置を行う。
- c 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- d 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について、被害の状況に応じて償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- e 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

(エ) 被災者の恒久的生活確保

市は、被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県と協力して次の措置を講ずる。

a 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅政策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、「公営住宅法」に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

b 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保の一環として、「生活保護法」に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保証して生活の確保を図るよう指導援助する。

c 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び燕市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

d 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は燕市税条例に基づき、市長が認める場合は、期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずる。

e 生活福祉資金等の貸付

市は、低所得世帯等が災害により生活が困窮している場合、あるいは災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の導入を指導する。

4 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続き

災害復旧事業の執行手続きは、それぞれ法令、要綱等に基づき進める。

(2) 災害復旧事業の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう、必要な措置を講ずる。

5 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、市の復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 激甚災害指定のための調査

県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行う。

(2) 市の調査協力

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

6 災害復旧事業に係る財源確保

市は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県に次の措置の実施を要請する。

(1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

(2) 特別交付税

(3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業債

(イ) 一般単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠かん債

(イ) 災害対策債

(ウ) 小災害債

a 公共土木等小災害債

b 農地等小災害債

7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民や関係団体に対し、市ホームページ、掲示板、広報紙・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に関わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

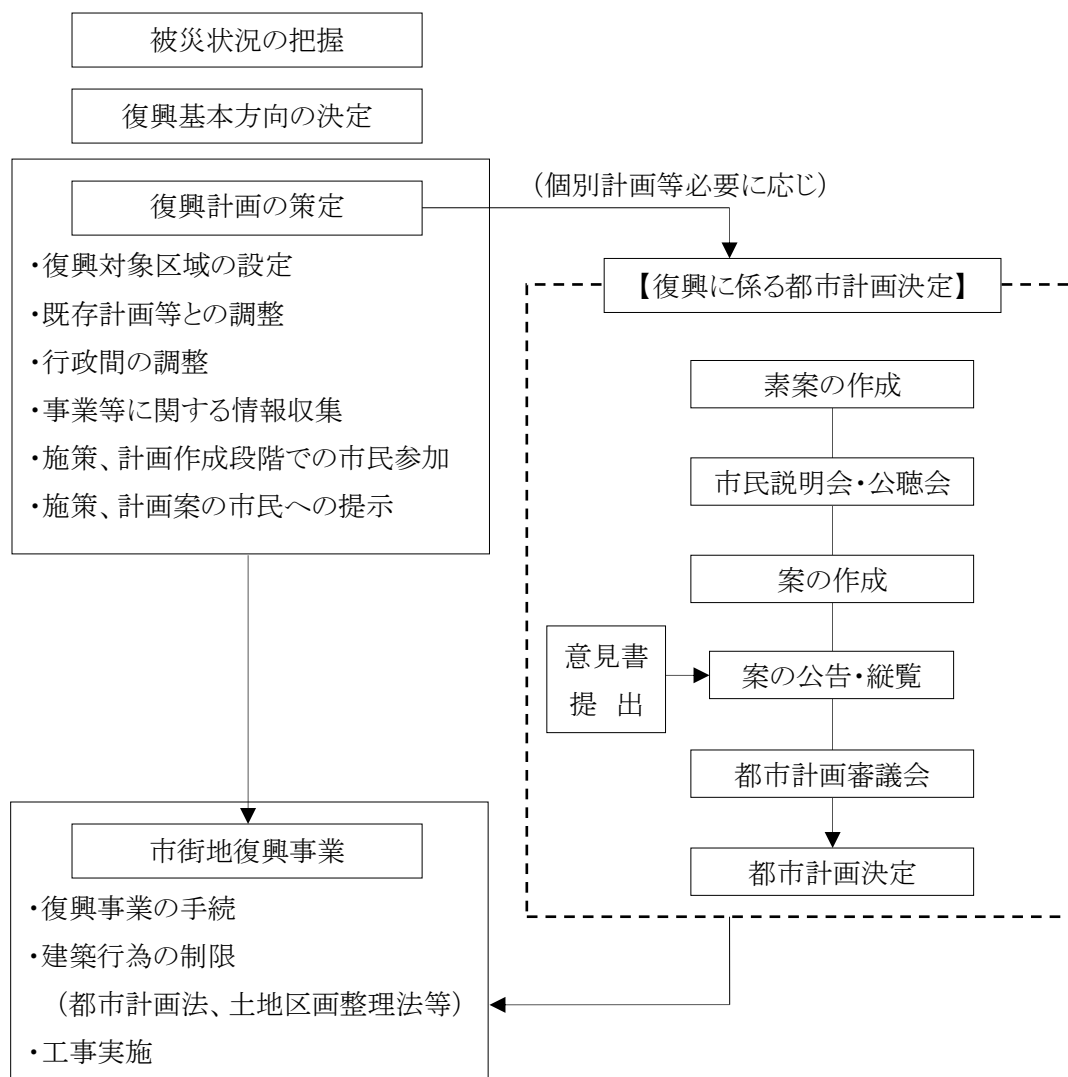
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

県及び市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市民、民間事業者及び施設管理者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を策定する。

さらに、県、市及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度の災害防止及びより快適な都市環境を目指した効果的な防災対策と復興対策を可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 都市復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた復興計画の策定のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行にあたり、県及び市は、必要に応じて国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び市が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい児者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な策定と遂行のための体制整備（県・市間の連携、国との調整、広域調整）を行う。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復旧を図る。

復興計画策定にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

市及び県は、再度の災害防止及びより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境の保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念の基に、計画策定段階で「コンパクトな都市」等、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、市民の理解を求める。併せて、障がい児者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健

全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

市及び県は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行う。

市及び県は、建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい児者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

燕市地域防災計画

[震災対策編]

作成日:平成19年 3月30日 作成
施行日:平成19年 4月 1日 施行
修正日:平成25年 4月 1日 修正
修正日:平成29年 2月22日 修正
修正日:令和 6年 3月 4日 修正

監修:燕市防災会議
発行者:燕市総務部防災課
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
TEL 0256-92-1111 FAX 0256-92-2112
E-mail tbm-bousai@city.tsubame.lg.jp